

一、本会議の審議概要

○平成四年一月二十四日 金曜日

開会 午前十時一分

日程第一 議席の指定

議長は、議員の議席を指定した。

議員新坂一雄君逝去につき哀悼の件

右の件は、議長からすでに弔詞をささげた旨報告し、その弔詞を朗読した。次いで、峯山昭範君が哀悼の辞を述べた。

特別委員会設置の件

右の件は、議長発議により、科学技術振興に関する諸問題を調査しその対策樹立に資するため委員二十名から成る科学技術特別委員会、公害及び環境保全に関する諸問題を調査しその対策樹立に資するため委員二十名から成る環境特別委員会、災害に関する諸問題を調査しその対策樹立に資するため委員二十名から成る災害対策特別委員会、選挙制度に関する調査のため委員二十五名から成る選挙制度に関する特別委員会、沖縄及び北方問題に関する対策樹立に資するため委員二十名から成る沖縄及び北方問題に関する特別委員会、土地問題及び国土利用に関する対策樹立に資するため委員三十名から成る土地問題等に関する特別委員会を設置することに全会一致をもって決し、国会等の移転に関する調査を行うため委員十名から成る国会等の移転に関する特別委員会、国際平和協力及び国際緊急援助活動に関する対策樹立に資するため委員四十五名から成る国際平和協力等に関する特別委員会を設置することに決し、議長は、特別委員を指名した。

備

考

一・二四 開会式

裁判官訴追委員及び同予備員辞任の件

右の件は、裁判官訴追委員斎藤栄三郎君、同予備員小西博行君の辞任を許可することに決した。

裁判官弾劾裁判所裁判員等各種委員の選挙

右の選挙は、動議によりその手続を省略して議長の指名によること及び裁判官訴追委員予備員の職務を行う順序は議長に一任することに決し、議長は、裁判官弾劾裁判所裁判員に斎藤栄三郎君、裁判官訴追委員に後藤正夫君、同予備員に瀬谷英行君を指名した。

また、裁判官訴追委員予備員の職務を行う順序は、瀬谷英行君を第二順位に、第二順位の清水澄子君を第三順位に、第三順位の池田治君を第四順位とした。

休憩 午前十時十七分

再開 午後四時五分

日程第二 国務大臣の演説に関する件

宮澤内閣総理大臣は施政方針に関し、渡辺外務大臣は外交に関し、羽田大蔵大臣は財政に関し、野田国務大臣は経済に関してそれぞれ演説をした。

国務大臣の演説に対する質疑は、延期することに決した。

散会 午後五時五十五分

(衆議院)

一・二四 国務大臣の演説

二八、二九 演説に対する質疑

○平成四年一月二十九日 水曜日

開会 午前十時二分

日程第一 國務大臣の演説に関する件(第二日)

対馬孝且君、村上正邦君は、それぞれ質疑をした。

残余の質疑は、延期することに決した。

散会 午後一時

○平成四年一月三十日 木曜日

開会 午前十時一分

日程第一 國務大臣の演説に関する件(第三日)

片上公人君、立木洋君は、それぞれ質疑をした。

休憩 午前十一時二十六分

再開 午後一時一分

休憩前に引き続き、中村鋭一君、小西博行君、千葉景子君は、それぞれ質疑をした。

議長は、質疑が終了したことを告げた。

散会 午後三時三分

一・三〇〇・二 内閣総理大臣の

海外出張(国連安保理サ

ミット出席)

○平成四年二月十四日 金曜日

開会 午前十時一分

議長は、新たに当選した議員吉田之久君を議院に紹介した後、同君を運輸委員に指名した。
議員熊谷太三郎君逝去につき哀悼の件

右の件は、議長からすでに弔詞をささげた旨報告し、その弔詞を朗読した。次いで、原文兵衛君が哀悼の辞を述べた。

議員栗村和夫君逝去につき哀悼の件

右の件は、議長からすでに弔詞をささげた旨報告し、その弔詞を朗読した。次いで、鶴岡洋君が哀悼の辞を述べた。

国家公務員等の任命に関する件

右の件は、国家公安委員会委員に岩男寿美子君、中央社会保険医療協議会委員に井原哲夫君、航空事故調査委員会委員長に竹内和之君、同委員に東昭君、東口實君、労働保険審査会委員に小川博君、山口泰夫君を任命することに全会一致をもって同意することに決し、中央社会保険医療協議会委員に館龍一郎君、航空事故調査委員会委員に宮内恒幸君、吉末幹昌君を任命することに同意することに決した。

日程第一 平成三年度の水田農業確立助成補助金についての所得税及び法人税の臨時特

例に関する法律案（衆議院提出）

右の議案は、大蔵委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

散会 午前十時三十分

○平成四年三月十一日 水曜日

開会 午前十時二分

議長は、新たに当選した議員萩野浩基君を議院に紹介した後、同君を法務委員に指名した。議員狩野明男君逝去につき哀悼の件

右の件は、議長発議により院議をもって弔詞をささげることに関し、議長は、弔詞を朗読した。次いで、峯山昭範君が哀悼の辞を述べた。

日程第一 中央選挙管理委員会及び同予備委員の指名

右の指名は、動議により議長に一任することに決し、議長は、中央選挙管理委員会に堀家嘉郎君、皆川迪夫君、角尾隆信君、笠原昭男君、鈴木一弘君、同予備委員に花田潔君、金井和夫君、川那辺博君、石田武君、岡本富夫君を指名した。

租税特別措置法の一部を改正する法律案、法人特別税法案及び相続税法の一部を改正する法律案（趣旨説明）

右は、日程に追加し、羽田大蔵大臣から趣旨説明があった後、山田健一君、白浜一良君がそれぞれ質疑をした。

散会 午前十一時二十五分

三・一七 アルベルト・フジモリ・ペ

ルー共和国大統領の演説
(衆議院議場)

○平成四年三月二十五日 水曜日

開会 午前十時二分

国家公務員等の任命に関する件

右の件は、人事官に弥富啓之助君、原子力委員会委員に大山彰君、林政義君、原子力安全委員会委員に寺島東洋三君、都甲泰正君、中央更生保護審査会委員に中田修君、日本銀行政策委員会委員に井倉和也君を任命することに同意することに決した。

地方税法の一部を改正する法律案（趣旨説明）

右は、日程に追加し、塩川自治大臣から趣旨説明があった後、三重野栄子君が質疑をした。

日程第一 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案

（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、選挙制度に関する特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

散会 午前十時三十三分

○平成四年三月二十七日 金曜日

開会 午後五時三十二分

日程第一 豪雪地帯対策特別措置法の一部を改正する法律案（衆議院提出）

右の議案は、災害対策特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

日程第二 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

裁判所の休日に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の両案（第二の議案は日程に追加）は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

日程第三 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、外務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

日程第四 石炭鉱業の構造調整の推進等の石炭対策の総合的な実施のための関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法案（内閣提出、衆議院送付）

右の両案（第二の議案は日程に追加）は、商工委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

日程第五 沖繩振興開発特別措置法及び沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、沖繩及び北方問題に関する特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

（衆議院議決）

三・一一 沖繩振興開発特別措置法及び沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（閉法第二二号）

郵便法の一部を改正する法律案（内閣提出）

お年玉付郵便葉書等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件（衆議院送付）

右の三件は、日程に追加し、通信委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、第一及び第二の議案は全会一致をもって可決、第三の議案は全会一致をもって承認することに決した。

恩給法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

一般職の職員の給与等に関する法律及び行政機関の休日に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の三案は、日程に追加し、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

特定船舶製造業経営安定臨時措置法を廃止する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、日程に追加し、運輸委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

租税特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

法人特別税法案（内閣提出、衆議院送付）

相続税法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

関税率法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

（衆議院議決）

三・一八 租税特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第三号）

法人特別税法案（閣法第三号）

相続税法の一部を改正する法律案（閣法第五号）

国際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律及び米州開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の六案は、日程に追加し、大蔵委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、第一、第二及び第四乃至第六の議案は可決、第三の議案は全会一致をもって可決された。

琵琶湖総合開発特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

特殊土じよう地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案（衆議院提出）

右の両案は、日程に追加し、建設委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、第一の議案は可決、第二の議案は全会一致をもって可決された。

松くい虫被害対策特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

森林組合併助成法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の両案は、日程に追加し、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

地方税法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

警察法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

地方自治法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の三案は、日程に追加し、地方行政委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、第一の議案は可決、第二及び第三の議案は全会一致をもって可決された。

健康保険法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

（衆議院議決）

三・一二 地方税法の一部を改正

する法律案（關法第一〇

号）

三・一二 健康保険法等の一部を改

正する法律案（關法第二

四号）

右の議案は、日程に追加し、厚生委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

義務教育費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、日程に追加し、文教委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

労働保険の保険料の徴収等に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、日程に追加し、労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

国会に置かれる機関の休日に関する法律の一部を改正する法律案（衆議院提出）

右の議案は、日程に追加し、議院運営委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

参議院事務局職員定員規程の一部改正に関する件

参議院法制局職員定員規程の一部改正に関する件

右の両件は、議長発議に係る参議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案を可決、参議院法制局職員定員規程の一部を改正する規程案を全会一致をもって可決した。

散会 午後六時三十分

○平成四年三月三十一日 火曜日

開会 午後五時三十六分

平成四年度一般会計暫定予算

平成四年度特別会計暫定予算

平成四年度政府関係機関暫定予算

右の三案は、日程に追加し、予算委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

日程第一 看護婦等の人材確保の促進に関する法律案並びに社会福祉事業法及び社会福

祉施設職員退職手当共済法の一部を改正する法律案（趣旨説明）

右は、山下厚生大臣から趣旨説明があった後、清水嘉与子君、西野康雄君、針生雄吉君、沓脱タケ子君、乾晴美君、勝木健司君がそれぞれ質疑をした。

散会 午後七時四十八分

○平成四年四月九日 木曜日

開会 午後五時一分

日程第一 平成四年度一般会計予算

日程第二 平成四年度特別会計予算

平成四年度一般会計予算

平成四年度特別会計予算

平成四年度政府関係機関予算

〔衆議院予算委員会〕

二・二五 証人喚問・参考人招致

二・二六、二七 公聴会

三・三、四 集中審議

三・一一、一二 分科会

三・一三 可決

〔衆議院本会議〕

三・一三 可決

日程第 三 平成四年度政府関係機関予算

右の三案は、予算委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、討論の後、記名投票をもつて採決の結果、賛成一〇四、反対一三〇にて否決された。

休憩 午後六時三十七分

再開 午後七時四十一分

平成四年度一般会計予算外二件両院協議会の協議委員の選挙

右の選挙は、動議によりその手続を省略して議長の指名によることに決し、議長は、協議委員を指名した。

休憩 午後七時四十三分

再開 午後九時二十六分

平成四年度一般会計予算外二件両院協議会参議院協議委員議長報告

右は、平成四年度一般会計予算外二件両院協議会参議院協議委員議長久保巨君から平成四年度一般会計予算外二件両院協議会において成案を得なかつた旨の報告があつた。

散会 午後九時三十三分

○平成四年四月十七日 金曜日

開会 午前十時二分

議長は、新たに当選した議員狩野安君を議院に紹介した後、同君を地方行政委員に指名し

〔参議院予算委員会〕

三・二六 公聴会

四・六、七 委嘱審査

四・九 否決

〔参議院本会議〕

四・九 否決

〔両院協議会〕

四・九 成案を得ず

平成四年度一般会計予算外二件両院協議会参議院協議委員

議長 久保 巨君

副議長 太田 淳夫君

稲村 稔夫君

小川 仁一君

梶原 敬義君

佐藤 三吾君

白浜 一良君

吉岡 吉典君

高井 和伸君

寺崎 昭久君

た。

日程第一 アジア太平洋郵便連合一般規則及びアジア太平洋郵便条約の締結について承認を求めるの件

日程第二 千九百六十八年二月二十三日の議定書によって改正された千九百二十四年八月二十五日の船荷証券に関する規則の統一のための国際条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

日程第三 旅券法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の三件は、外務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、日程第一及び第二は全会一致をもって承認することに決し、日程第三は全会一致をもって可決された。

日程第四 公認会計士法の一部を改正する法律案（内閣提出）

右の議案は、大蔵委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

日程第五 公有地の拡大の推進に関する法律及び都市開発資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第六 治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の両案は、建設委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

日程第七 計量法案（内閣提出）

右の議案は、商工委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致を

もって可決された。

日程第 八 国際海上物品運送法の一部を改正する法律案（内閣提出）

右の議案は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

日程第 九 通信・放送衛星機構法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第一〇 有線テレビジョン放送の発達及び普及のための有線テレビジョン放送番組充
実事業の推進に関する臨時措置法案（内閣提出、衆議院送付）

右の両案は、通信委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、日程第九は可決、日程第一〇は全会一致をもって可決された。

日程第一一 農業改良資金助成法の一部を改正する法律案（内閣提出）

右の議案は、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

日程第一二 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

右の議案は、労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

散会 午前十時二十九分

○平成四年四月二十日 月曜日

開会 午後零時二分

外国人登録法の一部を改正する法律案（趣旨説明）

右は、日程に追加し、田原法務大臣から趣旨説明があった後、三石久江君が質疑をした。

日程第一 離島振興法の一部を改正する法律案（衆議院提出）

右の議案は、地方行政委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

散会 午後零時三十六分

○平成四年四月二十四日 金曜日

開会 午前十時二分

日程第一 投資の相互促進及び相互保護に関する日本国とトルコ共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

日程第二 障害者の職業リハビリテーション及び雇用に関する条約（第百五十九号）の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

日程第三 北太平洋における溯^{さく}河性魚類の系群の保存のための条約の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

右の三件は、外務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、日程第一及び第二は承認することに決し、日程第二は全会一致をもって承認することに決した。

日程第四 看護婦等の人材確保の促進に関する法律案（内閣提出）

日程第五 社会福祉事業法及び社会福祉施設職員退職手当共済法の一部を改正する法律案（内閣提出）

案（内閣提出）

日程第六 原子爆弾被爆者等援護法案（第百十八回国会山本正和君外九名発議）

右の三案は、厚生委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、日程第四及び第五は全会一致をもって可決、日程第六は委員長報告のとおり修正議決された。

日程第七 研究交流促進法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、科学技術特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

日程第八 公害防止事業団法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、環境特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

日程第九 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、運輸委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

日程第一〇 職業能力開発促進法の一部を改正する法律案（内閣提出）

右の議案は、労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致を

（衆議院議決）

六・一九 看護婦等の人材確保の促進

に関する法律案（閣法第五四号）

社会福祉事業法及び社会福祉施設職員退職手当共済法の一部を改正する法律案（閣法第五五号）

もって可決された。

日程第一一 道路交通法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、地方行政委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

日程第一二 伝統的工芸品産業の振興に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、

衆議院送付）

日程第一三 特定中小企業集積の活性化に関する臨時措置法案（内閣提出、衆議院送付）

右の両案は、商工委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

日程第一四 国立学校設置法及び国立学校特別会計法の一部を改正する法律案（内閣提出、

衆議院送付）

右の議案は、文教委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

散会 午前十時三十二分

○平成四年四月二十七日 月曜日

開会 午前十時一分

日程第一 農業協同組合法の一部を改正する法律案（趣旨説明）

右は、田名部農林水産大臣から趣旨説明があった後、谷本魏君が質疑をした。

日程第二 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律案

(趣旨説明)

右は、山崎建設大臣から趣旨説明があった後、既正敏君が質疑をした。

日程第三 国際平和協力業務及び国際緊急援助業務の実施等に関する法律案(趣旨説明)

右は、本院議員野田哲君から趣旨説明があった後、吉川春子君、井上哲夫君がそれぞれ質疑をした。

散会 午後零時三分

○平成四年五月十三日 水曜日

開会 午前十時二分

日程第一 獣医師法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第二 獣医療法案(内閣提出、衆議院送付)

日程第三 家畜改良増殖法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

右の三案は、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

日程第四 金属鉱業等鉱害対策特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第五 ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律案(衆議院提出)

四・二八〇五・二 内閣総理大臣の
海外出張(フランス、ド
イツ)

右の両案は、商工委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

日程第 六 長野オリンピック冬季競技大会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、文教委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

散会 午前十時十二分

○平成四年五月十八日 月曜日

開会 午後零時三十二分

国務大臣の報告に関する件（平成四年度地方財政計画について）
地方交付税法等の一部を改正する法律案（趣旨説明）

右は、日程に追加し、塩川自治大臣から報告及び趣旨説明があった後、野別隆俊君が質疑をした。

日程第 一 所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とルクセンブルグ大公国との間の条約の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

日程第 二 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国と

ノールウェー王国との間の条約の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

日程第三 所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とオランダ王国政府との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

右の三件は、外務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、承認することに決した。

日程第四 労働安全衛生法及び労働災害防止団体系の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

日程第五 船員法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、運輸委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

日程第六 農業協同組合法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第七 農業協同組合併助成法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の両案は、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

日程第八 郵便貯金法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第九 簡易生命保険法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の両案は、通信委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、日程第八は

（衆議院議決）

四・二四 農業協同組合法の一部を改正する法律案（關法第六六号）

可決、日程第九は全会一致をもって可決された。

散会 午後一時二十七分

○平成四年五月二十日 水曜日

開会 午前十時二分

議員今泉隆雄君逝去につき哀悼の件

右の件は、議長発議により院議をもって弔詞をささげることになり、議長は、弔詞を朗読した。次いで、大木浩君が哀悼の辞を述べた。

医療法の一部を改正する法律案（趣旨説明）

右は、日程に追加し、山下厚生大臣から趣旨説明があった後、菅野壽君が質疑をした。

日程第一 産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律案（内閣提出、

衆議院送付）

日程第二 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院

送付）

右の両案は、厚生委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

日程第三 外国人登録法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致を

（衆議院議決）

四・一七 外国人登録法の一部を改正する法律案（關法第七号）

もって可決された。

日程第 四 介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）
右の議案は、労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致を
もって可決された。

日程第 五 日本電信電話株式会社法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
右の議案は、通信委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。
外交・総合安全保障に関する調査の報告

右の件は、報告を聴取することに決し、外交・総合安全保障に関する調査会長から報告
があった。

散会 午前十一時二分

○平成四年五月二十五日 月曜日

開会 午前十時二分

証券取引等の公正を確保するための証券取引法等の一部を改正する法律案（趣旨説明）

右は、日程に追加し、羽田大蔵大臣から趣旨説明があった後、前畑幸子君、和田教美君
がそれぞれ質疑をした。

都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律案（閣法第七二号）（趣旨説明）

右は、日程に追加し、山崎建設大臣から趣旨説明があった後、種田誠君が質疑をした。

電波法の一部を改正する法律案（趣旨説明）

右は、日程に追加し、渡辺郵政大臣から趣旨説明があった後、及川一夫君が質疑をした。

日程第一 自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する

特別措置法案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、環境特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

日程第二 中小企業流通業務効率化促進法案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、商工委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

日程第三 国際観光ホテル整備法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、運輸委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

散会 午後零時三分

○平成四年五月二十九日 金曜日

開会 午前十時一分

議長は、新たに当選した議員山田俊昭君を議院に紹介した後、同君を外務委員に指名した。

日程第一 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律案

（衆議院議決）

四・二四 地方拠点都市地域の整備及

び産業業務施設の再配置の

促進に関する法律案（關法

第三四号）

(内閣提出、衆議院送付)

右の議案は、建設委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

日程第 二 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律案 (内閣提出、衆議院送付)

院送付)

右の議案は、環境特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

日程第 三 証券取引等の公正を確保するための証券取引法等の一部を改正する法律案

(内閣提出、衆議院送付)

右の議案は、大蔵委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

日程第 四 電波法の一部を改正する法律案 (内閣提出、衆議院送付)

右の議案は、通信委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

日程第 五 民事訴訟費用等に関する法律の一部を改正する法律案 (内閣提出、衆議院送付)

右の議案は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

日程第 六 特定債権等に係る事業の規制に関する法律案 (内閣提出、衆議院送付)

右の議案は、商工委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

日程第 七 地方交付税法等の一部を改正する法律案 (内閣提出、衆議院送付)

右の議案は、地方行政委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

(衆議院議決)

五・二一 証券取引等の公正を確保するための証券取引法等の一部を改正する法律案 (關法第四〇号)

五・三二 電波法の一部を改正する法律案 (關法第六四号)

(衆議院議決)

五・一四 地方交付税法等の一部を改正する法律案 (關法第二五号)

散会 午前十時二十三分

○平成四年六月五日 金曜日

開会 午後十時三十一分

議長は、本日は延会することとし、次会は、明日午前零時三十分より開会する旨を宣告した。

延会 午後十時三十二分

○平成四年六月六日 土曜日

開会 午前零時三十一分

議院運営委員長井上孝君解任決議案（梶原敬義君外一名発議）（委員会審査省略要求事件）

右の議案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加して議題とすることに決し、梶原敬義君から趣旨説明があつて、討論の後、記名投票をもって採決の結果、賛成一〇三、反対一三五にて否決された。

議長は、午後二時三十分まで休憩する旨を宣告した。

休憩 午後一時四分

再開 午後六時三分

内閣総理大臣宮澤喜一君問責決議案（久保巨君外一名発議）（委員会審査省略要求事件）

右の議案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加して議題とすることに決し、久保巨君から趣旨説明があった後、討論があった。

議長は、本日は延会することとし、次会は、明日午前零時十分より開会する旨を宣告した。
延会 午後七時

○平成四年六月七日 日曜日

開会 午前零時十一分

日程第一 内閣総理大臣宮澤喜一君問責決議案（久保巨君外一名発議）（前会の続）

右の議案は、前会に引き続き議題とした後、記名投票をもって採決の結果、賛成一〇〇、
反対一三五にて否決された。

議長は、午前九時まで休憩する旨を宣告した。

休憩 午前七時十分

再開 午後八時一分

議長不信任決議案（橋本敦君外一名発議）（委員会審査省略要求事件）

右の議案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加して議題とすることに決し、市川正一君から趣旨説明があった後、否決された。

議長は、日程第二及び第三を一括して議題とする旨を宣告した。

国際平和協力等に関する特別委員長下条進一郎君問責決議案（佐藤三吾君外一名発議）（委員会審査省略要求事件）

右の議案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加して議題とすることに決し、佐藤三吾君から趣旨説明があった後、討論があった。

議長は、本日は延会することとし、次会は、明日午前零時十分より開会する旨を宣告した。
延会 午後八時五十九分

○平成四年六月八日 月曜日

開会 午前一時十一分

日程第一 国際平和協力等に関する特別委員長下条進一郎君問責決議案（佐藤三吾君外一名発議）（前会の続）

右の議案は、前会に引き続き議題とした後、記名投票をもって採決の結果、賛成九九、反対一三六にて否決された。

議長は、午後四時まで休憩する旨を宣告した。

休憩 午後二時十九分

再開 午後四時三分

日程第二 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律案（第二百二十一回国会内

閣提出、第二百二十二回国会衆議院送付) (前会の続)

日程第三 国際緊急援助隊の派遣に関する法律の一部を改正する法律案(第二百十二回国会内閣提出、第二百二十二回国会衆議院送付) (前会の続)

右の両案は、前会に引き続き一括議題とした後、国際平和協力等に関する特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった。

本件を国際平和協力等に関する特別委員会に再付託することの動議(諫山博君外一名提出)を否決した。

討論があった。

議長は、本日は延会することとし、次会は、明日午前零時十分より開会する旨を宣告した。
延会 午後五時三十四分

○平成四年六月九日 火曜日

開会 午前零時十一分

日程第一 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律案(第二百十二回国会内閣提出、第二百二十二回国会衆議院送付) (前会の続)

日程第二 国際緊急援助隊の派遣に関する法律の一部を改正する法律案(第二百十二回国会内閣提出、第二百二十二回国会衆議院送付) (前会の続)

右の両案は、前会に引き続き一括議題とした後、日程第一は記名投票をもって採決の結

(衆議院議決)

六・一五 国際連合平和維持活動等に

対する協力に関する法律案
(第二百十二回国会開法第五号)

国際緊急援助隊の派遣に関する法律の一部を改正する法律案(第二百十二回国会開法第六号)

果、賛成一三七、反対一〇二にて委員長報告のとおり修正議決、日程第二は可決された。
散会 午前一時五十九分

○平成四年六月十九日 金曜日

開会 午前十時三分

国家公務員等の任命に関する件

右の件は、科学技術会議議員に森巨君、公正取引委員会委員に植木邦之君、公害等調整委員会委員長に西山俊彦君、日本放送協会経営委員会委員に小林庄一郎君、塩谷稔君を任命することに同意することに決し、公害等調整委員会委員に川田裕郎君、長谷川慧重君、証券取引等監視委員会委員長に水原敏博君、同委員に成田正路君、三原英孝君、社会保険審査会委員に藤田恒雄君、漁港審議会委員に池尻文二君、海老澤順三君、坂井溢郎君、高井幸左衛門君、土田信子君、土屋孟君、畑中一君、藤野慎吾君、松田幸一君、運輸審議会委員に黒川武君、日本放送協会経営委員会委員に青木彰君、福田百合子君、藤野貞雄君を任命することに全会一致をもって同意することに決した。

日程第一 昭和六十三年年度一般会計歳入歳出決算、昭和六十三年年度特別会計歳入歳出決算、昭和六十三年年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和六十三年度政府関係機関決算書

日程第二 昭和六十三年年度国有財産増減及び現在額総計算書

日程第三 昭和六十三年年度国有財産無償貸付状況総計算書

日程第四 平成元年度一般会計歳入歳出決算、平成元年度特別会計歳入歳出決算、平成元年度国税収納金整理資金受払計算書、平成元年度政府関係機関決算書

日程第五 平成元年度国有財産増減及び現在額総計算書

日程第六 平成元年度国有財産無償貸付状況総計算書

右の六件は、決算委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、討論の後、是認しないことに決した。

日程第七 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約の締結について承認を求め
るの件（衆議院送付）

右の件は、外務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致をもつて承認することに決した。

日程第八 刑事補償法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第九 少年の保護事件に係る補償に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の両案は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致をもつて可決された。

日程第一〇 都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、建設委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

日程第一一 金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律案
（内閣提出、衆議院送付）

日程第一二 貸金業の規制等に関する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

（衆議院議決）

五・二二 都市計画法及び建築基準法

の一部を改正する法律案

（關法第七二号）

六・四

金融制度及び証券取引制度

の改革のための関係法律の

整備等に関する法律案（關

法第七三号）

(衆議院提出)

右の両案は、大蔵委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、日程第一一は可決、日程第一二は全会一致をもって可決された。

日程第一三 労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法案(内閣提出、衆議院送付)

日程第一四 地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、公共職業安定所の出張所の

設置に関し承認を求めるの件(衆議院送付)

右の両件は、労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、日程第一三は可決、日程第一四は全会一致をもって承認することに決した。

日程第一五 医療法の一部を改正する法律案(第百十八回国会内閣提出、第百二十三回国
会衆議院送付)

右の議案は、厚生委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

日程第一六 日本放送協会平成元年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに
関する説明書

日程第一七 日本放送協会平成二年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに
関する説明書

右の両件は、通信委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、委員長報告
のとおり承認することに決した。

日程第一八 地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興
に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

右の議案は、運輸委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致を

(衆議院議決)

五・一九 医療法の一部を改正する法

律案(第百十八回国会法

第六七号)

もって可決された。

国民生活に関する調査の報告

右の件は、報告を聴取することに決し、国民生活に関する調査会長から報告があった。

産業・資源エネルギーに関する調査の報告

右の件は、報告を聴取することに決し、産業・資源エネルギーに関する調査会長から報告があった。

日程第一九乃至第五九の請願

北方領土問題の解決促進に関する請願外一件の請願

右の請願は、法務委員長外十委員長の報告を省略し、全会一致をもって各委員会決定のとおり採択することに決した。

委員会の審査及び調査を閉会中も継続するの件

右の件は、次の案件について委員会の審査及び調査を閉会中も継続することに決した。

内閣委員会

一、国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査

一、国の防衛に関する調査

地方行政委員会

一、地方行政の改革に関する調査

法務委員会

一、検察及び裁判の運営等に関する調査

外務委員会

一、国際情勢等に関する調査

大蔵委員会

一、租税及び金融等に関する調査

文教委員会

一、教育、文化及び学術に関する調査

厚生委員会

一、社会保障制度等に関する調査

農林水産委員会

一、農林水産政策に関する調査

商工委員会

一、産業貿易及び経済計画等に関する調査

運輸委員会

一、運輸事情等に関する調査

通信委員会

一、郵政事業及び電気通信事業の運営並びに電波に関する調査

労働委員会

一、労働問題に関する調査

建設委員会

一、建設事業及び建設諸計画等に関する調査

予算委員会

一、予算の執行状況に関する調査
決算委員会

一、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査
議院運営委員会

一、議院及び国立国会図書館の運営に関する件

科学技術特別委員会

一、科学技術振興対策樹立に関する調査

環境特別委員会

一、公害及び環境保全対策樹立に関する調査

災害対策特別委員会

一、災害対策樹立に関する調査

選挙制度に関する特別委員会

一、選挙制度に関する調査

沖縄及び北方問題に関する特別委員会

一、沖縄及び北方問題に関しての対策樹立に関する調査

土地問題等に関する特別委員会

一、土地問題及び国土利用に関しての対策樹立に関する調査

国会等の移転に関する特別委員会

一、国会等の移転に関する調査

議長は、来る七月七日議員の半数が任期満了となるので挨拶をし、任期満了となる議員を

代表して副議長小山一平君は、謝辞を述べた。
休憩 午前十一時二十三分
再開するに至らなかった。

二、両院協議会の審議概要

○平成四年度一般会計予算外二件両院協議会

案 件	請求		請求の理由	請求日	本院協 議員 選挙日	両院協議会 開会日	成案の議決		備考
	議 院	院					参議院 衆議院		
平成四年度一般会計 予算外二件	衆議院		参議院が衆 議院送付案 を否決	四、 九	四、 九	四、 九	協議会において成案を得 なかつた。		憲法第六十条第二項 により衆議院の議決 が国会の議決となつ た。

平成四年度一般会計予算外二件

両院協議会参議院協議委員議長報告

平成四年度一般会計予算外二件両院協議会の経過及び結果について御報告申し上げます。

本院協議委員は、先ほどの本会議におきまして議長より指名せられました後、直ちに協議委員議長及び副議長の互選を行い、そ

の結果、協議委員議長に私、久保亘が、副議長に太田淳夫君がそれぞれ選任されました。

なお、衆議院側におきましては、山村新治郎君が協議委員議長に、中山正暉君が副議長に選任されました。

両院協議会の初会の議長はくじにより決することとなり、開会に先立ち抽せんを行いました結果、衆議院側協議委員議長の山村君が議長に当選されました。

協議会におきましては、衆議院側の村岡兼造君から、平成四年度予算は、内外の諸要請と財政事情に配慮した、現状において可能な最良、最善の予算であること、公共投資の拡充等、景気に配慮した予算となつてゐること、生活に直決した施策の推進を図り、社会保障関係費の充実等、国民生活の質的向上を目指した予算となつてゐること、ソ連邦の解体に象徴されるような激しい国際情勢の変化を十分踏まえ、国際貢献を積極的に推進する予算となつてゐること、防衛予算は、最近の国際情勢を勘案し、効率的で節度ある計上がなされてゐること等の理由で賛成、次に、本院側佐藤三吾君から、経済大国から生活大国への転換を提唱しながら、生活大国づくりのための社会資本整備の予算が不十分な上に、項目別配分が不適切なこと、高齢化社会への対応が緊急課題であるのに社会保障関係費が逆に抑制されてゐること、防衛関係費の圧縮が冷戦終結後の世界情勢から見ても不十分であること、所得税減税など勤労者の負担軽減措置が無視されてゐること、地価税収を創設時の趣旨と異なる一般財源に使つてゐること、特例公債依存脱却の第一段階の財政再建に引き続き、第二段階の財政再建を実施定着させることが政府の責務でなくてはならないのに、その取り組みに緩みが見られること等の理由によって反対と、それぞれ議決の趣旨の説明が行われました。

次に、協議に移りましたところ、本院側協議委員の白浜一良

君、吉岡吉典君、高井和伸君、寺崎昭久君、梶原敬義君及び佐藤三吾君から、また、衆議院側協議委員の町村信孝君から、それぞれ種々の発言があり、双方において熱心な意見交換が行われました。

かくて、協議終結に当たり、本院側の太田淳夫君から、両院協議会として、参議院側が指摘した予算三案に反対する理由として掲げた諸事項を除去することによって平成四年度予算が成立できるように衆議院側に協力を要請する旨の意見が述べられました。また、衆議院側の原田昇左右君からは、平成四年度予算は我が国経済の先行きと国民生活への影響にかんがみ、一日も早く原案どおり成立することが望ましい旨の意見が述べられました。

結局、意見の一致を見るに至らず、成案が得られませんでした。

以上、御報告申し上げます。

2 議案件名一覽

◎内閣提出法律案(九二件) (うち本院において前国会から継続

二件、衆議院において前国会から継続六件)

●両院通過(八三件) (うち本院において前国会から継続二
件、衆議院において前国会から継続一件)

- 一 警察法の一部を改正する法律案
- 二 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案
- 三 租税特別措置法の一部を改正する法律案
- 四 法人特別税法案
- 五 相続税法の一部を改正する法律案
- 六 琵琶湖総合開発特別措置法の一部を改正する法律案
- 七 外国人登録法の一部を改正する法律案(修)
- 八 義務教育費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法の一部を改正する法律案
- 九 国立学校設置法及び国立学校特別会計法の一部を改正する法律案
- 一〇 地方税法の一部を改正する法律案
- 一一 松くい虫被害対策特別措置法の一部を改正す

(件名の上の数字は提出番号、件名の下(修)は本院修正、(修)は衆議院修正を示す。)

- 一 森林組合合併助成法の一部を改正する法律案
- 二 石炭鉱業の構造調整の推進等の石炭対策の総合的な実施のための関係法律の整備等に関する法律案
- 三 特定船舶製造業経営安定臨時措置法を廃止する法律案
- 四 労働保険の保険料の徴収等に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律案(修)
- 五 公有地の拡大の推進に関する法律及び都市開発資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律案
- 六 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案
- 七 恩給法等の一部を改正する法律案
- 八 公害防止事業団法の一部を改正する法律案
- 九 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案
- 一〇

- 二二 地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案
- 二三 沖縄振興開発特別措置法及び沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部を改正する法律案
- 二四 旅券法の一部を改正する法律案
- 二五 健康保険法等の一部を改正する法律案(修)
- 二六 地方交付税法等の一部を改正する法律案
- 二七 輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法案
- 二八 通信・放送衛星機構法の一部を改正する法律案
- 二九 有線テレビジョン放送の発達及び普及のための有線テレビジョン放送番組充実事業の推進に関する臨時措置法案
- 三〇 伝統的工芸品産業の振興に関する法律の一部を改正する法律案
- 三一 特定中小企業集積の活性化に関する臨時措置法案
- 三二 金属鉱業等鉱害対策特別措置法の一部を改正する法律案

- 三三 労働安全衛生法及び労働災害防止団体の一部を改正する法律案
- 三四 介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律案
- 三五 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律案
- 三六 治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案
- 三七 農業改良資金助成法の一部を改正する法律案
- 三八 関稅定率法等の一部を改正する法律案
- 三九 國際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律及び米州開發銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案
- 四〇 日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案
- 四一 証券取引等の公正を確保するための証券取引法等の一部を改正する法律案
- 四二 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案
- 四三 船員法の一部を改正する法律案
- 四四 研究交流促進法の一部を改正する法律案
- 四五 獣医師法の一部を改正する法律案
- 四六 獣医療法案

- 四六 家畜改良増殖法の一部を改正する法律案
- 四七 産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律案
- 四八 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案(修)
- 四九 民事訴訟費用等に関する法律の一部を改正する法律案
- 五〇 刑事補償法の一部を改正する法律案
- 五一 少年の保護事件に係る補償に関する法律案
- 五二 郵便貯金法の一部を改正する法律案
- 五三 簡易生命保険法の一部を改正する法律案
- 五四 看護婦等の人材確保の促進に関する法律案
- 五五 社会福祉事業法及び社会福祉施設職員退職手当共済法の一部を改正する法律案
- 五六 郵便法の一部を改正する法律案
- 五七 お年玉付郵便葉書等に関する法律の一部を改正する法律案
- 五八 職業能力開発促進法の一部を改正する法律案
- 五九 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案
- 六〇 道路交通法の一部を改正する法律案

- 六一 長野オリンピック冬季競技大会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律案
- 六三 中小企業流通業務効率化促進法案
- 六四 電波法の一部を改正する法律案
- 六五 自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法案
- 六六 農業協同組合法の一部を改正する法律案
- 六七 農業協同組合併助成法の一部を改正する法律案
- 六八 国際海上物品運送法の一部を改正する法律案
- 六九 公認会計士法の一部を改正する法律案
- 七〇 国際観光ホテル整備法の一部を改正する法律案
- 七一 地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律案
- 七二 都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律案(修)
- 七三 金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律案
- 七四 特定債権等に係る事業の規制に関する法律案

七五 計量法案

七六 一般職の職員の給与等に関する法律及び行政機関の休日に関する法律の一部を改正する法律案

七七 裁判所の休日に関する法律の一部を改正する法律案

七八 地方自治法の一部を改正する法律案

七九 労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法案(修)

八一 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律案

八二 日本電信電話株式会社法等の一部を改正する法律案

一一八回 六七 医療法の一部を改正する法律案(修)

一二二回 五 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律案(修)

一二二回 六 国際緊急援助隊の派遣に関する法律の一部を改正する法律案

●衆議院継続(九件)(うち衆議院において前国会から継続五件)

六一 自衛隊法の一部を改正する法律案

八〇 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案

八三 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律案

八四 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案

一一八回 一八 防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案

一二〇回 八六 留置施設法案

一二〇回 八七 刑事施設法案

一二〇回 八八 刑事施設法施行法案

一二〇回 八九 海上保安庁の留置施設に関する法律案

◎本院議員提出法律案（一二二件）（うち前国会から本院において継続六件）

●衆議院継続（二件）

一一八回 四 原子爆弾被爆者等援護法案（修）

●本院未了（二一件）（うち前国会から本院において継続五件）

一 寒冷地福祉手当支給事業促進法案

二 青年農業者就農援助法案

三 国際平和協力業務及び国際緊急援助業務の実施等に関する法律案

四 都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律案

五 各種給付に係る児童の年齢要件に関する法律案

六 製造物の欠陥による損害の賠償責任に関する法律案

一一八回 六 学校教育法の一部を改正する法律案

一一八回 七 学校教育法及び教育職員免許法の一部を改正する法律案

一一八回 八 女子教職員の出産に際しての補助教職員の確

一一〇回 一 保に関する法律の一部を改正する法律案
一一〇回 一 住宅基本法案
一一〇回 二 積雪又は寒冷の度が特に高い地域における指定業種関係労働者の年間を通じた雇用の確保等に関する法律案

◎衆議院議員提出法律案（一二二件）（うち衆議院において前国会から継続一〇件）

●両院通過（七件）

一 平成三年度の水田農業確立助成補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

三 豪雪地帯対策特別措置法の一部を改正する法律案

五 特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案

六 国会に置かれる機関の休日に関する法律の一部を改正する法律案

八 離島振興法の一部を改正する法律案

九 ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する

法律案

一二 貸金業の規制等に関する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

●衆議院継続（二三件）（うち衆議院において前国会から継続

一〇件）

二 短時間労働者の通常の労働者との均等待遇及び適正な就業条件の確保に関する法律案

七 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案

一一 製造物の欠陥による損害の賠償に関する法律案

一一八回 九 学校教育法等の一部を改正する法律案

一一八回 一〇 公立幼稚園の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律案

一一八回 一一 公立の障害児教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準等に関する法律案

一一八回 一二 空き缶、空き瓶等の回収に関する法律案

一一〇回 三 住宅基本法案

一一〇回 一一 総合保養地域整備法の一部を改正する法律案

一一〇回 一二 消費者保護基本法の一部を改正する法律案

一一〇回 一四 沖縄県における駐留軍用地等の返還及び駐留

軍用地跡地等の利用の促進に関する特別措置法案

法案

一一〇回 一五 国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案

法律案

一一二回 二 廃棄物利用発電の促進に関する法律案

●衆議院未了（一件）

一〇 都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律案

●撤回（一件）

四 外国人登録法の一部を改正する法律案

◎予算（六件）

●両院通過（三件）

四 平成四年度一般会計暫定予算

五 平成四年度特別会計暫定予算

六 平成四年度政府関係機関暫定予算

●憲法第六十条第二項の規定により衆議院の議決が国会の議決となり成立（三件）

一 平成四年度一般会計予算

二 平成四年度特別会計予算

三 平成四年度政府関係機関予算

◎条約（一一件）

●両院通過（九件）

- 一 投資の相互促進及び相互保護に関する日本国とトルコ共和国との間の協定の締結について承認を求めめるの件
- 二 障害者の職業リハビリテーション及び雇用に関する条約（第百五十九号）の締結について承認を求めめるの件
- 三 北太平洋における溯河性魚類の系群の保存のための条約の締結について承認を求めめるの件
- 四 アジア⇨太平洋郵便連合一般規則及びアジア⇨太平洋郵便条約の締結について承認を求めめるの件
- 五 所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とルクセンブルグ大公国との間の条約の締結について承認を求めめるの件
- 六 所得に対する租税に関する二重課税の回避及

び脱税の防止のための日本国とノールウェー王国との間の条約の締結について承認を求めめるの件

七 所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とオランダ王国政府との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めめるの件

八 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約の締結について承認を求めめるの件

一〇 千九百六十八年二月二十三日の議定書によって改正された千九百二十四年八月二十五日の船荷証券に関するある規則の統一のための国際条約を改正する議定書の締結について承認を求めめるの件

●衆議院継続（二件）

九 児童の権利に関する条約の締結について承認を求めめるの件

一一 有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分
の規制に関するバーゼル条約の締結について
承認を求めめるの件

◎承認を求めの件（二件）

●両院通過（二件）

- 一 放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めの件
- 二 地方自治法第五十六条第六項の規定に基づき、公共職業安定所の出張所の設置に関し承認を求めの件

◎予備費等承諾を求めの件（七件）

●衆議院継続（七件）

- 平成二年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）
- 平成二年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書
- 平成二年度特別会計予算総則第十一条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書
- 平成二年度特別会計予算総則第十二条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その2）
- 平成三年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使

用調書（その1）

- 平成三年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）

- 平成三年度特別会計予算総則第十三条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その1）

◎決算その他（一一件）

●是認すると議決（二件）

- 日本放送協会平成元年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書（第二百十回国会提出）
- 日本放送協会平成二年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

●是認しないと議決（六件）

- 昭和六十三年年度一般会計歳入歳出決算、昭和六十三年度特別会計歳入歳出決算、昭和六十三年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和六十三年度政府関係機関決算書（第七十回国会提出）
- 昭和六十三年度国有財産増減及び現在額総計算書（第七十回国会提出）

○昭和六十三年度国有財産無償貸付状況総計算書（第一百七回国会提出）

○平成元年度一般会計歳入歳出決算、平成元年度特別会計歳入歳出決算、平成元年度国税収納金整理資金受払計算書、平成元年度政府関係機関決算書（第二十回国会提出）

○平成元年度国有財産増減及び現在額総計算書（第二十回国会提出）

○平成元年度国有財産無償貸付状況総計算書（第二十回国会提出）

●未了（三件）

○平成二年度一般会計歳入歳出決算、平成二年度特別会計歳入歳出決算、平成二年度国税収納金整理資金受払計算書、平成二年度政府関係機関決算書

○平成二年度国有財産増減及び現在額総計算書

○平成二年度国有財産無償貸付状況総計算書

◎決議案（二〇件）

●否決（四件）

一 議院運営委員長井上孝君解任決議案

●未了（二三件）

一七 内閣総理大臣宮澤喜一君問責決議案

一八 国際平和協力等に関する特別委員長下条進一郎君問責決議案

二〇 議長不信任決議案

三 外務大臣渡辺美智雄君問責決議案

五 防衛庁長官宮下創平君問責決議案

六 運輸大臣奥田敬和君問責決議案

七 自治大臣塩川正十郎君問責決議案

九 議院運営委員長井上孝君解任決議案

一〇 国際平和協力等に関する特別委員長下条進一郎君問責決議案

一一 内閣総理大臣宮澤喜一君問責決議案

一二 外務大臣渡辺美智雄君問責決議案

一三 防衛庁長官宮下創平君問責決議案

一四 内閣官房長官加藤紘一君問責決議案

一五 自治大臣・国家公安委員長塩川正十郎君問責決議案

一六 運輸大臣奥田敬和君問責決議案

一九 内閣官房長官加藤紘一君問責決議案

●撤回（三件）

- 二 内閣総理大臣宮澤喜一君問責決議案
- 四 内閣官房長官加藤紘一君問責決議案
- 八 国際平和協力等に関する特別委員長下条進一郎君問責決議案

◎規程案（二件）

●可決（二件）

- 参議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案
- 参議院法制局職員定員規程の一部を改正する規程案

3 委員会別の成立した法律・条約等の要旨及び本会議における委員長報告（議案審議表付）

○内閣委員会

・内閣提出法律案（三件）

（注）※は予算関係法律案

番号	件名	院議先	提出月日	参議院				衆議院				備考
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	院議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決	院議決	
18 ※	恩給法等の一部を改正する法律案	衆	四、 二、一二	四、 二、一二 (予)	四、 三、二七	四、 三、二七	四、 三、二七	四、 二、一二	四、 三、五	四、 三、六		
21 ※	地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案	〃	二、一四	二、一八 (予)	三、二七	三、二七	三、二七	二、一八	三、二六	三、二六		
76	一般職の職員の給与等に関する法律及び行政機関の休日に関する法律の一部を改正する法律案	〃	三、一八	三、一八 (予)	三、二七	三、二七	三、二七	三、一八	三、二六	三、二六		

恩給法等の一部を改正する法律案（閣法第一八号）

要旨

本法律案は、最近の経済情勢等にかんがみ、恩給年額及び各種加算額を増額すること等により、恩給受給者に対する処遇の適正な改善を図ろうとするものであって、その主な内容は、次のとおりである。

- 一、恩給年額の計算の基礎となつてゐる仮定俸給年額を、平成四年四月分以降、三・八四％引き上げる。
- 二、普通恩給及び普通扶助料の最低保障額を、平成四年四月分以降、三・八四％引き上げる。
- 三、公務関係扶助料の最低保障額を、平成四年四月分以降、三・八四％引き上げる。また、公務関係扶助料に係る遺族加算の年額を、同月分以降、十一万九千四百円（現行十一万四千七百円）に引き上げる。
- 四、傷病恩給の基本年額を、平成四年四月分以降、三・八四％引き上げる。

五、増加恩給又は第一款症以上の特例傷病恩給受給者の扶養家族のうち、二人までに係る加給の年額を、平成四年四月分以降、一人につき六万六千円（現行五万四千円）に引き上げるとともに、妻がない場合の一人に係る加給の年額を、同月分以降、十

三万二千円（現行十二万六千円）に引き上げる。また、公務関係扶助料受給者の扶養遺族のうち、二人までに係る加給の年額を、同月分以降、一人につき六万六千円（現行五万四千円）に引き上げる。

六、傷病者遺族特別年金の基本年額を、平成四年四月分以降、三・八四％引き上げる。また、傷病者遺族特別年金に係る遺族加算の年額を、同月分以降、七万二千八百五十円（現行六万八千三百円）に引き上げる。

七、普通扶助料に係る寡婦加算の年額を、平成四年四月分以降、扶養遺族である子を二人以上有する妻にあっては二十四万四千二百円（現行二十三万六千三百円）に、扶養遺族である子を一人有する妻及び扶養遺族である子を有しない六十歳以上の妻にあっては十三万九千五百円（現行十三万五千円）に、それぞれ引き上げる。

八、本法律は、平成四年四月一日から施行する。

委員長報告

ただいま議題となりました三法律案につきまして、御報告申し上げます。

まず、恩給法等の一部を改正する法律案は、最近の経済情勢等にかんがみ、恩給受給者に対する処遇の適正な改善を図るため、

恩給年額及び各種恩給の最低保証額を本年四月分から二・八四％引き上げるとともに、寡婦加算及び遺族加算並びに扶養加給についても、その額を本年四月分からそれぞれ引き上げようとするものであります。

委員会におきましては、恩給欠格者問題、恩給法の国籍条項見直し問題、恩給改定における総合勘案方式のあり方等について、質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わり、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、六項目から成る附帯決議を行いました。

次に、地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案は、地域改善対策特定事業のうち平成四年度以降においても引き続き実施することが特に必要と認められるものについて、国の財政上の特別措置を継続して講ずるため、現行法の有効期限を平成九年三月三十一日まで五年間延長しようとするものであります。

次に、一般職の職員の給与等に関する法律及び行政機関の休日に関する法律の一部を改正する法律案は、昨年八月の週休二日制等についての人事院勧告を踏まえ、一般職の国家公務員の完全週

休二日制を実施するため、すべての土曜日は勤務を要しない日とするともに、行政機関の休日としようとするものであります。

委員会におきましては、両案を一括して議題とし、今後の地域改善対策に関する政府の基本方針、継続実施する特例事業の内容、国家公務員の完全週休二日制の実施時期及び実施に当たって対処すべき課題等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わりましたところ、地域改善対策特別措置法改正案に対し、日本共産党の吉川理事より、地域改善対策特定事業については平成三年度末までに認定・着手した事業に限定して継続する等の修正案が提出されました。

次いで、順次採決の結果、吉川理事提出の修正案は否決され、地域改善対策特別措置法改正案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議を行いました。

次いで、一般職職員給与法及び行政機関休日法改正案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第二一号）

要旨

本法律案は、平成三年度以前の事業の実施状況等にかんがみ、地域改善対策特定事業のうち平成四年度以降においても引き続き実施することが特に必要と認められるものについて、その円滑かつ迅速な遂行を図るため、当該事業に係る経費に対する特別の助成等国の財政上の特別措置を継続して講じようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

一、平成四年度以降においても引き続き実施することが特に必要と認められる地域改善対策特定事業として政令で定めるものについては、地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の有効期限を平成九年三月三十一日まで五年延長する。

二、その他所要の経過措置について規定する。

三、本法律は、公布の日から施行する。

委員長報告

前ページ参照

一般職の職員の給与等に関する法律及び行政機関の休日に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第七六号）

要旨

本法律案は、人事院の国会及び内閣に対する平成三年八月七日付けの週休二日制等についての勧告を踏まえ、一般職の国家公務員の完全週休二日制を実施しようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

一、すべての土曜日は、勤務を要しない日とし、勤務時間は月曜日から金曜日までの五日間において割振りを行うものとする。

二、すべての土曜日は、行政機関の休日とし、行政機関の勤務は、原則として行わないものとする。

三、本法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内で政令で定める日から施行する。

委員長報告

前ページ参照

○地方行政委員会
内閣提出法律案（五件）

7 8	6 0	2 5 ※	1 0 ※	1 ※	番号	件名
案 地方自治法の一部を改正する法律	案 道路交通法の一部を改正する法律	法律案 地方交付税法等の一部を改正する法律案	地方税法の一部を改正する法律案	警察法の一部を改正する法律案		
〃	〃	〃	〃	衆	院議先	
三、一八	三、一〇	二、一四	二、七	二、五	月提出日	
三、一八 (予)	三、一〇 (予)	五、一八	三、二五	二、五 四、	委員会付託	参議院
可決 三、二七	可決 四、二三	可決 五、二八	可決 三、二七	可決 三、二七	委員会議決	
可決 三、二七	可決 四、二四	可決 五、二九	可決 三、二七	可決 三、二七	本会議議決	衆議院
三、一八	交通安全 対策特委 三、一〇	二、二八	二、二八	二、五 四、	委員会付託	衆議院
可決 三、二六	可決 四、一五	可決 五、二二	可決 三、一〇	可決 三、二六	委員会議決	
可決 三、二六	可決 四、一六	可決 五、一四	可決 三、一二	可決 三、二六	本会議議決	
		衆本会議趣旨説明 五、一八 参本会議趣旨説明	衆本会議趣旨説明 三、二五 参本会議趣旨説明	四、二、二八 衆本会議趣旨説明 三、二五 参本会議趣旨説明		備考

(注) ※は予算関係法律案

衆議院議員提出法律案（一件）

8	番号		
律案	件名	離島振興法の一部を改正する法	
	提出者 (月日)	建設委員長 (四、四、一五)	
	予備送 付月日	四、 四、 一六	
	本院へ 提出	四、 四、 一六	
	参議院	委員会付託	四、 四、 六 (予)
可決		委員会議決	四、 四、 一七
可決		本会議議決	四、 四、 〇
	衆議院	委員会付託	
		委員会議決	
	院	本会議議決	四、 四、 六
可決			
	備考		

警察法の一部を改正する法律案（閣法第一号）

要旨

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

- 一、警察庁刑事局に新たに暴力団対策部を設置し、同部に部長を置くとともに、同部の所掌事務を定める。
- 二、警衛に関する事務を警察庁刑事局から警察庁警備局に移管する。

三、この法律は、公布の日から施行する。

委員長報告

ただいま議題となりました三法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、地方税法の一部を改正する法律案は、最近における社会経済情勢等にかんがみ、地方税負担の適正合理化を図るため、個人住民所得割の非課税限度額の引上げ、住宅及び住宅用土地に係る不動産取得税の税率等の特例措置並びに三大都市圏の特定市の市街化区域における特別土地保有税の特例措置の適用期限の延長等を行うとともに、非課税等特別措置の整理合理化等を行うことを主な内容とするものであります。

次に、警察法の一部を改正する法律案は、警察運営の効率化を

図るため、警察庁刑事局に新たに暴力団対策部を設置し、その所掌事務を定めるとともに、警衛に関する事務を警察庁刑事局から警察庁警備局に移管すること等を主な内容とするものであります。

次に、地方自治法の一部を改正する法律案は、地方公共団体において完全週休二日制を実施するため、すべての土曜日を条例で定めることにより地方公共団体の休日とすること等を主な内容とするものであります。

委員会におきましては、以上三法律案を一括議題とし、政府より趣旨説明を聴取した後、地方財政の現状認識、固定資産税の評価がえと税負担、国民健康保険をめぐる問題、暴力団対策部の体制と業務、完全週休二日制の推進と住民サービスの確保等について質疑が行われました。

質疑を終局し、まず、地方税法の一部を改正する法律案について討論に入りましたところ、日本共産党を代表して諫山委員より反対の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次いで、警察法の一部を改正する法律案及び地方自治法の一部を改正する法律案について順次採決の結果、いずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、地方税法の一部を改正する法律案につきましては、自主財源たる地方税源の拡充を図ること等を内容とする附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。

地方税法の一部を改正する法律案（閣法第一〇号）

要旨

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

一、道府県民税及び市町村民税

所得割の非課税限度額算定の加算額を十九万円（現行十五万円）に引き上げる。

二、不動産取得税

住宅の取得に係る税率の特例措置（二％）及び一定の住宅用土地の取得に係る税額の減額措置（当該税額の四分の一に相当する額の減額）の適用期限を平成七年六月三十日まで延長する。

三、自動車税及び自動車取得税

1 昭和五十四年自動車排出ガス規制に適合するディーゼルトラック又はディーゼルバスを廃車して新たに買い換えた昭和六十三年以降の自動車排出ガス規制に適合するトラック、バ

スに適用される自動車税の税率を軽減する特例措置を講じ、自動車取得税の税率を一％軽減する特例措置を二年度間に限って設ける。

2 平成五年自動車排出ガス規制（平成五年十月一日実施）に適合する自動車に係る自動車取得税の税率を規制前の取得にあっては一％、規制後の取得（平成六年二月二十八日までの取得に限る）にあっては〇・一％軽減する特例措置を創設する。

四、固定資産税及び都市計画税

三大都市圏の特定市の一定の市街化区域農地に対して課する平成四年度分の固定資産税又は都市計画税について、当該市街化区域農地が平成四年十二月三十一日までに一定の事由により市街化区域農地以外の農地となることが確実であると市長が認める場合には、農地課税相当額を超える税額を徴収猶予ができるとするなど、長期営農継続農地制度の廃止等に伴う課税の円滑化のための措置を創設する。

五、特別土地保有税

三大都市圏の特定市の市街化区域において取得される一定規模以上の土地に係る課税の特例措置（いわゆるミニ保有税）の適用期限を延長し、平成五年三月三十一日までの間に取得された土地について適用する。

六、国民健康保険税

国民健康保険税の課税限度額を四十六万円（現行四十四万円）に引き上げる。

委員長報告

五五ページ参照

地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第二五号）

要旨

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、地方交付税総額の特例

1 平成四年度分の地方交付税の総額については、地方交付税法第六条第二項の額に二百十億円を加算した額から、同法附則第三条の規定に基づく特例措置額八千五百億円、昭和六十年分の地方交付税の総額の特例等に関する法律（昭和六十年法律第三号）附則第二項の規定に基づく減額二百七億六千万円、交付税及び譲与税配付金特別会計借入金元利償還額九百二十八億円を控除した額とする（以上の措置により、地方交付税の総額は、十五兆六千七百九十一億九千九百万円となる。）

2 1において控除した額のうち八千五百億円に相当する額については、平成六年度から平成十三年度までの地方交付税の総額に加算する。

3 2による加算額のほか、五千九百七十三億円を平成九年度から平成十三年度までの地方交付税の総額に加算する。

二、基準財政需要額の算定方法の改正

平成四年度分の普通交付税の算定については、自主的、主体的な地域づくりの推進等地域振興に要する経費を充実することとし、新たに「企画振興費」を設けるとともに、高齢者の保健及び福祉の増進・生活保護基準の引上げ等福祉施策に要する経費、国民健康保険財政について、その安定化のための措置等に要する経費、自然環境の保全・廃棄物の減量化等快適な環境づくりに関する経費、道路・街路・公園・下水道・社会福祉施設・清掃施設等住民の生活に直結する公共施設の整備及び維持管理に要する経費、義務教育施設の整備・学習用教材の拡充・私学助成の充実・生涯学習の推進等教育施策に要する経費、消防救急業務の充実等に要する経費並びに地域社会における国際化及び情報化への対応に要する経費の財源を措置し、平成四年度に限り、土地対策の推進に資するため土地開発基金費を、高齢化社会に対応し地域福祉の向上を図るため地域福祉基金費を、地方財政の健全化を図るため臨時財政特例償還基金費を

設けることとする。

三、施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案の主な内容は、まず、平成四年度分の地方交付税総額について、法第六条第二項の額に二百十億円を加算した額から、特例措置額八千五百億円、昭和六十年年度分の地方交付税の総額の特例に係る返済額二百七億六千万円、交付税及び譲与税配付金特別会計借入金元利償還額九百二十八億円を控除した額とするのと、また、後年度の地方交付税の総額について、特例措置額八千五百億円に相当する額及び五千九百七十三億円を加算すること、次に、普通交付税の算定について、地域振興、福祉施策、公共施設の整備及び維持管理、教育施策等に要する経費の財源を措置するほか、土地開発基金費、地域福祉基金費、臨時財政特例債償還基金費を設けること等であります。

委員会におきましては、政府より趣旨説明を聴取した後、地方自治のあり方、地方財政の現状認識、地方交付税の性格、地方交付税の減額問題、基準財政需要額の算定等の諸問題について熱心

な質疑が行われ、またその間、参考人の意見聴取を行いました。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して諫山委員より反対、日本社会党・護憲共同を代表して野別委員より賛成の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

道路交通法の一部を改正する法律案（閣法第六〇号）

要旨

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、交通事故調査分析センターの指定等に関する制度の新設

1 国家公安委員会は、民法第三十四条の法人であって、交通事故の防止及び交通事故による被害の軽減に資するための調査分析等の事業を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、全国に一を限って、交通事故調査分析センター（以下「分析センター」という。）として指定することができる。

2 分析センターは、道路交通の状況、運転者の状況その他の交通事故に関係する事項について、その原因の科学的な研究

に資するための調査（以下「事故例調査」という。）を行うこと、事故例調査に係る情報又は資料を分析すること等の事業を行うものとする。

3 警察庁等は分析センターがその事業を行うために必要な情報又は資料を分析センターに対し提供することができることとするほか、事故例調査に従事する者の遵守事項等について定める。

二、運転免許に関する規定の整備

1 仮免許を受けようとする場合に、その者の住所地又は自動車教習所（一定の要件を満たすものに限る。）の所在地を管轄する公安委員会の行う運転免許試験を受けることができることとする。

2 原付免許を受けようとする者は、公安委員会の行う講習を受けなければならない。

3 免許証の有効期間の更新を受けなかった者で、その者の免許が効力を失った日から起算して六月を経過しないもの等について、運転免許試験の一部を免除する。

4 自動車教習所を設置し、又は管理する者は、当該自動車教習所の所在地を管轄する公安委員会に、一定の事項を届け出ることができる等所要の規定を整備する。

三、その他

1 身体障害者用の車いすに係る定義に関する規定を整備する。

2 自動車又は原動機付自転車の運転者は、消音器を備えていない等の自動車又は原動機付自転車を運転してはならない。

四、施行期日

この法律は、公布の日から六月を超えない範囲内で政令で定める日から施行する。ただし、一の改正は、公布の日から施行する。

委員長報告

ただいま議題となりました道路交通法の一部を改正する法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、最近における交通事故の実情にかんがみ、交通事故の防止及び交通事故の被害の軽減に資するための調査分析等の事業を行う交通事故調査分析センターの指定等に関する制度を新設するほか、身体障害者用の車いすの定義の明確化、消音器を備えていない自動車等の運転の禁止、原付免許を受けようとする者に対する講習の義務づけ、自動車教習所に関する規定の整備等を行うおうとするものであります。

委員会におきましては、政府より趣旨説明を聴取した後、交通

安全基本計画と今後の交通事故防止対策、交通事故調査分析センターの業務範囲と救急医療の関係、同センターの人的構成及び財政問題、本法改正による暴走族取り締まりの効果等の諸問題について質疑が行われました。

質疑を終局し、採決を行いましたところ、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案につきましては、交通安全対策に万全を期するよう努めること等を内容とする附帯決議が付されております。

以上、御報告いたします。

地方自治法の一部を改正する法律案（閣法第七八号）

要旨

本法律案は、地方公共団体における完全週休二日制を実施するため、地方公共団体の休日としてすべての土曜日を定めることとする等の措置を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、すべての土曜日を条例で定めることにより地方公共団体の休日とするものとする。

二、その他

1 法令の制定又は改廃に伴い、地方公共団体の処理しなけれ

ばならない事務等を掲げた別表に所要の改正を加える。

2 本法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

3 本法律の施行に伴い必要な経過措置を定める。

委員長報告

五五ページ参照

離島振興法の一部を改正する法律案（衆第八号）

要旨

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

一、離島振興法の有効期限（平成五年三月三十一日）を更に十年延長し、平成十五年三月三十一日までとする。

二、法律の目的において、国土の保全、海洋資源の利用、自然環境の保全等離島の担っている役割を明らかにする。

三、離島振興計画について、新たに、離島振興の基本的方針、高齢者の福祉の増進、観光の開発等に関する事項を設けることにより、その内容を充実する。

四、離島振興対策実施地域の振興のため、税制上の特例措置を創設するほか、地方税の課税免除又は不均一課税に対する地方交

付税による補てん措置、地方債についての配慮、資金の確保等について所要の規定を設ける。

五、離島振興対策実施地域における交通の確保、情報の流通の円滑化及び通信体系の充実、高齢者の福祉の増進、教育の充実等について、国及び地方公共団体の配慮規定等を設ける。

六、この法律は、平成五年四月一日から施行する。ただし、法律の有効期限についての改正規定は、公布の日から施行する。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、最近における離島の社会経済情勢にかんがみ、平成五年三月三十一日をもって効力を失う現行の離島振興法の有効期限をさらに十年延長するとともに、産業振興のための税制上の特例措置や地方財政への充実措置を講ずること、交通の確保、高齢者の福祉の増進、教育の充実等についての国及び地方公共団体の配慮規定を設けること等を主な内容とするものであります。

委員会におきましては、衆議院建設委員長古賀誠君より趣旨説明を聴取した後、採決を行いましたところ、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○法務委員会

内閣提出法律案（七件）

（注）※は予算関係法律案

番号	件名	先議院	提出月日	参議院 委員会付託	参議院 委員会議決	衆議院 本会議議決	衆議院 委員会付託	衆議院 委員会議決	衆議院 本会議議決	備考
2 ※	裁判所職員定員法の一部を改正する法律案	衆	四、 二、 五	四、 二、 五 (予)	四、 三、 二六	四、 三、 二七	四、 二、 五	四、 三、 一〇	四、 三、 一二	
7 ※	外国人登録法の一部を改正する法律案	衆	二、 七	四、 二、 〇 (予)	五、 一、 九	五、 二、 〇	三、 三	四、 一、 七	四、 一、 七	四、三、三 衆本会議趣旨説明 四、二〇 参本会議趣旨説明
4 9	民事訴訟費用等に関する法律の一部を改正する法律案	衆	三、 六	三、 六 (予)	五、 二、 八	五、 二、 九	三、 六	四、 二、 四	五、 一、 二	
5 0	刑事補償法の一部を改正する法律案	衆	三、 六	三、 六 (予)	六、 一、 七	六、 一、 九	三、 六	五、 二、 三	五、 二、 六	
5 1	少年の保護事件に係る補償に関する法律案	衆	三、 六	三、 六 (予)	六、 一、 七	六、 一、 九	三、 六	五、 二、 三	五、 二、 六	
6 8	国際海上物品運送法の一部を改正する法律案	参	三、 一、 三	三、 一、 三	四、 一、 六	四、 一、 七	三、 一、 三 (予)	五、 二、 六	五、 二、 八	

衆議院議員提出法律案（一件）

11	番号	件名	提出者 (月日)	予備送 付月日	本院へ 提出	参議院	衆議院	備考
		製造物の欠陥による損害の賠償に関する法律案	日笠勝之君 外八名 (四、五、二七)	四、 五、二八		委員会付託 四、 五、二八 (予)	委員会付託 四、 五、二八 (予)	継続審査

本院議員提出法律案（一件）

6	番号	件名	提出者 (月日)	予備送 付月日	衆へ 提出	参議院	衆議院	備考
		製造物の欠陥による損害の賠償責任に関する法律案	北村哲男君 外四名 (四、六、七)	四、 六、八		委員会付託 四、 六、一七	委員会付託 四、 六、一八 (予)	

77	番号	件名	衆議院	提出月日	参議院	衆議院	備考
		裁判所の休日に関する法律の一部を改正する法律案	衆議院	四、 三、一八	委員会付託 四、 三、一八 (予)	委員会付託 四、 三、一八	
			衆議院	四、 三、一八	委員会付託 四、 三、一八	委員会付託 四、 三、一八	
			衆議院	四、 三、一八	委員会付託 四、 三、一八	委員会付託 四、 三、一八	
			衆議院	四、 三、一八	委員会付託 四、 三、一八	委員会付託 四、 三、一八	

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（閣法第二号）

要旨

本法律案は、下級裁判所における事件の適正迅速な処理を図る等のため、裁判所職員の定員を改めようとするものであり、その内容は次のとおりである。

- 一、判事補の員数を七人増加し、六百十五人に改める。
- 二、裁判官以外の裁判所の職員の員数を二十三人増加し、二万四千四百七十七人に改める。
- 三、この法律は、平成四年四月一日から施行する。

委員長報告

ただいま議題となりました二法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案は、下級裁判所における事件の適正迅速な処理を図る等のため、判事補の員数を七人増加するとともに、裁判官以外の職員の員数を二十三人増加しようとするものであります。

委員会におきましては、判事補等を増員する理由、家庭裁判所の充実強化等につきまして質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わり、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、裁判所の休日に関する法律の一部を改正する法律案は、裁判所において完全週休二日制を実施するために、すべての土曜日を裁判所の休日に改めるとともに、民事訴訟法及び刑事訴訟法における期間の計算について所要の改正を行おうとするものであります。

委員会におきましては、完全週休二日制早期実施の必要性、休日における緊急事務の処理態勢等につきまして質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わり、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

外国人登録法の一部を改正する法律案（閣法第七号）

要旨

本法律案は、本邦に在留する外国人のうち永住者及び特別永住者について、その同一性を確認する手段としての指紋の押なつを廃止し、署名及び一定の家族事項の登録をもってこれに代えることとするともに、これに関連して外国人登録証明書の様式の変

更、その切替交付その他所要の関連規定の整備等を行おうとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

一、永住者及び特別永住者については、新規登録等の申請をする場合に指紋の押なつを廃止し、写真、署名及び一定の家族事項（本邦にある父母及び配偶者の氏名、生年月日及び国籍。世帯主にあつては、更に、世帯構成員の氏名、生年月日、国籍及び世帯主との続柄）の登録をもつて、同一性の確認手段とするこゝとし、その場合における登録原票への登録、登録事項の確認、新たな登録証明書の交付等に関する手続規定を整備する。

二、十六歳以上の永住者及び特別永住者が新規登録等の申請をする場合には、申請書の提出と同時に登録原票及び署名原紙に署名することとし、当該署名を登録証明書に転写する。

三、新たに永住許可又は特別永住許可を受けた者が、登録事項の確認を受けた場合における次回確認申請時期は、その後の五回日の誕生日から三十日以内とするともに、署名をしていない者の次回確認申請の時期は、新規登録等を受けた日から一年以上五年未満の範囲内において、市町村の長が指定する日から三十日以内とする等登録証明書の切替交付の申請期間に関する規定を整備する。

四、署名をせず、又はこれを妨げた者は、一年以下の懲役若しくは禁錮又は二十万円以下の罰金に処するものとするほか、罰則

を整備する。

五、この法律は、公布の日から起算して十月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

なお、本法律案は衆議院において、居住地等の変更登録義務違反に係る罰則について自由刑を廃止し、二十万円以下の罰金刑のみとするともに、この法律公布の日から施行日の前日までの間に十六歳に達する永住者及び特別永住者については指紋押なつを要しないものとする等の措置を講じる修正が行われた。

委員長報告

ただいま議題となりました外国人登録法の一部を改正する法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、本邦に在留する外国人のうち永住者及び特別永住者につきまして、その同一人性を確認する手段としての指紋押捺を廃止し、鮮明な写真、署名及び一定の家族事項の登録をもつてこれにかえることにするとともに、関連して外国人登録証明書の様式の変更、その切りかえ交付、その他所要の関連規定の整備等を行おうとするものであります。

なお、衆議院におきまして、居住地等の変更登録義務違反に係る罰則について罰金刑のみとするともに、本法律公布の日以後

に十六歳に達する永住者等につきましては指紋押捺を要しないものとする等々の修正が行われております。

委員会におきましては、提出の経緯、指紋押捺を全廃しない理由、署名方法及び署名ができない場合の措置、制度改正後の指紋原紙と登録原票の取り扱い等につきまして質疑が行われたほか、参考人の意見を聴取するなど慎重に審査を行いました。その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わり、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対して附帯決議が付されております。以上、御報告申し上げます。

民事訴訟費用等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第四九号）

要旨

本法律案は、最近における社会経済情勢の変化等にかんがみ、民事訴訟等の申立ての手数料の額の引下げを図ろうとするものであって、その内容は次のとおりである。

一、訴え提起の手数料のうち、訴訟の目的の価額が高額にわたる部分に対応する部分の引下げを図るため、その算出基準を改

め、あわせて、借地非訟事件及び民事調停事件についても、同趣旨の改定を行う。

二、この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

委員長報告

ただいま議題となりました民事訴訟費用等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、最近における社会経済情勢の変化等にかんがみ、民事訴訟等の申立ての手数料額の引き下げを図るため、その算出基準を改めようとするものであります。

委員会におきましては、手数料引き下げの対象を高額事件に限定した理由、民事訴訟手続見直しと手数料のあり方、現行納付制度の問題点等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わり、採決の結果、本法律案は全会一致をもって、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。

刑事補償法の一部を改正する法律案（閣法第五〇号）

要旨

本法律案は、無罪等の裁判を受けた者に対する補償金算定の基準となる金額を引き上げようとするものであって、その内容は、次のとおりである。

- 一、未決の抑留若しくは拘禁又は自由刑の執行等により身体の拘束を受けていた場合の補償金の日額の上限を「九千四百円」から「一万二千五百円」に引き上げる。
- 二、死刑の執行を受けた場合の補償金の最高額及び加算額を「二千五百万円」から「三千万円」に引き上げる。
- 三、この法律は、公布の日から施行する。

委員長報告

ただいま議題となりました二法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、刑事補償法の一部を改正する法律案は、最近における経済事情にかんがみ、無罪等の裁判を受けた者に対する刑事補償法に基づく補償金の日額の上限を、「九千四百円」から「一万二千五百円」に、死刑の執行を受けた場合の補償金の最高額及び加算額を、「二千五百万円」から「三千万円」に引き上げるものであ

ります。

次に、少年の保護事件に係る補償に関する法律案は、少年の保護事件に関する手続において審判に付すべき少年に犯罪その他の非行が認められなかった場合に、少年等に対し身体の自由の拘束等による補償を行おうとするものであります。

委員会におきましては、二法律案を一括して議題とし、刑事補償額の基準・算定方法、少年補償制度の立法趣旨等につきまして質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わり、順次採決の結果、二法律案はいずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。以上、御報告申し上げます。

少年の保護事件に係る補償に関する法律案（閣法第五一号）

要旨

本法律案は、少年の保護事件に関する手続において審判に付すべき少年に犯罪その他の非行が認められなかった場合に、少年等に対し身体の自由の拘束等による補償を行おうとするものであり、その内容は次のとおりである。

- 一、非行が認められないことにより、審判不開始決定、不処分決

定又は保護処分取消決定等を受けた少年等が、当該非行に関して身体の自由の拘束又は没取を受けた場合に、補償をする。

二、本人が審判を誤らせる目的で虚偽の自白をしたこと等により身体の自由の拘束等が行われた場合、身体の自由の拘束が他の非行によって基礎付けられる場合、本人が補償を辞退している場合その他補償の必要性を失わせ又は減殺する特別の事情がある場合には、補償の全部又は一部をしないことができる。

三、身体の自由の拘束による補償については、刑事補償法第四条第一項に定める金額の範囲内で相当と認められる額の補償金を交付し、没取による補償については、没取したものを返付し、返付できないときはその物の時価に等しい補償金を交付する。

四、補償に関する決定及び補償の払渡しは、審判不開始決定等をした家庭裁判所が行う。

五、補償に関する決定を受ける前に本人が死亡した場合には、本人の配偶者、子、父母等で本人と生計を同じくしていたもの又は少年法第二条第二項に規定する保護者であったものに、本人が生存していたとしたならば受けたものと認められる補償と同額の補償をすることができる。

六、この法律は、公布の日から起算して九十日を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

委員長報告

前ページ参照

国際海上物品運送法の一部を改正する法律案（閣法第六八号）

要旨

本法律案は、千九百六十八年二月二十三日の議定書によって改正された千九百二十四年八月二十五日の船荷証券に関する規則の統一のための国際条約を改正する議定書の批准に伴い、国際海上物品運送法の一部を改正しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、運送人は、事実と異なる船荷証券の記載について過失の有無を問わず善意の船荷証券所持人に対抗することができないものとし、船荷証券の効力を強化する。

二、運送人の責任限度額を引き上げるとともに、責任限度額を計算する単位を国際通貨基金の定める特別引出権とする。また、コンテナ等を用いて運送される場合の責任限度額についても明らかにする。

三、運送人及びその使用する者の不法行為による損害賠償の責任についても、運送人の契約違反による責任と同様の免除及び軽

減を認める。

四、損害賠償の額の算定、運送人に故意等がある場合の特例、運送人の責任の消滅等について、議定書に合わせて、所要の規定を整備する。

五、この法律は、千九百六十八年二月二十三日の議定書によって改正された千九百二十四年八月二十五日の船荷証券に関する規程の統一のための国際条約を改正する議定書が日本国について効力を生ずる日から施行する。

委員長報告

ただいま議題となりました国際海上物品運送法の一部を改正する法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、一九二四年船荷証券統一条約を改正する一九七九年議定書の批准に伴い、国際海上物品運送に関して、船荷証券の効力を強化し、運送人の責任の限度額を引き上げるとともに、運送人及びその使用する者の不法行為による責任について運送人の契約違反による責任と同様の免除及び軽減を認めようとするものであります。

委員会におきましては、諸外国の条約締結の状況、船荷証券の効力強化の内容、運送人等の不法行為責任の減免を認める理由等

につきましまして質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わり、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。

裁判所の休日に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第七七号）

要旨

本法律案は、裁判所において完全週休二日制を実施するためにすべての土曜日を裁判所の休日にしようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

一、すべての土曜日を裁判所の休日とするとともに、民事訴訟法及び刑事訴訟法における期間の計算について所要の改正を行う。

二、この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

委員長報告

六四ページ参照

○外務委員会

・条約（九件）

番号	件名	院議先	提出月日	参議院	衆議院	備考	
1	投資の相互促進及び相互保護に関する日本国とトルコ共和国との間の協定の締結について承認を求め るの件	衆	四、 二、二二	委員会付託 四、 二、二二 (予)	委員会議決 四、 四、二二	本会議議決 四、 四、二四	
2	障害者の職業リハビリテーション及び雇用に関する条約（第五十九号）の締結について承認を求め るの件	々	二、 二、二二	二、 二、二二 (予)	承 認 四、 二二	承 認 四、 二四	
3	北太平洋における ^溯 河性魚類の系群の保存のための条約の締結について承認を求め るの件	々	二、 二、二二	二、 二、二二 (予)	承 認 四、 二二	承 認 四、 二四	
4	アジア太平洋郵便連合一般規則及びアジア太平洋郵便条約の締結について承認を求め るの件	参	二、 二、二二	二、 二、二二	承 認 四、 一六	承 認 四、 一七	
5	所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とルクセンブルグ大公国との間の条約の締結について承認を求め るの件	衆	三、 三、一三	三、 三、一三 (予)	承 認 五、 一四	承 認 五、 一八	
6	所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とノールウェー王国との間の条約の締結について承認を求め るの件	々	三、 三、一三	三、 三、一三 (予)	承 認 五、 一四	承 認 五、 一八	
				委員会付託 四、 二、二二	委員会議決 四、 三、二七	本会議議決 四、 三、三〇	

番号	件名	先議院	提出日	参議院	衆議院	備考
20※	在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案	衆	四、 二、一二	四、 二、一二 (予)	四、 三、二六 四、 三、二七 四、 二、一二	四、 三、一二 四、 三、一三
23※	旅券法の一部を改正する法律案	衆	二、 一四	二、 一四 (予)	四、 一四 四、 一七	二、 一四 三、 六 三、 一〇

内閣提出法律案(二件)

番号	件名	先議院	提出日	参議院	衆議院	備考
7	所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とオランダ王国政府との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件	衆	四、 三、一三	四、 三、一三 (予)	四、 五、一四 四、 五、一八	四、 三、一三 四、 二二
8	世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約の締結について承認を求めるの件	衆	三、 一三	六、 一八	六、 一八 六、 一九	四、 二二 六、 一八 六、 一八
10	千九百六十八年二月二十三日の議定書によって改正された千九百二十四年八月二十五日の船荷証券に関する規則の統一のための国際条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件	参	三、 一三	三、 一三	四、 一六 四、 一七	三、 一三 (予) 五、 六 五、 一二

(注) ※は予算関係法律案

投資の相互促進及び相互保護に関する日本国とトルコ共和国との間の協定の締結について承認を求めの件（閣条第一号）

要旨

この協定は、我が国とトルコ共和国との間の投資の増加並びに経済関係の拡大及び緊密化の促進を目的として、一九九二年（平成四年）二月にアンカラで署名されたものであって、主な内容は次のとおりである。

- 一、両国は、投資の許可及びこれに関連する事項に関し、最恵国待遇を与える。
- 二、両国は、投資財産、収益及び投資に関連する事業活動に対し最恵国待遇及び内国民待遇を与える。
- 三、両国は、出訴権等に関して内国民待遇及び最恵国待遇を与える。
- 四、両国は、投資財産及び収益について、公共のため、法令に従い、差別的でなく、また、補償が行われる場合を除いては、収用、国有化等の対象としてはならない。両国は、収用、国有化の条件、補償の方法等に関し、内国民待遇及び最恵国待遇を与える。また、敵対行為の発生等に関連してとる措置に関し、内国民待遇及び最恵国待遇を与える。

五、両国は、投資保証に基づく請求権等について保証人の代位を承認する。

六、両国は、両国間及び自国と第三国との間の送金等の自由を保証する。

七、両国は、投資に関する紛争が友好的な協議により解決されない場合には、当事者の要請に基づき、投資紛争解決条約に従って調停又は仲裁に付託する。

委員長報告

ただいま議題となりました条約三件につきまして、外務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、トルコとの投資保護協定は、我が国とトルコとの間の投資の相互促進を図るため、投資の許可に関する最恵国待遇、投資財産、事業活動等に関する最恵国待遇及び内国民待遇、収用、国有化等の措置がとられた場合の補償、送金の自由等について定めるものであります。

次に、障害者の職業リハビリテーション及び雇用に関する条約は、障害者の雇用機会の増大及び社会における統合の促進を図ることを目的として、障害者の職業リハビリテーション及び雇用に関する政策の原則を策定し、実施すること等を内容とするものであります。

委員会におきましては、投資保護についての政府の基本的認識、我が国とトルコとの経済関係、障害者福祉の分野における国際協力、障害者の職業リハビリテーション及び雇用対策の充実、未締結のILO条約の批准促進等の諸問題について質疑が行われましたが、詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終え、討論に入りましたところ、トルコとの投資保護協定について、日本共産党の立木委員より反対する旨の意見が述べられました。

次いで採決の結果、トルコとの投資保護協定は多数をもって、また障害者の職業リハビリテーション及び雇用に関する条約は全会一致をもって、いずれも承認すべきものと決定いたしました。

次に北太平洋朔河性魚類保存条約は、北太平洋におけるサケ・マスの保存に関する国際協力の促進を図るため、北緯三十三度以北の北太平洋及びこれに接続する諸海のうち距岸二百海里以遠の公海水域におけるサケ・マスの漁獲の禁止、混獲の最小化、操業違反船舶の臨検、拿捕及び裁判管轄権等について定めるものであります。

委員会におきましては、本条約の交渉経緯と締結の意義、我が国の漁業外交のあり方、漁業分野での国際協力、サケ・マス漁船の減船対策等の諸問題について質疑が行われましたが、詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終え、討論に入りましたところ、日本共産党の立木委員より反対する旨の意見が述べられました。

次いで採決の結果、本件は多数をもって承認すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

障害者の職業リハビリテーション及び雇用に関する条約（第百五十九号）の締結について承認を求めるの件（閣条第二号）

要旨

この条約は、身体的又は精神的障害者の雇用機会の増大及び社会における統合の促進を図ることを目的として、一九八三年（昭和五十八年）六月、国際労働機関（ILO）の第六十九回総会において採択されたもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一、加盟国は、障害者の職業リハビリテーション及び雇用に関する国の政策を策定し、実施し及び定期的に検討する。
- 二、加盟国の政策は、すべての種類の障害者に対し職業リハビリテーションに関する適当な措置が利用できるようにすること及び開かれた労働市場における障害者の雇用機会の増大を図ることを目的とする。

三、加盟国の政策は、障害者である労働者その他の労働者との間の機会均等の原則に基づくものとする。また、障害者である男女の労働者の間における機会及び待遇の均等は尊重されなければならない。

四、代表的な使用者団体及び労働者団体並びに代表的な障害者の及び障害者のための団体は、政策の実施に関して協議を受けらる。

五、権限のある機関は、職業指導、職業訓練、職業紹介及び雇用に関する事業その他関連の事業を実施し及び評価するための措置をとる。

六、加盟国は、障害者の職業指導、職業訓練、職業紹介及び雇用に関する事業を担当する適当な能力を有する職員を訓練し、これらの職員が利用されるよう努める。

委員長報告

七二ページ参照

北太平洋における溯河性魚類の系群の保存のための条約の締結について承認を求めの件（閣条第三号）

要旨

我が国を含む北太平洋の溯河性魚類（さけ・ます）の主要な母川国は、これまで「日米加漁業条約」及び「日ソ漁業協力協定」の枠組みの下で溯河性魚類の保存を図ってきたが、近年の漁業資源の保存に関する国際的な関心の高まりを背景として、資源保存の強化という観点から、枠組みの見直しが必要とされるに至った。

本条約は、このような状況の下、一九九〇年（平成二年）十月以来、我が国、カナダ、ソ連邦及び米国の間で交渉を行った結果、その後のソ連邦の解体に伴うロシア連邦を原締約国とするための修正を含め、最終合意をみるに至り、一九九二年（平成四年）二月十一日モスクワにおいて、四箇国政府代表者により署名が行われたもので、その主な内容は次のとおりである。

一、本条約が適用される区域（条約区域）は、北緯三十三度以北の北太平洋及び接続する諸海の水域であって領海の幅を測定するための基線から二百海里の外側に位置する水域とする。

二、条約区域において溯河性魚類を対象とする漁獲は禁止する。また、同魚類の混獲は可能な最大限度まで最小のものにとどめ、混獲により採捕された同魚類を船舶上に保持することは禁止する。

三、締約国は、本条約の禁止規定に違反して採捕された溯河性魚類の取引を防止し、及びそのような取引に従事した者を処罰す

るため、適切な措置をとる。

四、締約国は、条約区域における溯河性魚類の保存に関し、条約の締約国でない国等の注意を喚起することに同意する。

五、いずれの締約国の正当に権限を有する公務員も、他の締約国の船舶が、現に本条約の規定に違反して操業に従事しているとき又は当該公務員が乗船する前にそのような操業に明らかに従事したと信ずるに足りる相当の理由がある場合、船舶を臨検できるとともに、船上にある人を逮捕し、その船舶を拿捕することができるとも、また、逮捕された人及び拿捕された船舶は、それが所屬する国に引き渡され、そのような引渡しを受けた国のみが裁判管轄権を有する。

六、締約国は、本条約の規定に違反する活動等に関する情報の交換、及び溯河性魚類の保存のための科学的調査の実施等について協力する。

七、条約区域における溯河性魚類の保存を促進することを目的として、北太平洋溯河性魚類委員会を設立する。また、すべての重要事項に関する委員会の決定は、条約区域内に回遊する溯河性魚類の母川国であるすべての締約国の意見の一致によって行う。

委員長報告

七二ページ参照

アジア太平洋郵便連合一般規則及びアジア太平洋郵便条約の締結について承認を求めの件（閣条第四号）

要旨

アジア太平洋郵便連合は、アジア太平洋地域の加盟国間の郵便分野における協力を増進することを目的として、万国郵便連合憲章に従って設立された地域的郵便連合である。

この一般規則及び条約は、一九九〇年（平成二年）十二月、ニュー・ジラランドのロトルアで開催された第六回大会議において、現行の一般規則及び条約を改正の上、これに代わるものとして作成されたものであり、アジア太平洋郵便連合憲章上その締結が義務付けられている。

一、アジア太平洋郵便連合一般規則

この一般規則は、連合の機関の運営、財政等、アジア太平洋郵便連合憲章の適用及び連合の運営を確保するための規則について規定するものであるが、今回の改正点は次のとおりである。

現行の一般規則では連合の支出は、年額七万米ドルを超過し

てはならないとされているが、これを十萬米ドルを超過してはならないこととした。

二、アジア太平洋郵便條約

この條約は、船便等平面路による通常郵便物についての低減料金の適用等、連合の加盟国間の國際郵便業務に関する規定を主な内容としているが、今回の改正点は次のとおりである。

現行の條約では、連合の郵政庁間で平面路によって交換する書状及び郵便葉書について低減料金を適用することが義務付けられているが、これを任意化することとした。

委員長報告

ただいま議題となりました條約二件及び法律案一件につきまして、外務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、アジア太平洋郵便連合一般規則及びアジア太平洋郵便條約は、アジア太平洋郵便連合の運営及び連合加盟国間の郵便業務に関する事項について規定するものでありまして、連合予算の最高限度額の引き上げ等の改正を行った上で現行の一般規則及び條約を更新しようとするものであります。

次に、船荷証券統一条約の改正議定書は、一九二四年に作成され、一九六八年に改正された船荷証券統一条約に定める運送人の

責任限度についてさらに変更を加えて同條約を適用すること等について定めるものでありまして、船荷証券の証拠力の強化、運送人の責任限度額の引き上げ等の改正を行おうとするものであります。

委員会におきましては、アジア太平洋郵便連合における郵便物の低減料金の適用、郵便の分野での國際協力、船荷証券統一条約の改正議定書の国会提出が遅れた理由、主要海運国による本議定書の締結状況等の諸問題について質疑が行われましたが、詳細は會議録によって御承知願います。

質疑を終え、採決の結果、両件はいずれも全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

次に旅券法の一部改正案は、旅券事務の増大にかんがみ、国民の一層の便宜を図るため申請手続を簡素化すること、經濟事情の推移にあわせて一般旅券の發給等に係る手数料を改定すること等を内容とするものであります。

委員会におきましては、機械読取り旅券の導入と今回の改正との関係、旅券申請手続の簡素化、旅券の有効期間の延長、手数料負担のあり方等の諸問題について質疑が行われましたが、詳細は會議録によって御承知願います。

質疑を終え、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とルクセンブルグ大公国との間の条約の締結について承認を求めの件（閣案第五号）

要旨

本条約は、一九九二年（平成四年）三月、ルクセンブルグにおいて署名されたものであって、その主な内容は次のとおりである。

一、事業所得については、企業が相手国内に支店等の恒久的施設を有する場合にのみ、かつ、当該恒久的施設に帰せられる所得についてののみ相手国において課税される。

二、国際運輸業所得については、企業の居住地国においてのみ課税される。

三、投資所得に対する源泉地国税率は、相手国の居住者が支払う配当については親子会社間の場合五%、その他の場合十五%、相手国において生ずる利子及び使用料については十%をそれぞれ超えないものとする。

四、短期滞在者、両締約国政府間で合意された文化交流のための

特別の計画に基づく活動を行う芸能人等、学生、教授等の所得については、一定の条件の下に相手国の租税が免除される。

五、二重課税の回避については、我が国は外国税額控除方式、ルクセンブルグは一定の所得を除き国外所得免除方式による。

委員長報告

ただいま議題となりました条約三件につきまして、外務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、ルクセンブルグとの租税条約は、両国間で事業所得に対する相手国の課税基準、国際運輸業所得に対する相互免税、投資所得に対する源泉地国の限度税率及び二重課税の回避方法を定めるものであります。

次に、ノールウェーとの租税条約は、現行の租税条約を全面的に改正し、最近の租税条約の改善された規定をできるだけ取り入れるとともに、新たに相手国の冲合における天然資源の探査・開発活動に係る所得について一定の条件のもとに相手国において課税できるようにしようとするものであります。

次に、オランダとの租税条約の改正議定書は、親子会社間の配当に対して、源泉地国として我が国が行う課税の限度税率を現行条約に定める一〇%から五%に引き下げるとともに、情報の交換及び租税の徴収共助に関する規定を新設しようとするものであり

ます。

委員会におきましては、今回の租税条約締結の目的、我が国とこれら欧州三カ国等との経済関係、租税条約の乱用防止、外国税額控除制度等の諸問題について質疑が行われましたが、詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終え、討論に入りましたところ、日本共産党の立木委員より三件に反対する旨の意見が述べられました。

次いで採決の結果、三件はいずれも多数をもって承認すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とノールウェー王国との間の条約の締結について承認を求めの件（閣条第六号）

要旨

本条約は、一九六八年（昭和四十三年）に締結された現行租税条約を全面改正するものであって、その主な内容は次のとおりである。

一、事業所得については、企業が相手国内に支店等の恒久的施設を有する場合にのみ、かつ、当該恒久的施設に帰せられる所得

についてのみ相手国において課税される。

二、国際運輸業所得については、企業の居住地国においてのみ課税される。

三、投資所得に対する源泉地国税率は、相手国の居住者が支払う配当については親子会社間の場合5%、その他の場合15%、相手国において生ずる利子及び使用料については10%をそれぞれ超えないものとする。

四、短期滞在者、両締約国政府間で合意された文化交流のための特別の計画に基づく活動を行う芸能人等、学生等の所得については、一定の条件の下に相手国の租税が免除される。

五、相手国の沖合で行われる天然資源の探査又は開発に関連する活動に係る所得については、一定の条件の下に相手国において課税することができる。

六、二重課税の回避については両国とも外国税額控除方式による。

委員長報告

前ページ参照

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とオランダ王国政府との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第七号）

要旨

本議定書は、一九七〇年（昭和四十五年）に締結された現行租税条約を一部改正するものであって、その改正点は次のとおりである。

- 一、親子会社間の配当に対して源泉地国として我が国が行う課税の限度税率を、現行条約に定める十%から五%に引き下げる。
- 二、条約の実施等のための情報の交換及び条約の不正利用防止のための租税の徴収共助に関する規定を新たに設ける。

委員長報告

七七ページ参照

世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約の締結について承認を求めるの件（閣条第八号）

要旨

この条約は、文化遺産及び自然遺産を人類全体のための世界の

遺産として損傷、破壊等の脅威から保護し、保存することが重要であるとの観点から、国際的な協力及び援助の体制を確立することを目的として、一九七二年（昭和四十七年）十一月にパリで開催された国際連合教育科学文化機関（ユネスコ）の第十七回総会において採択されたものであって、その主な内容は次のとおりである。

- 一、この条約の適用上、「文化遺産」とは、記念工作物、建造物群及び遺跡であって、歴史上、芸術上、学術上等顕著な普遍的価値を有するものをいい、「自然遺産」とは、無生物又は生物の生成物等から成る特徴ある自然の地域、脅威にさらされている動物又は植物の種の生息地、自然の風景地等であって学術上、保存上、景観上等顕著な普遍的価値を有するものをいう。
- 二、自国の領域内に存在する遺産を認定することは、締約国の役割とされる。
- 三、締約国は、自国の領域内に存在する遺産を認定、保護、保存、整備し及び将来の世代へ伝えることを確保することが第一義的には自国に課された義務であることを認識し、このために最善を尽くすものとする。
- 四、締約国は、世界遺産の保護について協力することが国際社会全体の義務であることを認識する。この条約において、国際的保護とは、締約国がその遺産を保存及び認定するため努力する

ことを支援するための国際的な協力及び援助の体制を確立することであると了解される。

五、ユネスコに、顕著な普遍的価値を有する遺産を保護するための政府間委員会として、世界遺産委員会を設置する。

六、世界遺産委員会は、締約国が提出する当該締約国の領域内の遺産の目録に基づき、かつ、同委員会が定めた基準に従って「世界遺産一覧表」を作成する。更に、同委員会は、世界遺産一覧表記載の遺産のうち、保存のために大規模な作業が必要とされ、かつ、この条約に基づいて援助が要請されているものに関し、「危険にさらされている世界遺産一覧表」を作成する。

七、世界遺産委員会は、世界遺産一覧表に記載されている物件等に関し締約国が表明する国際的援助の要請を検討し、同委員会が実施する援助の性質及び範囲並びにその活動の優先順位を決定する。ユネスコの事務局長は、同委員会の決定の実施について責任を負う。

八、顕著な普遍的価値を有する遺産を保護するため、世界遺産基金をユネスコの財政規則に基づく信託基金として設立する。同基金の資金は、締約国の分担金及び任意拠出金、締約国以外の国、機関及び個人からの拠出金等から成り、世界遺産委員会が決定する目的にのみ使用することができる。

九、締約国は、締約国会議において決定される分担金（ユネスコ

に対する締約国の分担金の額の1%を超えないもの）又はこれを下回らない額の任意拠出金を二年に一回定期的に世界遺産基金へ支払う。

十、いかなる締約国も、世界遺産委員会に対し国際的援助を要請することができ、国際的援助は、基本的には、世界遺産一覧表に記載が決定された遺産にのみ与えられる。

十一、世界遺産委員会が供与する国際的援助は、芸術上、学術上及び技術上の問題に関する研究、専門家、技術者等の提供、専門家の養成、機材の供与、貸付け、補助金の供与等の形態をとる。

十二、締約国は、教育及び広報事業計画を通じる等により、自国民が遺産を評価し及び尊重することを強化するよう努め、この条約により実施される活動を広く公衆に周知させる。

十三、締約国は、ユネスコ総会に提出する報告書において、この条約の適用のために自国がとった立法措置、行政措置等に関する情報を提供する。

委員長報告

ただいま議題となりました条約につきまして、外務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

この条約は、文化遺産及び自然遺産を、人類全体のための世界

の遺産として、損傷・破壊等の脅威から保護し、保存することが重要であるとの観点から、国際的な協力及び援助の体制を確立することを目的として、昭和四十七年のユネスコ総会において採択されたものでありまして、文化遺産及び自然遺産の国内的及び国際的保護措置、世界遺産委員会による国際的援助の条件及び態様等について定めるものであります。

委員会におきましては、本条約の批准が遅れた理由、本条約の実施を確保するための国内措置、我が国における遺産の認定とその手続、国際文化交流についての基本方針、アンコールワットの修復に対する協力等の諸問題について、質疑が行われましたが、詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終え、採決の結果、本条約は全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。
以上、御報告申し上げます。

千九百六十八年二月二十三日の議定書によって改正された千九百二十四年八月二十五日の船荷証券に関する規則の統一のための国際条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第一〇号）

要旨

海上物品運送における運送人及び荷送人の権利義務関係は船荷証券に記載されるが、運送人の免責約款に一定の制限を課するとともに、運送人及び荷送人の権利義務の内容を国際的に統一することを目的として、「一九二四年の船荷証券統一条約」が作成され、我が国も一九五七年（昭和三十二年）にこれを批准している。

この議定書は、一九七九年（昭和五十四年）十二月に、第十三回海事法外交会議で作成されたもので、「一九六八年の議定書によって改正された一九二四年の条約」に定める運送人の責任限度について更に変更を加えて同条約を適用すること等について定められている。この議定書を通じて適用される「一九六八年の議定書」の内容を含め、主な改正点は次のとおりである。

- 一、船荷証券が善意の第三者に譲渡された場合には、反証は、認められない。
- 二、一年以内とされていた損害賠償の提訴期間について、当事者の合意による延長を認める。
- 三、運送人に対する訴訟が契約に基づくか、不法行為に基づくかを問わず、抗弁及び責任の限度を認めるとともに、運送人の使用人等にも運送人と同一の抗弁及び責任の限度を認める。
- 四、コンテナ等に積み込まれたものとして運送品の包又は単位

の数が船荷証券に記載されていない場合の責任限度額については、コンテナ等を一包又は一単位とみなすこととする。

五、運送人の責任限度額の表示単位をスターリング・ポンドからSDR（国際通貨基金の特別引出権）に改めるとともに、責任限度額を、運送品一包又は一単位につき百スターリング・ポンド（約十万円）から、一包若しくは一単位につき六百六十六・六七SDR（約十二万円）又は一キログラムにつき二SDR（約三百六十円）のうち、いずれか高い方の額に引き上げる。

委員長報告

七六ページ参照

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第二〇号）

要旨

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、旧ソヴィエト連邦を構成していた各共和国の独立に伴い、アゼルバイジャン、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、エストニア、カザフスタン、キルギスタン、タジキスタン、ト

ルクメニスタン、ベラルーシ、モルドヴァ、ラトヴィア及びリトアニアにそれぞれ大使館（いずれも兼館）を新たに設置する。

二、ヴェトナムのホーチミン及びアメリカ合衆国のデトロイトに総領事館を新たに設置する。

三、前記の新設する在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を定める。

四、カナダのウィニペグ日本国総領事館を廃止する。

五、最近の為替相場及び物価水準の変動等にかんがみ、既設の在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定する。

六、在外公館に勤務する外務公務員の年少子女の教育費負担の増大にかんがみ、その軽減を図るため、子女教育手当の加算限度額を定額（一万八千円）の百分の二百五十から百分の三百五十に改定する。

七、在ソヴィエト連邦日本国大使館の名称を在ロシア日本国大使館に、在レニングラード日本国総領事館の名称を在サンクト・ペテルブルグ日本国総領事館に変更する等、最近の国名及び地名の変更に伴う所要の規定整備を行う。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、外務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、旧ソ連邦構成国の独立に伴い、バルト三国、ウクライナなど十三カ国に大使館を新設するとともに、在ソ連邦大使館の名称を在ロシア大使館に変更すること、ベトナムのホーチミン及び米国のデトロイトに総領事館を新設すること、在外職員の在勤基本手当の基準額及び子女教育手当の加算限度額を改定すること等を主な内容とするものであります。

委員会におきましては、在外公館及び在留邦人の安全性確保、当面兼館とされる新設大使館の実館化の見通し、旧ソ連の動向とこれに対する我が国の支援策、日越関係の今後の展望等の諸問題について質疑が行われましたが、詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終え、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。

旅券法の一部を改正する法律案（閣法第二三三号）

要旨

本法律案は、発給件数の恒常的増加に伴う旅券事務の増大、本年十一月の機械読取り旅券（MRP）の導入等にかんがみ、国民の便宜、行政効率の向上等に資するため、旅券申請手続の簡素化等の改正を行うおとするものであって、主な内容は次のとおりである。

- 一、一般旅券の発給申請のうち、有効な旅券を返納して旅券の切替発給の申請を行う場合には、戸籍謄（抄）本の提出を原則として省略することができる。
- 二、一般旅券の発給手数料を現行の八千円から一万円に改定する（二十五％増）など、昭和五十三年以降据え置かれていた一般旅券等の発給等に係る手数料を引き上げる。
- 三、刑法等における罰金額の改定との整合性を保つため、罰則規定中の罰金額の最高限度額を現行の十万円から三十万円に引き上げる。

委員長報告

七六ページ参照

○大蔵委員会
内閣提出法律案（九件）

番号	案件名	先議院	提出月日	参議院	衆議院	衆議院	衆議院	備考
3 ※	租税特別措置法の一部を改正する法律案	衆	四、 二、 五	四、 三、 二一 (予)	四、 三、 二七	四、 三、 二七	四、 二、 二五	四、二、二五 衆本会議趣旨説明 三、一一 参本会議趣旨説明
4 ※	法人特別税案	〃	二、 五	三、 一一 (予)	三、 二七	三、 二七	二、 二五	
5 ※	相続税法の一部を改正する法律案	〃	二、 五	三、 一一 (予)	三、 二七	三、 二七	二、 二五	
37 ※	関稅定率法等の一部を改正する法律案	〃	二、 二五	二、 二五 (予)	三、 二七	三、 二七	二、 二五	
38 ※	国際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律及び米州開發銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案	〃	二、 二五	二、 二五 (予)	三、 二七	三、 二七	二、 二五	
39 ※	日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案	〃	二、 二五	二、 二五 (予)	三、 二七	三、 二七	二、 二五	

(注) ※は予算關係法律案

番号	件名	提出者 (月日)	予備送 付月日	本院へ 提出	参議院			衆議院			備考	
1	平成三年度の水田農業確立助成補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案	大蔵委員長 (四、二、四)	四、二、五	四、二、六	四、二、五 (予)	四、二、一三	四、二、一四	四、二、一四	四、二、一四	四、二、一四	四、二、六	
2	貸金業の規制等に関する法律の一部を改正する法律案	大蔵委員長 (六、一七)	六、一七	六、一八	六、一七 (予)	六、一八	六、一九	六、一九	六、一九	六、一九	六、一八	

衆議院議員提出法律案(二件)

番号	件名	先議院	提出日	参議院			衆議院			備考
40*	証券取引等の公正を確保するための証券取引法等の一部を改正する法律案	衆	四、二、二六	四、五、二五	四、五、二八	四、五、二九	四、五、一四	四、五、二〇	四、五、二二	四、五、一四 衆本会議趣旨説明 五、二五 参本会議趣旨説明
69	公認会計士法の一部を改正する法律案	参	三、一三	三、一三	四、一六	四、一七	三、一三 (予)	四、二二	四、二四	
73	金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律案	衆	三、一七	六、一六	六、一八	六、一九	五、一四	六、三	六、四	四、五、一四 衆本会議趣旨説明

租税特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第三号）

要旨

本法律案は、最近における社会経済情勢等にかんがみ、小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例を拡充するとともに、住宅対策等早急に実施すべき措置を講ずるほか、租税特別措置の整理合理化等を行うとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、小規模宅地等（二百㎡）についての相続税の課税の特例の拡充

土地の相続税評価の適正化に伴う相続税の負担の調整に際して、小規模宅地等の相続税の課税価格の計算の特例について、相続税の課税価格に算入する価額の減額割合（事業用宅地等…現行六十％・改正案七十％、居住用宅地等…現行五十％・改正案六十％）を引き上げる。

二、住宅対策等

住宅取得促進税制の適用期限を二年延長するとともに、三大都市圏における優良貸家共同住宅に係る新築貸家住宅の割増償却率を引き上げるほか、産業廃棄物の処理に著しく資する公害防止用設備の特別償却率を引き上げる等の措置を講ずる。

三、課税の適正・公平の確保の推進等

企業関係の租税特別措置等について特別償却制度等の一層の整理合理化を行うほか、みなし法人課税制度の廃止、欠損金の繰戻し還付制度の適用の停止、海外関係会社からの過大借入れに対処するための過少資本税制の導入、青色申告特別控除制度の創設等の措置を講ずる。

四、普通乗用自動車に係る消費税の税率の特例

我が国の財政の現状にかんがみ、二年間の臨時の措置として、普通乗用自動車に係る消費税の税率を四・五％とする特例措置を講ずる。

五、その他

国際金融取引におけるいわゆるオフショア勘定において経理された預貯金等の利子の非課税措置等適用期限の到来する特別措置について、実情に応じその適用期限を延長する等の措置を講ずる。

なお、本法律施行に伴う租税の増収見込額は、平成四年度約千三百三十億円である。

委員長報告

ただいま議題となりました六法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、租税特別措置法の一部を改正する法律案は、小規模宅地

等についての相続税の課税の特例を拡充するとともに、普通乗用自動車消費税の税率を二年間四・五%とするほか、租税特別措置の整理合理化等を行うおうとするものであります。

次に、法人特別税法は、二年間の措置として法人特別税を創設しようとするものであり、基準法人税額のうち四百万円を超える部分に対し二・五%の税率で課税することとしております。

次に、相続税法の一部を改正する法律案は、土地の相続税評価の適正化に伴い、相続税の負担調整等を行うおうとするものであり、相続税の課税最低限の引き上げ、相続税及び贈与税の税率適用区分の幅の拡大等、所要の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、以上三法律案を一括して議題とし、質疑を行いました。その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して近藤忠孝委員より租税特別措置法改正案及び法人特別税法案に反対、相続税法改正案に賛成する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、順次採決の結果、租税特別措置法改正案及び法人特別税法案はそれぞれ多数をもって、相続税法改正案は全会一致をもって、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、三法律案に対し附帯決議が付されております。

次に、関税低率法等の一部を改正する法律案は、原油等の関税率を引き下げるとともに、暫定関税率の適用期限の延長等を図るほか、総合保税地域制度を新設する等の改正を行うおうとするものであります。

次に、国際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律及び米州開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案は、国際金融公社への追加出資及び米州開発銀行内に新設される多数国間投資基金への拠出について所要の措置を講じようとするものであります。

次に、日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案は、日本輸出入銀行の業務に、技術の受け入れに対する貸し付け等を追加するとともに、ユーロ円債を発行できることとする等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、以上三法律案を一括して議題とし、質疑を行いました。その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して近藤忠孝委員より三法律案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、順次採決の結果、三法律案はそれぞれ多数をもって、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、関税率法等改正案に対し、附帯決議が付されております。

す。

以上、御報告申し上げます。

法人特別税法案（閣法第四号）

要旨

本法律案は、我が国の財政の現状にかんがみ、二年間の臨時の措置として法人特別税を創設しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、納税義務者

法人税が課されるすべての法人

二、課税標準

各事業年度の基準法人税額のうち四百万円を超える部分

三、税率

二・五%

四、適用期間

二年間（平成四年四月一日から平成六年三月三十一日までに終了する事業年度）

なお、本法律施行に伴う租税の増収見込額は、平成四年度約四千四十億円である。

委員長報告

前ページ参照

相続税法の一部を改正する法律案（閣法第五号）

要旨

本法律案は、土地の相続税評価の評価割合を地価公示価格水準の八割程度に引き上げる等の適正化（約二千九百九十億円の負担増）に伴い、相続税等について負担調整（約二千九百九十億円の負担軽減）等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、相続税の課税最低限の引上げ

相続税の遺産に係る基礎控除について、定額控除を現行の四千万円から四千八百万円に、法定相続人比例控除を八百万円から九百五十万円に、それぞれ引き上げる。

二、相続税及び贈与税の税率区分の幅の拡大

相続税の税率について、その税率区分の幅を拡大するとともに、相続税の補完税である贈与税についても所要の調整を図る。

三、相続税の申告期限の延長等

相続税の申告期限について、現行の六か月から段階的に延長

するほか、相続税の延納・物納制度の改善合理化を図る等の措置を講ずる。

委員長報告

八七ページ参照

関稅定率法等の一部を改正する法律案（閣法第三七号）

要旨

本法律案は、最近における内外の經濟情勢の変化に対応し、我が国の市場の一層の開放を図る等の見地から、關稅率、保稅地域制度等について所要の改正を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、關稅率等の改正

新たな石炭政策を踏まえ、原油及び石油製品の關稅率を引き下げるとともに、平成四年三月三十一日をもって期限の到来する石油関係の免稅還付制度について、平成五年三月三十一日まで適用期限の延長等を行う。

二、保稅地域制度の改正

輸入關連施設が集積した地域を対象として、外国貨物の蔵置、加工、展示等の各種保稅機能を総合的に活用でき、手続も

簡素化された総合保稅地域制度を創設するとともに、保稅工場における利子税制度の廃止等の改正を行う。

三、暫定稅率の適用期限の延長等

平成四年三月三十一日をもって期限の到来する暫定關稅率について、平成五年三月三十一日まで適用期限を延長するとともに、皮革・革靴の關稅割当數量の拡大等を行う。

なお、本法律施行に伴う石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別會計の原油等關稅の減収見込額は、平成四年度約八十五億円である。

委員長報告

八七ページ参照

國際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律及び米州開發銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第三八号）

要旨

本法律案は、國際金融公社に対する出資の額が増額されることとなるのに伴い、当該出資の額に応ずるための措置を講ずるとともに、中南米諸国における民間投資の拡大を支援するため米州開

発銀行に設けられる多数国間投資基金に対する拠出について所要の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、国際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律の一部改正

1 政府は、国際金融公社に対し、六千二百三十八万合衆国ドルの範囲内において、追加出資することができる。

2 政府は、国際金融公社に対して出資する合衆国ドルの全部又は一部を国債で出資することができることとし、当該国債の発行条件、償還等については、国際復興開発銀行の例に準ずる。

なお、本追加出資は、三年均等分割で国債により払い込む予定である。

二、米州開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部改正

政府は、中南米諸国における民間投資の拡大を支援するため米州開発銀行に設けられる多数国間投資基金に対し、予算で定める金額の範囲内において、本邦通貨により拠出することができる。

なお、同基金への拠出は、年間一億ドル、五年間で計五億ドルを国債により払い込む予定である。

委員長報告

八七ページ参照

日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案（閣法第三九号）

要旨

本法律案は、我が国の輸入の拡大及び開発途上国等との経済交流の促進を図るため、日本輸出入銀行の業務等について所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、輸入金融の拡充

我が国の輸入拡大に資するため、外国からの技術の受入れを輸入金融の対象に追加する。

二、海外投資金融の拡充

開発途上国等への民間直接投資を促進するため、外国政府等を通じた日系合弁企業への融資機能を拡充し、外国の銀行を直接貸付先に追加するとともに、日本企業の100%子会社を転貸先に追加する。

三、外国政府等への短期資金融資の創設

開発途上国等の対外取引を円滑にするため、国際協調の枠組みのもとで外国政府、政府金融機関等に対し、国際機関の行う融資等を返済原資とする短期資金の融資をすることができることとする。

四、ユーロ円債の発行

日本輸出入銀行の債券による資金の調達を機動的かつ確実なものとするため、従来の外国通貨建て債券に加え、外国において円建ての債券（いわゆるユーロ円債）を発行することができるとする。

委員長報告

八七ページ参照

証券取引等の公正を確保するための証券取引法等の一部を改正する法律案（閣法第四〇号）

要旨

本法律案は、我が国の証券市場等の実情にかんがみ、取引の公正の確保を図り、市場に対する投資者の信頼を保持するため、証券取引等監視委員会を設置するとともに、証券業協会等自主規制機関について所要の整備を行い、取引の公正の確保に係る法令等の遵守の状況を監視する機能の強化及び充実を図るほか、所要の措置を講ずる必要があることから、証券取引法、外国証券業者に関する法律、金融先物取引法及び大蔵省設置法の一部を改正し、とうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、証券取引等監視委員会の設置等

1 証券取引法の改正

- ① 大蔵大臣は、証券会社、証券業協会及び証券取引所等に對する報告徴取権及び検査権のうち、政令で定める有価証券の売買その他の取引等の公正の確保に係る規定に関するものを証券取引等監視委員会に委任する。
 - ② 有価証券の売買その他の取引等の公正を害するものとして政令で定める犯則事件を調査するため必要があるときは、証券取引等監視委員会の職員は質問、検査、領置等を行うことができるとともに、裁判所の許可状により臨検、搜索、差押えをすることができる。
 - ③ 証券取引等監視委員会は、犯則事件の調査により犯則の心証を得たときは告発することとする。
- #### 2 大蔵省設置法の改正
- ① 大蔵省に証券取引等監視委員会を設置する。
 - ② 委員会は証券取引の監視及び金融先物取引の監視を行う。
 - ③ 委員会は、両議院の同意を得て大蔵大臣が任命する委員長及び二名の委員をもって組織し、独立して職権を行使する。
 - ④ 委員会は、検査等の結果に基づき、大蔵大臣に行政処分等の勧告を行うことができることとし、大蔵大臣は委員会

の勧告を尊重しなければならない。

3 外国証券業者に関する法律及び金融先物取引法について、証券取引等監視委員会の権限に係る規定の整備を行う。

二、証券取引等の公正の確保のためのその他の措置

1 証券取引法の改正

① 証券業協会を証券取引法上の法人とし、その機能・権限の拡充強化を図る。

② 証券会社の顧客に対する不適当な勧誘行為規制に関する通達及び証券会社の自己資本比率規制に関する通達を法律において規定する。

③ 相場操縦的行為、損失補てん等につき、処罰される法人の罰金刑の上限を、現行の三百万円、百万円からそれぞれ三億円、一億円に引き上げる。

④ 不正取引の規制を店頭市場における有価証券の売買等の行為にも適用する。

2 外国証券業者に関する法律について、法人の罰金刑の引上げ等の規定の整備を行うとともに、金融先物取引法について、金融先物取引業協会の機能強化、法人の罰金刑の引上げ等の規定の整備を行う。

委員長報告

ただいま議題となりました証券取引等の公正を確保するための証券取引法等の一部を改正する法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、我が国の証券市場等の実情にかんがみ、取引の公正の確保を図り市場に対する投資者の信頼を保持するため、証券取引等監視委員会を設置するとともに、証券業協会等自主規制機関について所要の整備を行い、取引の公正の確保に係る法令等の遵守の状況を監視する機能の強化及び充実に努めるほか、所要の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、証券取引等監視委員会の独立性確保と機能充実の方策、金融機関に対する検査体制の整備、自主規制機関の果たすべき役割と権限強化の必要性、今後の証券・金融行政のあり方等について、総理、大蔵大臣並びに関係当局に対して質疑を行いました。その詳細は会議録に譲ります。

質疑終了の後、日本共産党近藤忠孝委員より本法律案に対し、証券取引等監視委員会を国家行政組織法第三条に基づく行政委員会とする等の修正案が提出されました。

次いで、修正案及び原案を一括して討論に入りましたところ、日本共産党を代表して近藤忠孝委員より、修正案に賛成、原案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、修正案及び原案を順次採決の結果、修正案は賛成少数をもって否決、原案は賛成多数をもって可決、よって、本法律案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。

公認会計士法の一部を改正する法律案（閣法第六九号）

要旨

本法律案は、最近における公認会計士業務の国際化、多様化等の状況等に対応し、公認会計士業務に引き続き多くの優秀な人材を確保するため、公認会計士試験制度について、第二次試験に短答式試験を導入するとともに、第二次試験の論文式試験に科目選択制を採用する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、公認会計士試験制度の改正

1 公認会計士業務の国際化に対応し、一般学力を判定するため、現行の第一次試験科目（国語、数学及び論文）に外国語を加える。

2 受験者数の増加に対応し論文式試験の答案採点の精度を確保する等の観点から、第二次試験に短答式試験（会計学四科

目及び商法）を導入し、論文式試験は短答式試験合格者等に限り受験することができる。

3 受験者の層を広げる等の観点から、論文式による試験に科目選択制を一部導入し、必須科目五科目（会計学四科目と商法）と選択科目二科目（経営学、経済学及び新たに加える民法の三科目の中から二科目選択）について実施する。

4 実務補習受講生の負担を軽減するとともに効果的な補習を実施する観点から、インターン期間の三年は維持しつつ、実務補習と業務補助等の期間の重複を認める。

二、罰則の見直し

公認会計士法の罰則規定の罰金額等の上限について、昭和二十六年改正以降における賃金の上昇等を踏まえ、現行の三万円、一万円からそれぞれ百万円、三十万円に引き上げる。

委員長報告

ただいま議題となりました本院先議の公認会計士法の一部を改正する法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、最近における公認会計士業務の国際化、多様化等の状況に対応し、公認会計士業務に引き続き多くの優秀な人材を確保するため、公認会計士試験制度について第二次試験に短答式

試験を導入し、論文式試験に科目選択制を採用するほか、罰金額等の上限額を引き上げる等、所要の改正を行おうとするものであります。

委員会におきましては、試験制度改革の目的と合格者増加の見通し、インターン制度における期間及び研修内容の見直し、監査機能の強化のあり方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。

金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律案（閣法第七三三号）

要旨

本法律案は、預金者等の保護及び投資者保護の徹底を図りつつ、内外の利用者のため、金融機関及び証券会社の有効かつ適正な競争の促進等による金融・資本市場の効率化及び活性化等を図る必要性にかんがみ、金融機関及び証券会社の各種の業務分野への参入等金融制度及び証券取引制度の包括的な改革を実施しよう

とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、銀行法等金融に関する法律の一部改正等

1 子会社による証券業務及び信託業務への参入

銀行、長期信用銀行、外国為替銀行、信用金庫連合会等協同組織金融機関の連合会及び農林中央金庫（以下、銀行等）は、子会社によって証券業務及び信託業務に参入することができる。

ただし、大蔵大臣は、当分の間、銀行等の証券子会社の取次等の業務（ブローカー業務）の免許については、株券に係る業務を行ってはならない旨の条件を付する。

2 銀行等の本体での取扱い業務

① 銀行等が証券化関連商品及び私募の取扱いができるよう各業法の整備を行う。

② 信用金庫等協同組織金融機関及びこれらの連合会は、認可を受けて信託業務を本体で兼営することができる。

3 協同組織金融機関の業務規制の緩和

信用金庫及び同連合会、信用協同組合及び同連合会、労働金庫連合会、農業協同組合並びに商工組合中央金庫について、社債等の募集の受託及び担保付社債信託業務を行うことができることとともに、信用協同組合、労働金庫、農業協同組合及びこれらの連合会について国債等の窓口販売及

び売買業務（デイリーリング業務）並びに外国為替業務を行うことができることとする等業務規制の緩和を行う。

4 金融機関の健全性の確保等

① 主務大臣は、銀行等及び商工組合中央金庫の自己資本の充実の状況等経営の健全性を判断するための基準を定めることができる。

② 信用金庫、信用協同組合及び労働金庫の各連合会及び農業協同組合、漁業協同組合、水産加工業協同組合及びこれらの連合会並びに農林中央金庫の同一人に対する信用供与の限度額を定める。

③ 長期信用銀行及び外国為替銀行の普通銀行への転換及び異種の金融機関との合併の手続きを明確化するとともに、労働金庫の異種の金融機関への転換及び合併を可能とする。

④ 相互銀行法を廃止する。

二、証券取引法等の一部改正

1 有価証券概念の整備

法人が事業資金調達のために発行するコマースナル・ペーパー、海外の金融機関の貸付債権を流動化したもの（CAR Ds）、住宅ローン債権信託受益権等を証券取引法上の有価証券とし、これらの仲介業務を銀行等が行うことができる。

2 公募概念の見直し、私募についての法整備

公募概念についての人数基準を明確にするとともに適格機関投資家に対してのみ発行する場合には情報開示を免除する等の措置を講ずるとともに、私募（新たに発行される有価証券の取得の申し込みの勧誘であって有価証券の募集に該当しないもの）を証券業務とする。

3 子会社による銀行業務への参入

証券会社は、子会社によって銀行業務に参入することができる。

委員長報告

ただいま議題となりました両法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律案について申し上げます。

本法律案は、預金者等の保護及び投資者保護の徹底を図りつつ、金融機関及び証券会社の有効かつ適正な競争の促進等による金融・資本市場の効率化及び活性化等を図る必要性にかんがみ、金融機関及び証券会社の各種の業務分野への参入等、金融制度及び証券取引制度の包括的な改革を実施しようとするものであります。

委員会におきましては、金融制度改革の理念と目的、利用者利便の向上に資するための制度改革を行う必要性、業態別子会社方式による相互参入の是非と参入に伴う弊害防止策の明確化、制度改革が中小金融機関に与える影響、金融の証券化の進展に対応した有価証券の定義の在り方等について、総理、大蔵大臣並びに係当局に対して質疑を行いました。その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して近藤忠孝委員より、本法律案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお本法律案に対し附帯決議が付されております。

次に、貸金業の規制等に関する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法律案は、国民経済の適切な運営に資するための貸金業に係る事業報告書及び報告徴収の規定の運用に当たっては、業務の健全な運営に資するため必要な最小限度において、土地のほか、新たに株式等に係る貸金業者の貸付けについてもその実態把握及び適正化を行おうとするものであります。

委員会におきましては、提出者衆議院大蔵委員長より趣旨説明

を聴取した後、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

平成三年度の水田農業確立助成補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案（衆第一号）

要旨

本法律案は、平成三年度において、水田農業確立対策による米の計画生産を推進するため、政府等が稲作の転換を行う者等に対し交付する水田農業確立助成補助金について、税制上の軽減措置を講ずるものであり、その内容は次のとおりである。

一、個人が交付を受ける同補助金については、一時所得の収入金額とみなすとともに、転作に伴う特別支出費用等は、一時所得の必要経費とみなす。

二、農業生産法人が交付を受ける同補助金については、交付を受けた後二年以内に事業の用に供する固定資産の取得または改良に充てる場合、圧縮記帳の特例を認める。

なお、本法律施行に伴う平成三年度における租税の減収見込額は、約六億円である。

委員長報告

ただいま議題となりました平成三年度の水田農業確立助成補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、衆議院大蔵委員長提出によるものでありまして、平成三年度の水田農業確立助成補助金について、個人が交付を受けけるものはこれを一時所得とみなし、農業生産法人が交付を受けけるものは、交付を受けた後二年以内に固定資産の取得または改良に充てた場合には圧縮記帳の特例を認めることにより、それぞれ税負担の軽減を図ろうとするものであります。

なお、本法律施行に伴う平成三年度の租税の減収額は約六億円と見込まれております。

委員会におきましては、提出者より趣旨説明を聴取の後、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

貸金業の規制等に関する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律案（衆第一二号）

要旨

本法律案は、最近における貸金業者による融資が我が国の金融政策及び経済社会に与える影響にかんがみ、融資業務の内容を正確に把握するための貸金業に係る事業報告書及び報告徴収の規定の運用に当たっては、業務の健全な運営に資するため必要な最小限度において、土地のほか、新たに株式等に係る貸金業者の貸付けについてもその実態把握及び適正化を行おうとするものである。

委員長報告

九六ページ参照

○文教委員会

内閣提出法律案（三件）

番号	件名	院議先	提出月日	参議院		衆議院		備考		
8 ※	義務教育費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法の一部を改正する法律案	衆	四、 二、 七	委員会付託 四、 二、 七 (予)	委員会議決 四、 三、 二七	本会議議決 四、 三、 二七	委員会付託 四、 二、 七	委員会議決 四、 三、 二五	本会議議決 四、 三、 二六	
9 ※	国立学校設置法及び国立学校特別会計法の一部を改正する法律案	〃	二、 七	三、 三二 (予)	可 決 可 決	四、 二二三 四、 二四	三、 二四	四、 一五	四、 一六	
6 2	長野オリンピック冬季競技大会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律案	〃	三、 一〇	三、 一〇 (予)	可 決 可 決	五、 一三 五、 一三	三、 一〇	四、 二三	四、 二四	

(注) ※は予算関係法律案

本院議員提出法律案（三件）

番号	件名	提出者 (月日)	予備送 付月日	衆議院 提出へ	衆議院			備考
					委員会付託	委員会議決	本会議議決	
118国会 6	学校教育法の一部を改正する法律案	山本正和君 外一名 (二、六、一五)			二、 六、二〇	未了		
118国会 7	学校教育法及び教育職員免許法の一部を改正する法律案	小林正君 外一名 (六、一五)			六、二〇	未了		
118国会 8	女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律の一部を改正する法律案	森暢子君 外一名 (六、一五)			六、二〇	未了		

義務教育費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第八号）

要旨

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

一、義務教育費国庫負担金の対象経費のうち、共済費追加費用及び退職年金・退職一時金について、現在三分の一とされている国庫負担の割合を、平成四年度九分の一、平成五年度九分の一と段階的に引き下げた後、平成六年度に国庫負担の対象外とすること。

二、この法律は平成四年四月一日から施行すること。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、文教委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、義務教育費国庫負担金の対象経費のうち、共済費追加費用及び退職年金・退職一時金について、その経費の性質にかんがみ、かつ、最近における財政状況等を踏まえて、現在三分の一とされている国庫負担の割合を、平成四年度九分の一、平成五年度九分の一と段階的に引き下げた後、平成六年度に国庫負担の対象外としようとするものであります。

委員会におきましては、教育予算の拡充、事務職員・学校栄養職員等義務教育費国庫負担制度の堅持、地方公共団体における旅費・教材費の確保策等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して高崎委員より反対の討論が行われ、続いて採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、義務教育費国庫負担制度の堅持など三項目の附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。

国立学校設置法及び国立学校特別会計法の一部を改正する法律案（閣法第九号）

要旨

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

一、各大学における大学改革と教育研究体制整備の一環として、お茶の水女子大学の家政学部を改組して生活科学部を、京都大学の教養部を改組して総合人間学部を、神戸大学の教養部及び教育学部を改組して国際文化学部及び発達科学部をそれぞれ本

年十月一日に設置し、平成五年四月から学生を受け入れること。

二、埼玉大学及び和歌山大学に併設されている経済短期大学部は、平成五年度から学生募集を停止し、平成六年度限りで廃止し、それぞれ当該大学の経済学部統合すること。

三、国立学校における教育研究環境の整備充実を図る観点から、国立学校財産の有効活用に関する諸業務など、国立学校の財務の改善に資するための業務を行う機関として、国立学校財務センターを本年七月一日に設置すること。

四、国立学校の老朽化等施設を緊急に解消するための特別施設整備事業を円滑に実施するため、国立学校の移転後の跡地処分収入等を財源として、国立学校特別会計に特別施設整備資金を本年七月一日に設置すること。

五、国立学校の特別施設整備事業に要する施設費を支弁するための借入金制度を、本年七月一日に創設すること。

六、人口の過度集中対策に資する国立学校の移転整備のための借入金について、本年七月一日に借入対象事業を用地の取得費から施設費に拡大すること。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、文教委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、お茶の水女子大学に生活科学部を、京都大学に総合人間学部を、神戸大学に国際文化学部及び発達科学部をそれぞれ設置するとともに、国立大学における教育・研究環境の整備充実を図る観点から、国立学校財務センターを設置するほか、国立学校の跡地処分収入等を財源として老朽化等施設の解消を目的とする特別施設整備事業を円滑に実施するため、国立学校特別会計に特別施設整備資金を設置し、あわせて借入金制度の改正等を行うおうとするものであります。

委員会におきましては、文教予算の拡充の必要性、国立学校財務センターの運営のあり方、特定学校財産処分の際に配慮すべき事柄、教育・研究環境の充実、個性教育及び一般教育の重要性等について熱心な質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑終局の後、日本共産党を代表して高崎委員より、国立学校財務センター設置に関する規定を削除すること、特別施設整備事業の財源として一般会計からの繰入金をも充てること等を内容とする修正案が提出されました。本修正案は予算を伴うものでありますので、内閣の意見を聴取いたしましたところ、鳩山文部大臣

より、政府としては反対である旨の発言がありました。

次いで討論に入り、高崎委員より、修正案に賛成、原案に反対の討論が行われた後、順次採決の結果、修正案は賛成少数をもって否決され、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し五項目の附帯決議を行いました。
以上、御報告申し上げます。

長野オリンピック冬季競技大会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律案（閣法第六二号）

要旨

本法律案は、平成十年に開催される長野オリンピック冬季競技大会の円滑な準備及び運営に資するため必要な特別措置について定めるものであり、その内容は次のとおりである。

一、財団法人長野オリンピック冬季競技大会組織委員会（以下「組織委員会」という。）が調達する長野オリンピック冬季競技大会の準備費及び運営費に充てるため、寄附金付郵便葉書等の発行ができるものとする。

二、国家公務員が組織委員会に派遣された後、国家公務員に復帰した場合の退職手当の算定に際しては、組織委員会での在職期

間を国家公務員の在職期間に通算する措置を講ずるとともに、共済年金等の長期給付に関する規定の適用に当たっては、国家公務員・地方公務員は組織委員会に派遣されている間、引き続き派遣前に所属していた共済組合の組合員であるものとする。

三、組織委員会の理事、監事及び職員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

四、この法律は、公布の日から施行する。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、文教委員会における、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、平成十年に開催される長野オリンピック冬季競技大会の円滑な準備及び運営に資するため、大会の準備費及び運営費に充てることを寄附目的として寄附金つき郵便はがき等の発行ができるものとするほか、財団法人長野オリンピック冬季競技大会組織委員会に、国家公務員及び地方公務員が派遣された場合における共済年金等の長期給付に関する規定の適用等について、特例を定めようとするものであります。

委員会におきましては、オリンピックの理念と長野大会のあり方、大会競技施設整備についての国の助成の強化と自然保護の必要性、オリンピック選手の養成のあり方、国立スポーツ科学セン

ターの設置とその内容等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終わり、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、四項目の附帯決議を行いました。
以上、御報告申し上げます。

○厚生委員会

・内閣提出法律案（六件）

（注）※は予算関係法律案

番号	件名	院議先	提出月日	参議院		衆議院		備考
24※	健康保険法等の一部を改正する法律案	衆	四、 二、一四	四、 三、二三 (予)	四、 三、二七	四、 三、二七	四、 三、一六	四、三、六 衆本会議趣旨説明
47※	産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律案	〃	三、 六	三、 六 (予)	五、一九	五、二〇	三、 六	
48※	戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案	〃	三、 六	三、 六 (予)	五、一九	五、二〇	三、 六	
54	看護婦等の人材確保の促進に関する法律案	参	三、 七	三、 三一	四、二二	四、二四	六、 一七	三、三一 参本会議趣旨説明

番号	5 5	118国会	6 7
件名	社会福祉事業法及び社会福祉施設職員退職手当共済法の一部を改正する法律案	医療法の一部を改正する法律案	
院議	参	衆	
提出日	四、三、七	二、五、二五	
参議院	四、三、三一	四、五、二〇	
衆議院	四、四、二二 四、二四	四、六、一八 四、六、一九	
衆議院	四、六、一七	四、一、二四	
衆議院	四、六、一九 四、六、一九	四、五、一五 四、五、一九	
備考	参本会議趣旨説明 四、三、三一	参本会議趣旨説明 四、五、二〇	

本院議員提出法律案（二件）

番号	1	118国会	4
件名	寒冷地福祉手当支給事業促進法案	原子爆弾被爆者等援護法案	
提出者	対馬孝且君 外六名 （四、三、六）	山本正和君 外九名 （三、五、九）	
予備送付月日	四、三一〇		
提出		四、四、二四	
参議院	四、三、三一	三、八、五	
衆議院	未了	四、四、二二 四、四、二四	
衆議院			
衆議院			
衆議院			
備考		継続審査 （厚生）	

健康保険法等の一部を改正する法律案（閣法第二四号）

要旨

本法律案は、政府管掌健康保険について、中期的な財政運営の安定を図るため、事業運営安定資金を創設し、これに伴い、保険料率及び国庫補助率について調整を行うとともに、併せて、出産手当金の支給期間の改善及び政令で定める審議会（医療保険審議会（仮称））を創設しようとするものであって、その主な内容は、次のとおりである。

一、政府管掌健康保険の中期的財政運営の安定を図るための措置
現行の単年度ごとの収支均衡を前提とした財政運営をおおむね五年を通じて財政の均衡が図られるような中期的な財政運営に改め、その間、短期的な景気変動等の影響を受けない安定的な保険料率を設定することとし、単年度における収支を調整する機能を果たす資金として厚生保険特別会計の健康勘定に事業運営安定資金を創設する。

これに伴い、中期的な財政運営の安定が確保される範囲内で、保険料率及び国庫補助率を調整することとし、保険料率は、現行の千分の八十四を法律上千分の八十二に改めるとともに、国庫補助率については、老人保健拠出金に対する国庫補助率は現行千分の百六十四は据え置くこととし、療養の給付等に

対する国庫補助率について、当分の間千分の百三十とする。

二、出産手当金の支給期間の改善

健康保険等の出産手当金の支給期間については、分娩の日前四十二日、分娩の日以後五十六日以内において労務に服さなかった期間支給されることとなっているが、分娩が予定日より遅れた場合でも、この遅れた期間について支給する。

三、医療保険審議会（仮称）の創設

現在国民健康保険については、専門審議会が設置されていないことから、社会保険審議会を改組し、健康保険事業、船員保険事業及び国民健康保険事業に関する重要事項を審議するため、新たに政令で定める審議会として医療保険審議会（仮称）を創設する。

四、標準報酬等級の改定

健康保険及び船員保険について、標準報酬等級の下限を改定し、上限については現行政令で定められている部分を法定する。

五、施行期日

この法律は、平成四年四月一日から施行する。ただし、三については、公布の日から起算して三月を超えない範囲内で政令で定める日から施行し、四については、平成四年十月一日から施行する。

六、検討

政府は、この法律の施行後、政府管掌健康保険の中期的財政運営の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、国庫補助率について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする（衆議院修正による追加）。

委員長報告

ただいま議題となりました健康保険法等の一部を改正する法律案につきまして、厚生委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、政府管掌健康保険の中期的な財政運営の安定を図るため、単年度ごとの財政運営を中期的財政運営に改め、単年度における収支を調整する事業運営安定資金を創設し、これに伴い、中期的安定が確保される範囲内で保険料率及び国庫補助率を調整することとし、保険料率は現行の千分の八十四を千分の八十二に改め、また、療養の給付等に対する国庫補助率について、現行の千分の百六十四を当分の間千分の百三十とするとともに、出産手当金の支給期間の改善を図るほか、社会保険審議会を改組し、健康保険事業、国民健康保険事業等に関する重要事項を審議するため、新たに政令で定める審議会を創設しようとするものであります。

なお、衆議院において、政府は、政府管掌健康保険の国庫補助率について、必要と認めるときは所要の検討を講ずるものとする修正が行われております。

委員会におきましては、中期的財政運営の見通し及び事業運営安定資金の運営、保険料率及び国庫補助率の調整、医療保険制度の一元化、診療報酬の改定等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して沓脱委員より本案に反対の旨の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本案に対し附帯決議が付されております。
以上、御報告申し上げます。

産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律
案（閣法第四七号）

要旨

本法律案は、産業廃棄物の処理施設の安定的な供給及び産業廃棄物の適正な処理の推進を図るため、産業廃棄物の処理を効率的かつ適正に行うための特定施設の整備に関する基本指針、特定施

設の整備計画の認定、特定周辺整備地区の指定に関する事項等を定めるとともに、産業廃棄物処理事業振興財団による債務保証等の措置を講ずること等により、特定施設の整備を周辺地域の公共施設の整備との連携に配慮しつつ促進しようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

一、整備の対象

この法律により整備の対象となる「特定施設」は、産業廃棄物の処理を効率的かつ適正に行うために設置される一群の施設であつて、一体的に設置される二以上の種類の産業廃棄物処理施設と産業廃棄物処理技術に関する研究開発施設又は産業廃棄物の適正な処理に関する研修施設等の共同利用施設などから構成されるものとする。

二、特定施設の整備に関する基本指針の策定

厚生大臣、建設大臣、自治大臣、農林水産大臣、運輸大臣及び通商産業大臣は、環境庁長官その他関係行政機関の長に協議して特定施設の整備に関する基本指針を策定する。

三、整備計画の認定等

主務大臣は、特定施設の整備事業を行おうとする者が作成した特定施設の整備計画について、関係都道府県等の意見を聴取して基本指針に照らし認定を行うこととし、国及び地方公共団体は、認定を受けた整備計画に従つた特定施設の整備事業に必

要な資金の確保等の支援措置を講ずることとする。

四、特定周辺整備地区の指定及び公共施設の整備

都道府県は、特定施設の整備による生活環境等の著しい変化による影響を緩和するため特に当該特定施設の整備に関連して公共施設の整備を図ることが適当と認められる地区を、関係市町村等の意見を聴取して特定周辺整備地区として指定し、当該地区における施設整備に関して必要な事項を定めた施設整備方針を定めることができることとともに、国及び地方公共団体は、施設整備方針の達成に資するため必要な公共施設の整備の促進に配慮するものとする。

五、産業廃棄物処理事業振興財団の指定及びその業務

厚生大臣は、特定施設の整備に必要な資金の融通の円滑化その他の産業廃棄物の処理に係る事業の振興措置等を推進することにより産業廃棄物の適正な処理の確保に資することを目的とした民法法人を、全国を通じて一個に限り産業廃棄物処理事業振興財団として指定することができる。

産業廃棄物処理事業振興財団は、事業者等の出えんによる基金を設けて、認定を受けた整備計画に係る特定施設の整備事業に必要な資金の借入れ等に対する債務保証、産業廃棄物処分業者等に対する新たな技術の開発又は起業化のための助成金の交付、産業廃棄物の処理に関する情報等の収集及び提供などの業

務を行う。

六、施行期日

この法律の施行期日は、公布の日から起算して六か月を超えない範囲内で政令で定める日とする。

委員長報告

ただいま議題となりました二件の法律案につきまして、厚生委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律案は、産業廃棄物の処理施設の安定的な供給及び産業廃棄物の適正な処理の推進を図るため、産業廃棄物の処理を効率的かつ適正に行うための特定施設の整備に関する基本指針、特定施設の整備計画の認定、特定周辺整備地区の指定に関する事項等を定めるとともに、産業廃棄物処理事業振興財団による債務保証等の措置を講ずること等により、特定施設の整備を周辺地域の公共施設の整備との連携に配慮しつつ促進しようとするものであります。

委員会におきましては、排出事業者責任と公共関与のあり方、特定施設の環境アセスメントの必要性、本法案による産業廃棄物処理施設整備の見通し等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わり、採決の結果、本法律案は全会一致をもって、原

案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対して附帯決議が付されております。

次に、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案は、戦傷病者、戦没者遺族等の処遇の改善を図るため、障害年金、遺族年金等の額を恩給法の改正に準じて引き上げようとするものであります。

なお、衆議院において施行期日について所要の修正が行われております。

委員会におきましては、毒ガス障害者対策の拡充、沖縄の厚生年金格差是正等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わり、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案（閣法第四八号）

要旨

本法律案は、戦傷病者、戦没者遺族等の処遇の改善を図るため、障害年金、遺族年金等の額を恩給法の改正に準じて三・八四

パーセント引き上げようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、障害年金の額の引上げ

障害年金の額を引き上げ、第一項症の場合、平成四年四月分から五百二十一万七千円（現行額五百二万四千元）に増額する等とする。

二、遺族年金及び遺族給与金の額の引上げ

遺族年金及び遺族給与金の額を引き上げ、公務死に係る額について、平成四年四月分から百七十七万二千四百円（現行額百七十万六千七百円）に増額するとともに、障害年金受給者が死亡（平病死）した場合に係る額についても引き上げる等とする。

三、施行期日

この法律は、公布の日から施行し、平成四年四月一日から適用する（衆議院修正）。

委員長報告

前ページ参照

看護婦等の人材確保の促進に関する法律案（閣法第五四号）

要旨

本法律案は、我が国における急速な高齢化の進展及び保健医療を取り巻く環境の変化等に伴い、看護婦等の確保の重要性が著しく増大していることにかんがみ、看護婦等の確保の促進を図るため、看護婦等の確保の促進に関する基本指針を策定するとともに、雇用管理研修に対する助成、看護婦等就業協力員の委嘱、看護婦等確保推進者の設置、ナースセンターの指定等の措置を講じようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

一 目的

この法律は、病院等、看護を受ける者の居宅等看護が提供される場所に、高度な専門知識と技能を有する看護婦等を確保し、もって国民の保健医療の向上に資することを目的とする。

二 看護婦等の確保の促進に関する基本指針の策定

1 厚生大臣、労働大臣及び文部大臣は、専門性に配慮した適切な看護業務の在り方を考慮しつつ、国民の保健医療サービスへの需要に対応した均衡ある看護婦等の確保対策を適切に講ずることを基本理念として、看護婦等の養成、処遇の改善、資質の向上、就業の促進等に関する事項を定めた基本指針を策定するものとする。

2 国及び都道府県は、病院等の開設者等に対し、基本指針に定める事項について必要な指導及び助言を行うものとする。

三 関係者の責務

1 国は、看護婦等の確保を促進するための必要な財政上及び金融上の措置その他の措置を講ずるよう努めるとともに、看護婦等の処遇の改善に努める病院等の健全な経営が確保されるよう必要な配慮をしなければならない。

2 地方公共団体は、看護婦等の確保を促進するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 病院等の開設者等は、看護婦等の処遇の改善等に努めなければならない。

四 看護婦等の確保体制の整備

1 政府は、雇用保険法の雇用福祉事業として、病院等の開設者等に対して、雇用管理に関する知識の習得のために必要な助成を行うものとする。

2 公共職業安定所は、就業を希望する看護婦等の速やかな就職を促進するため、雇用情報の提供、職業指導及び就業のあっせんを行う等必要な措置を講ずるものとする。

3 都道府県は、看護婦等の確保に関する施策及び看護に対する住民の関心と理解の増進に関する施策への協力等を行う看護婦等就業協力員を委嘱することができるものとする。

4 看護婦等の確保が著しく困難な状況にあると認められる病院の開設者は、病院の管理者を補佐し、看護婦等の確保に関する事項を処理する看護婦等確保推進者を置かなければならない。

五 ナースセンターの指定

都道府県知事は、看護婦等の就業状況調査、研修、相談、無料の職業紹介事業等看護婦等の確保を図るために必要な業務を行う民法法人を、都道府県ごとに一個に限り、都道府県ナースセンターとして指定することができる。また、厚生大臣及び労働大臣は、都道府県ナースセンターの指導、援助等を行う中央ナースセンターを、全国を通じて一個に限り、指定することができる。

六 施行期日

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

委員長報告

ただいま議題となりました三件の法律案につきまして、厚生委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、看護婦等の人材確保の促進に関する法律案は、我が国における急速な高齢化の進展及び保健医療を取り巻く環境の変化等

に伴い、看護婦等の確保の重要性が著しく増大していることにかんがみ、その確保の促進を図るため、看護婦等の確保の促進に関する基本指針を策定するとともに、雇用管理研修に対する助成、看護婦等就業協力員の委嘱、看護婦等確保推進者の設置のほか、ナースセンターの指定等の措置を講じようとするものであります。

次に、社会福祉事業法及び社会福祉施設職員退職手当共済法の一部を改正する法律案は、我が国における急速な高齢化の進展等に伴い、福祉サービスへの需要が著しく増大していることにかんがみ、社会福祉事業従事者の確保を図るため、社会福祉事業従事者の確保等に関する基本指針の策定、福祉人材センター及び福利厚生センターの指導等の措置を講ずるとともに、社会福祉施設職員退職手当共済制度の適用対象範囲の拡大等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、両案を一括して審査し、参考人の意見を聴取するとともに、基本指針の具体的内容、診療報酬改定の看護婦給与への反映、週四十時間労働・完全週休二日制の実施及び夜勤負担の軽減等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わり、順次採決の結果、両案はいずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお両案に対し附帯決議が付されております。
次に原子爆弾被爆者等援護法案について申し上げます。
本法案は、第百十八回国会に本院議員から提出され、継続審査となっていたものであります。

その内容は、原子爆弾の被爆者及びその遺族が今なお置かれていた特別の状況にかんがみ、国家補償の精神に基づき、これらの者を援護するため、被爆者に対し医療の給付、被爆者年金の支給等の制度を確立し、遺族に対し特別給付金を支給する等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、自由民主党を代表して前島理事より、また日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、日本共産党、連合参議院、民社党・スポーツ・国民連合を代表して浜本委員より、それぞれ意見が述べられました。その詳細は会議録によって御承知願います。

次いで、浜本委員より、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、日本共産党、連合参議院、民社党・スポーツ・国民連合の各党派共同提案に係る修正案が提出されました。修正案の要旨は、被爆者年金の額を平成四年度ベースに引き上げるほか、施行期日を本年十一月一日としようとするものであります。

原案並びに修正案は予算を伴うものでありますので、内閣の意見を聴取いたしましたところ、山下厚生大臣より、政府としては

反対である旨の発言がありました。

次いで採決の結果、修正案並びに修正部分を除く原案はいずれも可否同数となりましたので、国会法第五十条後段の規定により、委員長はそれぞれこれを可決すべきものと決し、本法案は修正議決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

社会福祉事業法及び社会福祉施設職員退職手当共済法の一部を改正する法律案（閣法第五五号）

要旨

本法律案は、我が国における急速な高齢化の進展等に伴い、福祉サービスへの需要が著しく増大していることにかんがみ、社会福祉事業従事者の確保を図るため、社会福祉事業従事者の確保等に関する基本指針の策定、福祉人材センター及び福利厚生センターの指定、社会福祉施設職員退職手当共済制度の適用対象範囲の拡大等の措置を講じようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

一 社会福祉事業法の一部改正

1 社会福祉事業従事者の確保等に関する基本指針の策定

(1) 厚生大臣は、社会福祉事業が適正に行われることを確保

するため、社会福祉事業従事者の確保及び国民の社会福祉に関する活動への参加の促進を図るための措置に関する基本指針を策定するものとする。

(2) 社会福祉事業経営者は、基本指針に規定する社会福祉事業従事者の確保に資する措置を講ずるよう努めるとともに、国及び都道府県は、社会福祉事業経営者に対し、必要な指導及び助言を行うものとする。

(3) 国は、社会福祉事業従事者の確保及び国民の社会福祉に関する活動への参加を促進するために必要な財政上及び金融上の措置等を講ずるよう努めなければならない。また、地方公共団体も必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 福祉人材センターの指定

都道府県知事は、基本指針に基づき社会福祉事業経営者が行う措置に関する相談援助等を行う社会福祉法人を、都道府県ごとに一個に限り、都道府県福祉人材センターとして指定することができる。また、厚生大臣は、都道府県福祉人材センターの指導、援助等を行う中央福祉人材センターを、全国を通じて一個に限り、指定することができる。

3 福利厚生センターの指定

厚生大臣は、社会福祉事業従事者の福利厚生を増進を図るた

めに必要な業務を行う社会福祉法人を、全国を通じて一個に限り、福利厚生センターとして指定することができる。

二 社会福祉施設職員退職手当共済法の一部改正

1 適用対象範囲の拡大

退職手当共済制度の対象として、老人、身体障害者等に係る居宅介護等事業等を追加するとともに、法律の題名を「社会福祉施設職員等退職手当共済法」に改める。

2 被共済職員期間の合算

被共済職員が退職後引き続き同一経営者の経営する施設等の業務に従事した後、五年以内に再び被共済職員となった場合に、被共済職員期間を合算する制度を設ける。

三 施行期日

この法律は、基本指針及び都道府県福祉人材センターに関する事項については、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日、中央福祉人材センター及び福利厚生センターに関する事項については平成五年四月一日、その他の事項については平成四年七月一日から施行する。

委員長報告

一一二ページ参照

医療法の一部を改正する法律案（第百十八回国会閣法第六七号）

要旨

本法律案は、人口の高齢化、医学医術の進歩、疾病構造や患者の受療行動の変化等に対応し、患者の心身の状況に応じた良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制を確保するため、医療を提供するに当たっての基本的な理念を規定するとともに、医療提供施設をその機能に応じて体系化していくための必要な措置等を講じようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

一、医療提供の理念等に関する規定の整備

医療は、生命の尊重と個人の尊厳の保持を旨とし、医師、歯科医師、薬剤師、看護婦（薬剤師及び看護婦は、衆議院修正により追加）その他の医療の担い手と医療を受ける者との信頼関係に基づき、疾病予防等を含む、良質かつ適切なものでなければならぬこと、また、医療を提供する施設の機能に応じ、在宅を含む適切な場所で効率的に提供されなければならないこと及びこの理念に基づき、国、地方公共団体及び医療の担い手等の責務を規定する。

二、医療施設機能の体系化

医療施設の機能分化に対応するとともに、国民の適正な受療

機会を確保するため、高度な医療を提供する特定の医療施設として特定機能病院を制度化し、また、主として長期入院を要する患者にふさわしい医療を提供するため、一般病床中に療養型病床群制度を設ける。

三、病院等の業務委託に関する規定の整備

滅菌、消毒、給食等政令で定める業務を委託する場合には、厚生省令で定める適正な水準を有する業者に委託するものとする。

四、医療法人の業務範囲の明示

医療法人の附随的業務として行いうる業務として、現行の業務に加えて疾病予防のための施設の設置を明示するものとする。

五、医業等に関する広告規制等の見直し

医療を受ける国民に対して必要な情報が提供されるよう、一定事項の院内表示を義務付けるとともに、厚生大臣は、院外で広告できる事項及び方法を定めるものとする。また、広告できる診療科名を政令で定めるものとする。

六、施行期日

この法律は、基本理念の規定及び業務範囲の規定に関しては公布の日、それ以外の部分については、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

七、検討等

政府は、医療の担い手と医療を受ける者との信頼関係をより促進するための方策、病院診療所の在り方等医療を提供する体制、病院における人員配置について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。（衆議院修正による追加）

委員長報告

ただいま議題となりました医療法の一部を改正する法律案につきまして、厚生委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、人口の高齢化、医学医術の進歩等に対応し、良質かつ適切な医療を効率的に供給する体制の確保を図るため、医療に関する基本的な理念を規定するとともに、特定機能病院制度及び療養型病床群制度の創設による施設機能の体系化を図るほか、病院等の管理者が、患者に対して周知すべき事項の揭示の義務付け、医業等にかかる広告制限の緩和等の措置を講じようとするものであります。

なお、衆議院において、医療の担い手に薬剤師及び看護婦を明記することとしたほか、政府は、医療の担い手と医療を受ける者との信頼関係をより促進するための方策、病院及び診療所の在り

方等医療を提供する体制、病院における人員配置等について、検討を加え必要な措置を講ずるものとする等の修正が行われております。

委員会におきましては、参考人の意見を聴取するとともに、特定機能病院及び療養型病床群制度の創設の趣旨と施設機能に応じた診療報酬の設定、広告規制の緩和等情報提供の在り方、大学病院における教育・研究機能と診療報酬との関係、インフォームド・コンセンストをめぐる諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は、会議録によって御承知願います。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して沓脱委員より本案に反対である旨の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。

○農林水産委員会

・内閣提出法律案（八件）

番号	件名	院議先	提出月日	参議院	衆議院	備考
1 1 ※	松くい虫被害対策特別措置法の一部を改正する法律案	衆	四、 二、一〇	委員会付託 四、 二、一〇 (予)	委員会議決 四、 三、二七 本院議決 四、 三、二七	委員会付託 四、 二、一〇 (予)
1 2	森林組合合併助成法の一部を改正する法律案	衆	二、一〇	二、一〇 (予)	三、二七 三、二七	三、二六 三、二六 (予)
3 6	農業改良資金助成法の一部を改正する法律案	参	二、二二	三、一一	四、一六 四、一七	五、二〇 五、二二 (予)
4 4	獣医師法の一部を改正する法律案	衆	三、三	三、三 (予)	五、一二 五、一三	四、一五 四、一六
4 5	獣医療法案	衆	三、三	三、三 (予)	五、一二 五、一三	四、一五 四、一六
4 6	家畜改良増殖法の一部を改正する法律案	衆	三、三	三、三 (予)	五、一二 五、一三	四、一五 四、一六

(注) ※は予算関係法律案

本院院議員提出法律案（一件）

2	番号	件名	提出者 (月日)	予備送 付月日	衆へ提 出月日	参議院	衆議院	備考
		青年農業者就農援助法案	村沢牧君 外三名 (四、三、四)	四、 三、二五		委員会付託 三、二四	未了 委員会議決 本会議議決	
						委員会付託 四、 三、二五 (予)	委員会議決 本会議議決	

67	66	番号	件名	院議先	月提出日	参議院	衆議院	備考
			農業協同組合法の一部を改正する法律案	衆議院	四、 三、一三	委員会付託 四、 四、二七	委員会議決 四、 五、一四 四、 五、一八 本会議議決	四、四、一七 衆本会議趣旨説明 四、二七
			農業協同組合併助成法の一部を改正する法律案	衆議院	三、 一三	委員会付託 三、 一三 (予)	可決 可決 可決 本会議議決	四、 四、二四 衆本会議趣旨説明 四、二七

松くい虫被害対策特別措置法の一部を改正する法律案（閣法
第一一号）

要旨

本法律案は、松くい虫が運ぶ線虫類により松林に異常な被害が依然として発生している状況にかんがみ、特に保護すべき松林及びその松林と一体的に被害対策を進めるべき松林を明確にするとともに、補完的な駆除措置の導入及び樹種転換の促進を図り、松くい虫の被害対策を引き続き緊急かつ総合的に推進しようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

一、松くい虫被害対策特別措置法を平成九年三月三十一日まで五年間延長することとする。

二、防除を必要性の高い地域において重点的に実施するため、農林水産大臣又は都道府県知事が積極的に被害対策を推進する松林の範囲を限定するとともに、特別防除、すなわち航空機による薬剤防除を直接実施することのできる松林群の範囲を限定することとする。

また、その一環として、都道府県知事及び市町村が定める実施計画において、対象松林の区域を明確化することとする。

三、現行の被害木の伐倒等の駆除命令と併せて、被圧等による枯死木についても伐倒及び薬剤による防除を行う補完伐倒駆除の

命令をすることができるとするほか、樹種転換を一層促進するため、都道府県知事が森林組合等に対し必要な助言等を行うことができることとする。

委員長報告

ただいま議題となりました両法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、松くい虫被害対策法改正案は、法の有効期限を五年間延長する等の措置を講じようとするものであります。また、森林組合併助成法改正案は、合併及び事業経営計画の提出期限を五年間延長する等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して審査いたしました。その質疑の主なものは、松くい虫被害の発生状況、薬剤の空中散布についての見解、樹種転換による防除の推進、森林組合の合併推進のあり方、森林組合の現状と課題等であり、その詳細は会議録によって御承知を願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して林委員より両法律案に対しいずれも反対である旨の発言がありました。

続いて、採決の結果、両法律案はいずれも賛成多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両法律案に対しそれぞれ附帯決議を行いました。
以上、御報告申し上げます。

森林組合合併助成法の一部を改正する法律案（閣法第一二 号）

要旨

本法律案は、最近における森林及び林業をめぐる諸情勢の変化にかんがみ、森林組合の合併を引き続き促進して森林所有者の協同組織の健全な発展に資するため、合併及び事業経営計画の拡充及び提出期限の延長等の措置を講じようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

- 一、「合併及び事業経営計画」の都道府県知事への提出期限を五年間延長して、平成九年三月三十一日までとすることとする。
- 二、「合併及び事業経営計画」の計画事項として森林施業の共同化等を含むとする森林施業の合理化に関する計画を追加するとともに、「合併後の組合の事業経営に関する計画」が地域森林計画及び市町村森林整備計画と調和したものであることを認定要件に追加することとする。
- 三、「合併及び事業経営計画」の提出期限の延長に伴い、都道府県知事の認定を受けた森林組合の合併について、税法上の特例

措置を設けることとする。

委員長報告

前ページ参照

農業改良資金助成法の一部を改正する法律案（閣法第三六 号）

要旨

本法律案は、近年の農業をめぐる諸情勢の変化にかんがみ、次代を担う農業者の育成確保、農業経営の規模の一層の拡大、農産物の高付加価値化等を図る観点から農業改良資金制度について所要の見直しを行うおうとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

- 一、意欲ある青年農業者等の育成確保を図るため、現行の農業後継者育成資金を再編拡充して青年農業者等育成確保資金を創設し、本資金においては、農業外からの新規参入青年も含め幅広い層に対応し得るよう貸付対象者の範囲を広げるとともに、農業の技術・経営方法の実地の習得その他近代的な農業経営の基礎の形成に必要な資金とすることとする。
- 二、農業経営の規模の拡大を一層推進するため、経営規模拡大資

金について、農用地の利用権の取得による農業経営の規模の拡大に伴い必要な資金を新たに貸し付けることとする。

三、農産物の高付加価値化及び地域の特徴を生かした農業の展開に資するため、生産方式改善資金について、合理的な生産方式の導入と併せ行う加工方式の導入のための資金を新たに貸し付けることとする。

四、農業改良資金の保証制度について、借受者の利便を図るため、従来の保証人による保証のほか、物的担保の提供によることもできることとする。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、農業の担い手の育成確保等に資するため、青年農業者等育成確保資金を創設するとともに、生産方式改善資金及び経営規模拡大資金を拡充する等所要の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、農業における担い手不足の現状とその育成確保対策、農外新規参入者の就農促進対策、中山間地域農業の振興と転作作物の定着化のための生産方式改善資金の活用等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知

願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し五項目にわたる附帯決議を行いました。以上、御報告申し上げます。

獣医師法の一部を改正する法律案（閣法第四四号）

要旨

本法律案は、最近における飼育動物に関する保健衛生及び畜産業をめぐる諸情勢の変化にかんがみ、動物に関する保健衛生の向上及び畜産業の発達を図り、あわせて公衆衛生の向上に資するため、獣医師の任務の明確化、獣医師でなければその診療を業務としてはならない飼育動物の追加、獣医師が自ら診察しないで投与又は処方をするのでできない医薬品の範囲の拡大等の措置を講じようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

一、獣医師の活動範囲が拡大し、その果たすべき役割が多様化してきたことを踏まえ、獣医師の任務を明確化することとする。

二、獣医師の臨床技術の向上を図るため、診療を業務とする獣医師は、免許取得後も、獣医系大学の附属施設である診療施設又は農林水産大臣の指定する診療施設において、臨床研修を行う

よう努めるものとする。

三、畜産物生産の多様化及び疾病に対する的確な防除の必要性の増大に対応するため、獣医師の診療対象飼育動物を追加することとする。

四、安全な畜産物の生産を図るため、獣医師が自ら診察しないで投与又は処方することができない医薬品として、農林水産省令で定める医薬品を追加することとする。

五、複雑・多様化する疾病に対応するため、獣医師は、診療をしたときは、その飼育者に対し、飼育動物に関する保健衛生の向上に必要な事項の指導をしなければならないこととする。

六、外国の獣医学校の卒業生等の獣医師国家試験の受験に適切に対処するため、獣医師国家試験予備試験制度を設けることとする。

七、獣医師国家試験に関する事務その他この法律及び獣医療法によりその権限に属させられた事項を処理させるため、農林水産省に獣医事審議会を置くこととする。

委員長報告

ただいま議題となりました三法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、獣医師法の一部を改正する法律案は、動物に関する保健

衛生の向上及び畜産業の発達等に資するため、獣医師の任務を明確化する等の措置を講じようとするものであります。

次に、獣医療法案は、適切な獣医療の確保を図るため、診療施設の開設及び管理に関し、必要な事項を定める等の措置を講じようとするものであります。

次に、家畜改良増殖法の一部を改正する法律案は、家畜改良増殖の一層の促進を図るため、家畜体外受精卵移植に関する規定を整備する等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、三法律案を一括して議題とし、参考人を招いてその意見を聴取するとともに、我が国の畜産業の将来展望、産業動物獣医師不足の現状と対策、動物用医薬品の適正使用、家畜体外受精卵移植技術の開発等について質疑が行われました。その詳細は、会議録によって御承知願います。

質疑終局の後、まず、獣医師法の一部を改正する法律案について、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定致しました。

次に、獣医療法案について、日本共産党を代表して林委員より修正案が提出され、採決の結果、修正案は賛成少数をもって否決され、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、家畜改良増殖法の一部を改正する法律案について採決の

結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、これら三法律案に対し附帯決議を行いました。
以上、御報告申し上げます。

獣医療法案（閣法第四五号）

要旨

本法律案は、獣医療をめぐる諸情勢の変化にかんがみ、適切な獣医療の確保を図るため、診療施設の開設及び管理に関し必要な事項を定めるほか、獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針及び都道府県計画に従って診療施設の整備を図る者に対し農林漁業金融公庫からの資金の貸付けを行う等の措置を講じようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

一、診療施設を開設した者は、開設の日から十日以内に都道府県知事に届出を行うこととする。また、診療施設の構造設備は、その手術室やエックス線診療室について、農林水産省令で定める基準に適合したものでなければならぬこととする。ともに、開設者は、自ら獣医師で診療施設を管理する場合のほかは、獣医師にその管理をさせなければならぬこととする。さらに、往診診療者等についても、以上の事項を一部適用するこ

ととする。

二、農林水産大臣は獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針を獣医事審議会の意見を聴いて定めるとともに、都道府県はこれに即して都道府県計画を定めることができることとし、当該都道府県計画に基づいて診療施設の整備を図ろうとする者がその診療施設整備計画について都道府県知事の認定を受けた場合には、農林漁業金融公庫からの長期低利の資金の貸付けを受けることができることとする。

三、獣医師又は診療施設の業務に関する広告については、何人も獣医師又は診療施設の専門科名、獣医師の学位又は称号を除き、その技能、療法又は経歴に関する事項を広告してはならないものとする。また、この場合でも、獣医事審議会の意見を聴いて農林水産省令で定めた事項については、これを広告することができるとする。

委員長報告

前ページ参照

家畜改良増殖法の一部を改正する法律案（閣法第四六号）

要旨

本法律案は、最近における畜産及びこれを取り巻く諸情勢の変化にかんがみ、家畜体外受精卵移植に関する規制について定めるとともに、都道府県の家畜改良増殖計画に雌の家畜の利用等に関する事項を追加すること等により、家畜の改良増殖を促進し、もって畜産の振興を図ろうとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

一、家畜体外受精卵移植の健全な発展と円滑な普及を図る観点から、家畜卵巣の採取の用に供する家畜の雌は、伝染性疾患及び遺伝性疾患を有しないことについての獣医師の診断書の交付を受けたものでなければならず、家畜卵巣の採取、家畜未受精卵の採取・処理、家畜体外受精、家畜体外受精卵の処理・移植等を行う者の資格を定めること等家畜体外受精卵移植に関する規定を整備することとする。

二、優良な雌畜を家畜改良増殖に有効に活用していくため、都道府県の家畜改良増殖計画に、従来の優良な雄畜の利用等に関する事項に加え、家畜受精卵移植の用に供する優良な雌畜の利用等に関する事項を追加することとする。

委員長報告

一一二二ページ参照

農業協同組合法の一部を改正する法律案（閣法第六六号）

要旨

本法律案は、最近における農業及び農村をめぐる諸情勢の変化等に対応して、農業協同組合等の健全な発達を図るため、その行うことができる事業の内容を充実し、理事会の設置等執行体制の強化等を図るとともに、農事組合法人の活性化を図る等所要の措置を講じようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

一、受託農業経営を連合会が行うことができることとする。また、組合が老人の福祉に関する事業を行うことができる旨を法律上明らかにすることとする。さらに、特定の農協について員外貸付制限を緩和することとする。

二、理事会及び代表理事を法律上設置することとするとともに、正組合員以外の理事の枠を拡大することとする。また、監事の業務・会計監査機能の拡充等を図ることとする。

三、農協組織の各段階等において活用し得る事業譲渡等の規定を整備することとする。

四、農事組合法人の設立のために必要な発起人の数の要件を緩和する等の改善を行うこととする。

委員長報告

ただいま議題となりました両法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、農業協同組合法の一部を改正する法律案は、農協等の事業内容の充実、執行体制の強化、農事組合法人の活性化等の措置を講じようとするものであります。

また、農業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案は、合併経営計画の提出期限の延長、合併経営計画が樹立できる範囲の拡充、合併を推進する法人の指定等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、参考人を招いてその意見を聴取するとともに、農協等の現状と課題、事業内容を拡充する意義、執行体制を整備する必要性、組織整備の将来方向、今後の農協合併のあり方等について質疑が行われました。その詳細は、会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して林委員より両法律案に対しいずれも反対である旨の発言がありました。

討論終局の後、採決の結果、両法律案は、いずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定致しました。

なお、両法律案に対し、附帯決議を行いました。以上、御報告申し上げます。

農業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案（閣法第六七号）

要旨

本法律案は、最近における農業及び農村をめぐる諸情勢の変化等にかんがみ、農業協同組合の合併を引き続き促進して農民の協同組織の健全な発展に資するため、合併経営計画の提出期限の延長、当該計画を樹立することができる農業協同組合の範囲の拡充、合併を推進する法人の指定等所要の措置を講じようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

- 一、合併経営計画の都道府県知事への提出期限を三年間延長して、平成七年三月三十一日までとすることとする。
- 二、合併経営計画をたて、都道府県知事の認定を定めることができる合併の範囲を拡充し、特定の専門農協の合併を追加することとする。

三、合併経営計画に定めることができる事項として、固定した債

権に関する方策を追加するとともに、都道府県知事及び農林水産大臣は、当該方策に従い実施する措置につき助成を行う法人を指定することができることとする。

四、合併経営計画の提出期限の延長に伴い、都道府県知事の認定を受けた農協の合併について、税法上の特例措置を設けることとする。

委員長報告

前ページ参照

○商工委員会

・内閣提出法律案（八件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院	衆議院	衆議院	衆議院	備考		
13※	石炭鉱業の構造調整の推進等の石炭対策の総合的な実施のための関係法律の整備等に関する法律案	衆	四、 二、一〇	委員会付託 四、 二、一〇 (予)	委員会議決 四、 三、二六	本院議決 四、 三、二七	委員会付託 四、 二、一〇 特 石炭対策 委	委員会議決 四、 三、一二	本院議決 四、 三、一二	
26※	輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法案	衆	二、一五	二、一五 (予)	三、二七 可決	三、二七 可決	二、一五	三、一〇 可決	三、一〇 可決	
29	伝統的工芸品産業の振興に関する法律の一部を改正する法律案	衆	二、一七	二、一七 (予)	四、二三 可決	四、二四 可決	二、一七	三、一〇 可決	三、一二 可決	
30	特定中小企業集積の活性化に関する臨時措置法案	衆	二、一七	二、一七 (予)	四、二三 可決	四、二四 可決	二、一七	三、二五 可決	三、二六 可決	
31	金属鉱業等鉱害対策特別措置法の一部を改正する法律案	衆	二、一七	二、一七 (予)	五、一二 可決	五、一三 可決	二、一七	四、三 可決	四、九 可決	
63	中小企業流通業務効率化促進法案	衆	三、一〇	三、一〇 (予)	五、二二 可決	五、二五 可決	三、一〇	四、二二 可決	四、二四 可決	

(注) ※は予算関係法律案

衆議院議員提出法律案（一件）

9	番号	件名	提出者 (月日)	予備送 付月日	本院へ 提出	参議院	衆議院	備考
		ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律案	商工委員長 (四、四、二四)	四、四、四	四、四、四	委員会付託 四、二四 (子)	委員会議決 四、五、一二 可決 四、五、一三 可決	委員会付託 可決 委員会議決 可決 本会議議決 可決

75	74	番号	件名	院議先	月提出日	参議院	衆議院	備考
			計量法案	参	三、一七	可決 四、一六 可決 四、一七	可決 三、一七 (子)	
			特定債権等に係る事業の規制に関する法律案	衆	四、三、一七	可決 四、五、二八 可決 四、五、二九	可決 四、三、一七	
						委員会付託 四、五、二八 本会議議決 四、五、二九	委員会付託 四、四、一五 本会議議決 四、四、一六	

石炭鉱業の構造調整の推進等の石炭対策の総合的な実施のための関係法律の整備等に関する法律案（閣法第一三三号）

要旨

本法律案は、石炭鉱業をめぐる諸情勢等からみて総合的な石炭対策を講じていくことがなほ必要とされる現状にかんがみ、関係法律が廃止するものとされる期限を平成十四年三月三十一日まで延長するとともに、今後十年間を最終段階として、石炭鉱業の構造調整の円滑な推進を図るため、石炭鉱業の合理化及び安定のための措置並びに石炭会社等の事業の新分野の開拓を促進するための措置を講じ、あわせて炭鉱労働者の雇用の安定のための措置、石炭鉱害を速やかに復旧するための措置等を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一、石炭鉱業合理化臨時措置法の一部改正

- 1 法律の題名を石炭鉱業構造調整臨時措置法に変更するとともに法律の目的を改める。
- 2 石炭鉱業の構造調整の目標、石炭会社等の新分野開拓についての基本指針等を内容とする石炭鉱業構造調整基本計画を新たに定めることとし、加えて、石炭会社等の新分野開拓に対する支援の実施に必要な規定の整備を行う。
- 3 石炭鉱業の構造調整の円滑な推進のため、法の廃止期限を

平成十四年三月三十一日まで延長する。

二、炭鉱離職者臨時措置法の一部改正

- 1 法律の題名を炭鉱労働者等の雇用の安定等に関する臨時措置法に変更するとともに、法律の目的を改める。
 - 2 鉱業権者等の新分野開拓に伴う炭鉱労働者の雇用安定施策を新たに講じる。
 - 3 石炭鉱業の構造調整に即応した雇用対策の推進のため、法の廃止期限を平成十四年三月三十一日まで延長する。
- 三、石炭鉱業経理規制臨時措置法及び産炭地域における中小企業者についての中小企業信用保険に関する特別措置等に関する法律の一部改正

四、臨時石炭鉱害復旧法及び石炭鉱害賠償等臨時措置法の一部改正

- 1 累積鉱害の最終的な解消を図るため、二法の廃止期限を平成十四年三月三十一日まで延長する。
 - 2 累積鉱害解消後の体制を構築する。
 - 3 鉱害の復旧促進を図るため、臨時石炭鉱害復旧法の手続きを充実させる。
- 五、石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計法の一部改正

石炭政策に伴う安定的財源を確保するため、法の廃止期限を平成十四年三月三十一日まで延長する。

六、石炭鉱業再建整備臨時措置法（昭和四十二年法律第四十九号）は、廃止する。

委員長報告

ただいま議題となりました両案につきまして、商工委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、石炭鉱業の構造調整の推進等の石炭対策の総合的な実施のための関係法律の整備等に関する法律案の主な内容は、総合的な石炭対策が必要とされる現状にかんがみ、関係法律の廃止期限を平成十四年三月三十一日まで延長するとともに、石炭鉱業の構造調整への円滑な推進を図るため、経営の多角化・新分野開拓を促進するための措置を講じ、これにあわせて地域対策及び炭鉱労働者の雇用安定対策並びに石炭鉱害の早期復旧のための措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、参考人から意見を聴取するとともに、稼行炭鉱の維持と均衡点、新分野開拓の方向と可能性、鉱害復旧と地域振興、雇用安定対策の充実等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表し

て市川委員より反対、自由民主党及び民社党・スポーツ・国民連合を代表して中曽根理事より賛成、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議及び連合参議院を代表して対馬委員より賛成する旨の意見がそれぞれ述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し九項目の附帯決議を行いました。

次に、輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法案の主な内容は、輸入及び対内直接投資の促進を図るため、港湾・空港地域における輸入促進基盤施設の整備を行う者への出資、対内直接投資事業を行う者への債務保証等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、本法律案による輸入・対内投資の促進効果、輸入促進地域の具体的候補地、空港・港湾関係労働者への影響等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して市川委員より反対する旨の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し八項目の附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。

輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法案
(閣法第二六号)

要旨

本法律案は、最近における我が国を取り巻く国際経済環境の変化等に対応した国際経済交流促進の一環として、輸入を促進し、及び対内投資事業の実施を円滑に進めるため、所要の業務に対する産業基盤整備基金による出資、債務保証、税制上の優遇措置等を行うおとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

一、輸入促進措置

1 輸入促進地域において以下の措置を講ずる。

イ 主務大臣は、輸入促進基盤整備事業及び輸入貨物流通促進事業の支援に関する事項等につき、地域輸入促進指針を定める。

ロ 都道府県は、地域輸入促進指針に基づき、地域輸入促進計画を作成し、主務大臣の承認を受けることができる。

ハ 承認を受けた地域輸入促進計画に基づく輸入促進基盤整備事業を行う者に対して、産業基盤整備基金による出資及

び債務保証を行うとともに、固定資産税等の不均一課税に伴う減収補填措置、地方債への配慮等を行う。

ニ 輸入貨物流通促進事業を行う中小企業者について、中小企業信用保険の特例措置を講ずる。

ホ 以上の措置に対応して、民法法の一部を改正する。

2 特に輸入促進が必要かつ適切な特定製品の輸入を行う事業者について以下の措置を講ずる。

イ 産業基盤整備基金による債務保証を行う。

ロ 中小企業信用保険の特例措置を講ずる。

二、対内投資事業円滑化措置

1 特定対内投資事業者（一定の要件を満たす対内投資事業者）について以下の措置を講ずる。

イ 産業基盤整備基金による債務保証を行う。

ロ 税制の特例措置を講ずる。

ハ 中小企業信用保険の特例措置を講ずる。

2 市場の開拓の調査、従業員の研修等対内投資事業を支援する事業を行う者に対し、産業基盤整備基金による出資を行う。

三、その他

この法律は、平成八年五月二十九日までに廃止する。

委員長報告

一三〇ページ参照

伝統的工芸品産業の振興に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第二九号）

要旨

本法律案は、伝統的工芸品産業の一層の振興を図るため、伝統的工芸品等を活用した新商品の開発及び製造の事業、伝統的工芸品産業の振興を支援する事業等について、産業基盤整備基金による出資、中小企業信用保険法の特例措置等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、伝統的工芸品産業の振興の基本的な方向等について、通商産業大臣が基本指針を策定する。

二、伝統的工芸品を製造する事業者又はその組合等は、販売協同組合等と共同して実施する需要の開拓等の事業、伝統的工芸品等を活用した新商品の開発又は製造の事業、伝統的工芸品産業の後継者育成等の支援事業について、それぞれ計画を作成し、通商産業大臣の認定を受けることができる。

三、認定を受けた計画に基づく事業に対する支援措置として、産業基盤整備基金による出資、中小企業信用保険の特例措置、税

制上の特例措置等を講ずる。

四、伝統的工芸品産業振興協会の業務に、伝統的な技術又は技法は熟練した従事者の認定等の業務を追加する。

委員長報告

ただいま議題となりました両法律案につきまして、商工委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、伝統的工芸品産業の振興に関する法律の一部を改正する法律案の主な内容は、伝統的工芸品産業の一層の振興を図るため、伝統的工芸品等を活用した新商品の開発及び製造の事業、伝統的工芸品産業の振興を支援する事業等について、産業基盤整備基金による出資、中小企業信用保険法の特例措置等の措置を講じようとするものであります。

次に、特定中小企業集積の活性化に関する臨時措置法案の主な内容は、特定中小企業集積の活性化を促進するため、都道府県が活性化計画において定める特定分野への中小企業者の進出等について、中小企業信用保険法の特例措置等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括議題として審議を進め、伝統的工芸品産業の後継者の確保、育成策、伝統的工芸品の需要拡大策、既存の中小企業対策と集積活性化法との関係、特定

中小企業集積の要件と承認の見通し等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わり、順次採決の結果、両法律案はいずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

特定中小企業集積の活性化に関する臨時措置法案（閣法第三〇号）

要旨

本法律案は、特定中小企業集積が地域中小企業の自律的発展の基盤として重要であることにかんがみ、都道府県が活性化計画において定める特定分野への中小企業者の進出等について、中小企業信用保険法の特例措置等の措置を講じ、特定中小企業集積の活性化を促進しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一、定義

1 「特定中小企業集積」とは、自然的経済的社会的条件からみて一体である地域において、工業に属する特定の事業又はこれと関連性が高い事業を相当数の中小企業者が有機的に連携しつつ行っている場合の当該中小企業者の集まりをいう。

2 「特定中小企業集積の活性化」とは、特定中小企業集積の存在する地域において中小企業者によって新たな経済的環境に即応した事業が行われることにより、当該特定中小企業集積の有する機能が強化され、かつ、当該特定中小企業集積における事業の構造が高度化することをいう。

二、活性化指針

通商産業大臣は、特定中小企業集積活性化のための基本的事項について指針（活性化指針）を策定する。

三、活性化計画

都道府県は、活性化指針に基づき、具体的な中小企業集積の特定、支援事業の内容等を記載した特定中小企業集積の活性化に関する計画（活性化計画）を作成し、通商産業大臣の承認を申請することができる。

四、進出計画

中小企業者（組合を含む）は、活性化指針及び活性化計画に基づき、特定分野への進出に関する計画（進出計画）を作成し、都道府県知事の承認を申請することができる。

五、円滑化計画

商工組合等は、その構成員たる中小企業者による特定分野への進出の円滑化を図るための新商品又は新技術の研究開発等の事業（円滑化事業）を実施しようとするときは、その円滑化事

業に関する計画（円滑化計画）を作成し、都道府県知事の承認を申請することができる。

六、支援措置

承認を受けた計画に基づく事業については、中小企業投資育成株式会社法、中小企業信用保険法、中小企業団体の組織に関する法律の特例及び課税の特例措置等を講ずる。

七、本法律の廃止

この法律は、この法律の施行の日から十年以内に廃止する。

委員長報告

一三二ページ参照

金属鉱業等鉱害対策特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第三一号）

要旨

最近、金属鉱山等の閉山に伴い、閉山後の採掘権者等には鉱山からの事業収入がないため、鉱害防止事業の確実かつ永続的な実施を図る上で、資金及び実施体制の確保に大きな不安を抱える等の問題が顕在化している。このような状況にかんがみ、本法律案は、当該地域住民の健康の保護及び生活環境の保全という観点か

ら、汚染者負担の原則にのっとり、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は、次のとおりである。

一、定義規定の追加

1 「使用済特定施設」とは、特定施設のうち、使用を終了したものをいう。

2 「指定特定施設」とは、使用済特定施設のうち鉱害防止事業の確実かつ永続的な実施を図る必要があるものとして通商産業大臣が指定するものをいう。

二、鉱害防止事業の実施に関する基本方針の策定内容の拡充

通商産業大臣は、すべての特定施設（坑道及び採石又は鉱さいの集積場）に係る鉱害防止事業について基本方針を定めなければならない。

三、鉱害防止事業計画の届出対象の拡大

採掘権者等に対し、使用済特定施設ごとに基本方針に沿った鉱害防止事業計画を作成し、鉱山保安監督局長等に届け出ることと義務付ける。

四、鉱害防止事業基金制度の創設

採掘権者等に対し、指定特定施設に係る鉱害防止事業を確実かつ永続的に実施するために必要な費用を金属鉱業事業団に設けられた鉱害防止事業基金に拠出することを義務付ける。

五、指定鉱害防止事業機関制度の創設

指定特定施設の鉱害防止業務については、通商産業大臣が指定する「指定鉱害防止事業機関」が、基金の運用益の交付を受けて実施する。

委員長報告

ただいま議題となりました両法律案につきまして、商工委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、金属鉱業等鉱害対策特別措置法の一部を改正する法律案の主な内容は、金属鉱山等の鉱害防止対策の現状にかんがみ、地域住民の健康の保護及び生活環境の保全の観点から、汚染者負担の原則にのっとり確実かつ永続的な鉱害防止事業に必要な資金を確保するとともに、所要の実施体制の整備を図るため鉱害防止事業基金及び指定鉱害防止事業機関制度の新設等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、鉱害防止事業基金への拠出金の算定、指定鉱害防止事業機関の運営のあり方、坑廃水処理技術の研究開発の必要性等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わり、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し六項目の附帯決議を行いました。

次に、ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律案は、衆議院商工委員長提出によるものでありまして、その主な内容は、ゴルフ場等の会員契約の現状にかんがみ、ゴルフ場等に係る会員契約の締結及びその履行を公正にし、並びに会員が受けることのある会員契約に係る損害の防止を図るため、募集の届け出、会員契約の締結時期の制限、会員契約の内容等に関する書面の交付、会員制事業協会の指定等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、会員の利益の保護、預託金の保証措置及び適正な運用等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わり、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

中小企業流通業務効率化促進法案（閣法第六三号）

要旨

本法律案は、最近の物流量の増大、物流コストの急上昇等物資の流通をめぐる経済的社会的事情の変化及びこれにより中小企業の事業活動に支障が生じている状況にかんがみ、中小企業者が行う流通業務の効率化のための措置を促進し、中小企業の振興を図るとともに、物資の流通の円滑化に資するため、中小企業信用保険法、貨物運送取扱事業法等の特例措置その他の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、定義

「流通業務効率化事業」とは、事業協同組合等が当該構成員たる中小企業者の流通業務の効率化を図るために実施する事業であって、次に掲げる事業を併せて実施するものをいう。

1 流通業務を行うための共同配送センター等の施設又は設備を設置する事業

2 イの施設等を利用して中小企業者の流通業務である荷受け等を一体的に行う事業

二、基本指針の策定

主務大臣は、流通業務効率化事業の実施に関し、基本指針を定める。

三、効率化計画の認定

事業協同組合等は、流通業務効率化事業についての効率化計画を作成し、主務大臣の認定を受けることができる。

四、認定効率化事業に対する支援措置

認定を受けた効率化計画に従って実施する事業については、中小企業信用保険法、中小企業近代化資金等助成法、中小企業投資育成株式会社法、減価償却及び貨物運送取扱事業法等の特例措置等を講ずる。

委員長報告

ただいま議題となりました中小企業流通業務効率化促進法案につきましても、商工委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、最近の物資の流通をめぐる経済的社会的事情の変化及びこれにより中小企業の事業活動に支障が生じている状況にかんがみ、中小企業者が行う流通業務の効率化のための措置を促進し、中小企業の振興を図るとともに、物資の流通の円滑化に資するため、中小企業信用保険法、貨物運送取扱事業法等の特例措置その他の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、配送センターの設立とその運営方法、多頻度小口配送と下請との関係、荷主と運送業者との間における

料金設定のあり方等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わり、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し四項目の附帯決議を行いました。
以上、御報告申し上げます。

特定債権等に係る事業の規制に関する法律案（閣法第七四号）

要旨

本法律案は、リース契約及び割賦販売契約等に係る金銭債権その他の特定債権等に係る譲渡及び譲受けの事業並びに特定債権等に係る小口債権の販売の事業が増加している現状にかんがみ、特定債権等に係るこれらの事業を公正かつ円滑にするとともに、投資者の利益を保護するため、特定債権等の譲渡及び譲受けについて届出の制度並びに特定債権等譲受業及び小口債権販売業を営む者について許可の制度を設ける等の措置を講ずることにより、これらの業務の適正な運営を確保しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、特定債権等の定義

リース契約、割賦販売契約等に係る金銭債権を特定債権と定義するとともに、特定債権等、特定事業者、特定債権等譲受業、特定債権等譲受業者、小口債権、小口債権販売業、小口債権販売業者について定義する。

二、特定事業者（リース、クレジット会社等）による特定債権等の譲渡に関する規制

特定事業者等及び特定債権等譲受業者に対する特定債権等の譲渡及び譲受けの計画の通商産業大臣への届出の義務付け、特定事業者等に対する第三者對抗要件具備の義務付け等特定債権等の譲渡に関する必要な規制を行う。

三、指定調査機関の指定等

通商産業大臣は、譲渡特定債権等に関する調査業務を行わせるため、一定の基準を満たした調査機関を指定調査機関として指定するとともに、当該機関に対し事業計画提出の義務付け、立入検査、適合命令、指定の取消し等により必要な規制を行う。

四、特定債権等譲受業者に対する規制

特定事業者等から特定債権等を譲り受けてこれを行使する特定債権等譲受業者について、主務大臣による開業時の許可制を導入し、不適格者の参入を排除するとともに、事業譲渡及び合併の認可、兼業の制限、資産運用の制限等の規制を行う。

五、小口債権販売業者に対する規制

小口債権を販売する小口債権販売業者について、主務大臣による開業時の許可制を導入し、不適格者の参入を排除するとともに、顧客への書面交付の義務付け、契約解除期間の設定、不当な勧誘等の禁止等の規制を行う。

六、その他

特定投資者に関する一部適用除外規定、営業のために締結する小口債権販売契約等についての一部適用除外規定、銀行等に対する一部適用除外規定、主務大臣等に関する規定、罰則規定等を設ける。

委員長報告

ただいま議題となりました特定債権等に係る事業の規制に関する法律案につきまして、商工委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、リース契約及び割賦販売契約等に係る金銭債権その他の特定債権等に係る譲渡及び譲り受けの事業並びに特定債権等に係る小口債権の販売の事業が増加している現状にかんがみ、特定債権等に係るこれらの事業を公正かつ円滑にするとともに、投資者の利益を保護するため、特定債権等の譲渡について届け出の制度並びに特定債権等譲り受け業及び小口債権販売業を営む者

について許可の制度を設ける等の措置を講ずることにより、これらの業務の適正な運営を確保しようとするものであります。

委員会におきましては、参考人から意見を聴取するとともに、投資者保護の確保、調達資金の運用のあり方、多重債務者問題、ノンバンクの過剰融資問題等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して市川委員より反対、自由民主党を代表して中曾根理事より賛成、連合参議院を代表して古川委員より反対する旨の意見が、それぞれ述べられました。

次いで採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し八項目の附帯決議を行いました。
以上、御報告申し上げます。

計量法案（閣法第七五号）

要旨

本法律案は、我が国経済社会における国際化と技術革新の進展等の状況に対応した計量制度を確立するため、現行計量法を全面的に見直したものであって、計量単位について国際的な計量単位

との整合を図るための措置及び計量器に関する規制の一層の合理化を図るための措置を講ずるとともに、高精度計量に対応するための計量器の校正及び証明に関する制度を創設する等の措置を講じようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

一、計量単位の見直し

1 計量法上取引・証明に使用することが認められている法定計量単位を、原則として今世紀中に国際単位系（SI単位）に統一することを目的として、現在使用が認められている非SI単位を、段階的に法定計量単位から削除する。

なお、一定の輸入商品等における計量単位の表示については、ヤードポンド法等非法定計量単位との併記を認める。

2 本法の規制対象となる計量の範囲を拡大する。

3 計量単位の定義を法律事項から政令事項に移し替える。

二、計量器に対する規制の見直し

1 製造、修理、販売事業者に係る登録制を届出制に変更するとともに、計量器の検定制については、型式承認制度を活用することにより、一定水準の製造・品質管理能力を有すると認められた指定工場の製品については検定を免除する制度を導入する。

2 規制の対象となる特定計量器の範囲を法律事項から政令事項に移し替える。

三、計量標準認証制度の創設

計量器の校正に用いられる計量標準を国から産業界に確実に供給し、かつ、国とのつながりを対外的に証明する制度を創設する。

委員長報告

ただいま議題となりました計量法案につきまして、商工委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、国際化、技術革新等最近の計量をめぐる諸情勢に対応するため、現行計量法を全面的に見直し、法定計量単位の国際単位系への統一、製造事業者登録制度の届け出制への変更等、計量器に対する規制の見直し及び計量標準認証制度の創設等の諸措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、国際単位系への移行が国民生活等に与える影響、計量器の品質管理のあり方、指定検定機関、新設の指定製造事業者制度と既存検定機関との関係等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録よって御承知願います。質疑を終わり、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し五項目の附帯決議を行いました。以上、御報告申し上げます。

ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律案（衆第九号）

要旨

ゴルフ場等に係る会員契約の現状にかんがみ、ゴルフ場等に係る会員契約の締結及びその履行を公正にし、並びに会員が受けることのある会員契約に係る損害の防止を図るため、募集の届出、会員契約の締結時期の制限、会員契約の内容等に関する書面の交付、会員制事業協会の指定等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、定義

1 「会員契約」とは、当事者の一方が相手方に対してゴルフ場その他スポーツ施設又は保養のための施設であつて政令で定めるものを継続的に利用させる役務（指定役務）を提供することを約し、相手方がこれに応じて一定額以上の額の金銭を支払うことを約する契約をいう。

2 会員契約に基づき指定役務を提供する事業を行う者を「会員制事業者」と定義するほか、「会員」、「募集」、「会員契約代行者」、「預託金」について定義する。

二、募集の届出

会員制事業者は、募集をしようとするときは、あらかじめ、

主務大臣に、会員制事業者に関する事項及び会員契約に関する事項について、届け出なければならぬ。

三、会員契約の締結時期の制限

会員制事業者又は会員契約代行者は、施設が開設された後でなければ、当該施設に係る会員契約の締結をしてはならない。ただし、当該施設の開設に係る工事に関し必要な法令に基づき許可等の処分後で、かつ、当該施設が開設されない場合において拠出金の二分の一以上に相当する額の金銭を会員に支払うための措置がとられており、主務大臣にその旨を届け出た場合は、除外する。

四、会員制事業者等に対する規制

会員制事業者又は会員契約代行者に対し、会員契約の締結をしようとするとき及び締結したときにおいて、会員契約の概要等所定事項を記載した書面の交付を義務付けるとともに、誇大広告、不当な勧誘行為等の禁止、業務及び財産の状況に関する書類の閲覧、会員契約の解除期間の設定等所要の規制を行う。

五、会員制事業協会の指定

主務大臣は、会員制事業者に対する指導、会員等からの苦情の解決、預託金等に係る会員制事業者の債務の保証等の業務を行うために民法第三十四条の規定により設立された法人を会員制事業協会として指定することができる。

六、その他

他の法律の適用による契約締結等についての適用除外、罰則等所要の規定を設ける。

委員長報告

一三五ページ参照

○運輸委員会
内閣提出法律案（五件）

番号	件名	院議先	提出月日	参議院	衆議院	備考	
14	特定船舶製造業経営安定臨時措置法を廃止する法律案	衆	四、 二、一〇	委員会付託 四、 二、一〇 (予)	委員会議決 四、 三、二七 本会議議決 四、 三、二七	委員会付託 四、 二、一〇 委員会議決 四、 三、一〇 本会議議決 四、 三、二二	
41	海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案	〃	二、二八	二、二八 (予)	四、二三 四、二四	四、一四 四、一六	
42	船員法の一部を改正する法律案	〃	二、二八	二、二八 (予)	五、一四 五、一八	四、二二 四、二四	
70	国際観光ホテル整備法の一部を改正する法律案	〃	三、一六	三、一六 (予)	五、二二 五、二五	五、二二 五、一四	
71	地域伝統芸能等を利用した行事の実施による観光及び特定地域商業の振興に関する法律案	〃	三、一六	三、一六 (予)	六、一八 六、一九	三、一六 五、二二 五、二六	

特定船舶製造業経営安定臨時措置法を廃止する法律案（閣法第一四号）

要旨

本法律案は、特定船舶製造業経営安定臨時措置法に基づき、特定船舶製造業の経営の安定が図られた状況にかんがみ、同法を平成四年三月末までに廃止しようとするものである。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、運輸委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、特定船舶製造業経営安定臨時措置法に基づき、特定船舶製造業の経営の安定が図られた状況にかんがみ、同法を平成四年三月末までに廃止することとするものであります。

委員会におきましては、造船業の経営状況と需給見通し、これからの造船対策の取り組み方、船舶解撤の促進問題等各般にわたる質疑が行われましたが、その詳細は会議録により御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第四一号）

要旨

本法律案は、千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書の改正に伴い、油濁防止緊急措置手引書を船舶内に備え置くことを義務づけるとともに、当該手引書について船舶検査の対象とするものであって、その主な内容は次のとおりである。

一、船舶所有者は、一定の船舶ごとに、油濁防止緊急措置手引書を作成し、これを船舶内に備え置かなければならないこととする。

二、船舶所有者は、その油濁防止緊急措置手引書が技術基準に適合していることについて、運輸大臣が行う定期検査、中間検査の検査を受けなければならないこととする。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、運輸委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書の改正に伴い、油濁防

止緊急措置手引書を船舶内に備え置くことを義務づけるとともに、当該手引書について船舶検査の対象とするものであります。

委員会におきましては、この条約の改正の経緯、我が国の油流出事故に対する防除体制、海洋環境保全のための諸施策等、各般にわたる質疑が行われましたが、その詳細は会議録により御承知願いたいと存じます。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

船員法の一部を改正する法律案（閣法第四二号）

要旨

本法律案は、船舶設備の向上等に伴い、小型船の運航形態及びこれに乗り組む船員の労働形態の変化に対応して、船員法の労働時間等に関する規定を、総トン数七百トン未満の内航小型船にも適用するとともに、船員を取り巻く状況の変化に対応して、定員に関する規制の見直しを行おうとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

一、沿海区域又は平水区域を航行区域とする総トン数七百トン未満の船舶で国内各港間のみを航海するいわゆる小型船について

も、船員法第六章の労働時間等に関する規定を適用する。

二、船舶所有者は、公衆の不便を避けるために一日の労働時間の制限を超えて海員を作業に従事させる必要があると認められる命令で定める船舶に乗り組む海員については、労使協定で定めるところにより、時間外労働をさせることができる。

三、船舶所有者は、航海当直その他の航海の安全を確保するため作業を適切に実施するために必要な員数の海員を乗り組ませなければならない。

四、常時十人以上の船員を使用する船舶所有者は、定員について就業規則を作成し、これを行政官庁に届け出なければならない。

五、この法律は平成五年四月一日から施行する。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、運輸委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、船舶設備の向上等に伴い、小型船の運航形態及びこれに乗り組む船員の労働形態の変化に対応して、船員法の労働時間等に関する規定を総トン数七百トン未満のいわゆる小型船にも適用するとともに、船員を取り巻く状況の変化に対応して、定員に関する規制の見直しを行おうとするものであります。

委員会におきましては、内航海運の位置づけと近代化の進め方、内航船員の不足問題、船員の労働時間の実態と短縮の方法等各般にわたる質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党小笠原委員より本法律案に反対の意見が述べられ、次いで採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し全会一致をもって附帯決議を行いました。以上、御報告申し上げます。

国際観光ホテル整備法の一部を改正する法律案（閣法第七〇号）

要旨

本法律案は、近年における外客数の増大、外客の宿泊ニーズの変化等に対応して外客接遇の充実を図るため、ホテル等の登録基準の見直しを行うとともに、指定登録機関制度を導入し、あわせて登録ホテル等に関する情報の提供を促進するための措置を講じようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

一、ホテル及び旅館の登録基準を見直し、ホテル又は旅館の施設及び宿泊に関するサービスに関する登録基準の詳細については、運輸省令で定めることとし、また、登録ホテル業又は登録旅館業を営む者に対し、一定の様式の標識の掲示を義務付けるとともに、外客に接する従業員の指導等外客の接遇に関する業務の管理に関する事務を行う外客接遇主任者の選任を義務付けることとする。

二、運輸大臣は、指定登録機関に、ホテル及び旅館の登録の実施に関する事務の全部又は一部を行わせることができることとし、その指定の基準等所要の規定の整備を行うこととする。

三、運輸大臣は、指定登録機関が、登録ホテル又は登録旅館の施設、料金その他宿泊に関するサービスに関する情報を提供する等の事業を適正かつ確実に行うことができると認められるときは、情報提供事業実施機関として指定することができることとする。

四、運輸大臣は、登録ホテル業又は登録旅館業を営む者を社員とする社団法人であって、その社員に対するこの法律の遵守に関する指導、外客に接する従業員の研修、外客からの苦情処理等の事業を適正かつ確実に行うことができると認められるものを指定することができることとする。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、運輸委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、近年における外国人旅行者の増大とその宿泊ニーズの変化等に対応して、ホテル等の登録基準を見直すとともに、登録ホテル等に係る情報提供制度の創設、指定登録機関制度の導入等、所要の改正を行おうとするものであります。

委員会におきましては、国際観光ホテルの登録基準の考え方、指定登録機関制度のあり方、旅行に対する障害者のアクセス改善問題等、各般にわたる質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知を願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し全会一致をもって附帯決議を行いました。
以上、御報告申し上げます。

地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律案（閣法第七一号）

要旨

本法律案は、地域伝統芸能等を活用した行事の実施が、地域の特色を生かした観光の多様化による観光の魅力の増進及び地域の特性に即した特定地域商工業の活性化に資するものであることにかんがみ、当該行事の確実かつ効果的な実施を支援するための措置を講ずることにより観光及び特定地域商工業の振興を図ろうとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

一、基本方針

本法における主務大臣である運輸大臣、通商産業大臣、農林水産大臣、文部大臣及び自治大臣は、地域伝統芸能等をその主題として活用した活用行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興、活用行事の実施、活用行事を確実かつ効果的に行うための特定事業等の実施等について基本方針を定める。

二、基本計画

1 都道府県は、活用行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する基本的な方針、活用行事の実施主体、実施内容等について基本計画を定めることができる。

2 都道府県は、基本計画を定め、又は変更しようとするとき

は、主務大臣及び関係市町村に協議しなければならない。

三、基本計画の実施のための支援措置

1 通訳案内業法の特例を設け、運輸大臣の認定を受けた者は、地域伝統芸能等についての通訳案内業を営むことができる。

2 中小企業信用保険法の特例を設け、保険の付保限度額の別枠化、てん補率の引上げ及び保険料率の引下げの措置を講ずる。

3 国及び地方公共団体は、活用行事及び特定事業の実施主体に対し、必要な助言、指導その他の援助に努めなければならない。また、地方債について、特別の配慮をする。

4 主務大臣は、指定した法人に活用行事及び特定事業等の実施に関する情報の収集及び提供並びに資金の支給その他の援助等を行わせる。

四、指定認定機関

運輸大臣は、地域伝統芸能等についての通訳案内業を営む者に係る認定の実施に関する事務を指定認定機関に行わせることができる。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、運輸委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、地域の伝統的な芸能等を活用した行事を実施することにより、観光の魅力の増進と特定地域商工業の活性化を図ることを目的として、観光及び地域商工業の振興に関する基本方針・基本計画を策定するとともに、支援のための実施機関の設置、通訳案内業の特例制度の創設等を行うものであります。

委員会におきましては、対象となる伝統芸能等の範囲、支援のための実施機関の具体的な内容、計画策定に当たっての検討課題等各般にわたる質疑が行われましたが、その詳細は会議録によってご承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定致しました。

なお、本法律案に対し全会一致をもって附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。

○通信委員会

・内閣提出法律案（八件）

番号	件名	院議先	提出日	参議院		衆議院		備考
27※	通信・放送衛星機構法の一部を改正する法律案	衆	四、 二、一五	四、 二、一五 (予)	四、 四、一六 四、 四、一七	四、 二、一五	四、 三、五 四、 三、六	
28※	有線テレビジョン放送の発達及び普及のための有線テレビジョン放送番組充実事業の推進に関する臨時措置法案	〃	二、 一五	二、 一五 (予)	四、 四、一六 四、 四、一七	二、 一五	三、 五 三、 六	
52	郵便貯金法の一部を改正する法律案	〃	三、 六	三、 六 (予)	五、 五、一四 五、 五、一八	三、 六	四、 四、一五 四、 四、一六	
53	簡易生命保険法の一部を改正する法律案	〃	三、 六	三、 六 (予)	五、 五、一四 五、 五、一八	三、 六	四、 四、一五 四、 四、一六	
56	郵便法の一部を改正する法律案	参	三、 七	三、 七 (予)	三、 三、二七 三、 三、二七	三、 七 (予)	五、 五、一二 五、 五、一四	
57	お年玉付郵便葉書等に関する法律の一部を改正する法律案	〃	三、 七	三、 七 (予)	三、 三、二七 三、 三、二七	三、 七 (予)	五、 五、一二 五、 五、一四	

(注) ※は予算関係法律案

番号	件名	先議院	提出日	参議院	衆議院	衆議院	衆議院	備考		
82	日本電信電話株式会社法等の一部を改正する法律案	衆	三、二七	三、二七 (予)	可決 五、一九	可決 五、二〇	三、二七	可決 五、一三	可決 五、一四	
64※	電波法の一部を改正する法律案	衆	三、一三	四、 五、二五	可決 五、二八	可決 五、二九	四、 四、一四	可決 五、二二	可決 五、二二	衆本会議趣旨説明 五、二五

・国会の承認を求めるの件(一件)

番号	件名	先議院	提出日	参議院	衆議院	衆議院	衆議院	備考		
1	放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件	衆	四、 二、二八	四、 二、二八 (予)	承認 三、二七	承認 三、二七	四、 二、二八	承認 三、二六	承認 三、二六	

・NHK決算(二件)

件名	提出日	参議院	衆議院	衆議院	衆議院	備考	
日本放送協会平成元年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書	三、一、二二 (第百二十回国会)	四、 一、二四	四、 六、一八	四、 六、一九	委員会付託 委員会議決 本会議議決	委員会付託 委員会議決 本会議議決	第百二十回国会 第百二十回国会 未了
日本放送協会平成二年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書	四、一、二四	一、二四	六、一八	六、一九	委員会付託 委員会議決 本会議議決	委員会付託 委員会議決 本会議議決	

通信・放送衛星機構法の一部を改正する法律案（閣法第二七号）

要旨

本法律案は、電気通信分野における最近の急速な技術革新の動向を踏まえて、通信・放送技術の向上を図るため、通信・放送衛星機構を通信・放送機構と改称し、従来からの業務に加え、高度通信・放送研究開発の実施、研究開発を行うための基盤的な施設の整備に必要な資金の出資等の業務を総合的に行わせようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、本法律の題名を「通信・放送機構法」に改め、通信・放送衛星機構の名称を通信・放送機構に改めること。
- 二、通信・放送機構の業務として、従来の業務に加え、通信・放送技術の水準の著しい向上に寄与する先導的な研究開発を実施させ、基礎研究からの応用への橋渡しを図るとともに、通信・放送技術に関する研究開発のための基盤的な施設の整備の推進、海外からの研究者の招へいによる国際研究交流の促進等の業務を行わせること。
- 三、その他所要の規定の整備を図ること。
- 四、本法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

委員長報告

ただいま議題となりました二法律案につきまして、通信委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

まず、通信・放送衛星機構法の一部を改正する法律案は、電気通信分野における最近の急速な技術革新の動向を踏まえて、通信・放送衛星機構を通信・放送機構と改称し、従来からの業務に加え、高度通信・放送研究開発の実施、研究開発を行うための基盤的な施設の整備に必要な資金の出資等の業務を総合的に行わせる等の措置を行おうとするものであります。

次に、有線テレビジョン放送の発達及び普及のための有線テレビジョン放送番組充実事業の推進に関する臨時措置法案は、有線テレビジョン放送の放送番組に関する業務の効率的な実施に資するための措置として、その基本的な指針の策定及び実施計画の認定等について定めるとともに、これに必要な業務を通信・放送機構の業務に追加しようとするものであります。

委員会におきましては、両案を一括して議題とし、電気通信分野の研究開発における機構のあり方、有線テレビジョン放送普及における課題、高度情報社会に向けた郵政行政の展開等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録により御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表し

て吉岡委員より、通信・放送衛星機構法の一部を改正する法律案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終了し、順次採決の結果、まず、通信・放送衛星機構法の一部を改正する法律案につきましては多数をもって、次いで、有線テレビジョン放送の発達及び普及のための有線テレビジョン放送番組充実事業の推進に関する臨時措置法案につきましては全会一致をもって、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両案に対し、それぞれ附帯決議が付されております。以上、御報告申し上げます。

有線テレビジョン放送の発達及び普及のための有線テレビジョン放送番組充実事業の推進に関する臨時措置法案（閣法第二八号）

要旨

本法律案は、有線テレビジョン放送の発達及び普及を促進するため、有線テレビジョン放送の放送番組に関する業務の効率的な実施に資するための措置として、有線テレビジョン放送番組充実事業の実施に関する基本的な指針の策定及び実施計画の認定等について定めるとともに、通信・放送機構の業務に有線テレビジョン

放送番組充実事業の実施を推進するために必要な業務を追加しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、郵政大臣は、有線テレビジョン放送の発達及び普及の促進に関する基本的な方向、有線テレビジョン放送番組充実事業を実施する者の要件に関する事項、同事業の内容及び実施地域等に関する基本指針を定めること。

二、有線テレビジョン放送番組充実事業を実施しようとする者は、その実施計画が適当である旨の郵政大臣の認定を受けることができること。

三、通信・放送機構の業務として、郵政大臣の認定を受けた実施計画に係る有線テレビジョン放送番組充実事業の実施に必要な資金の出資の業務を追加すること。

四、その他所要の規定の整備を行うこと。

五、本法律は、施行の日から十年以内に廃止するものとする。

六、本法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

委員長報告

前ページ参照

郵便貯金法の一部を改正する法律案（閣法第五二号）

要旨

本法律案は、郵便貯金の預金者の利益の増進を図り、あわせて金融自由化に的確に対応するため、市場金利を勘案して郵政大臣が利率を定める郵便貯金の範囲を拡大する等所要の改正を行おうとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

一、市場金利連動型の郵便貯金の範囲の拡大

政令で定める通常郵便貯金並びに積立郵便貯金、定期郵便貯金、住宅積立郵便貯金及び教育積立郵便貯金は、政令で定めるところにより、市場金利を勘案し郵政大臣が定める利率によって、利子を付けること。

二、郵便貯金通帳の冊数制限の緩和

通常郵便貯金の通帳の冊数の制限を緩和すること。

三、郵便貯金払戻しに対する手数料の徴収

通常郵便貯金のうち政令で定めるものの預金者は、各月において一定の回数を超えて払戻しを行う場合には、手数料を納付しななければならないこと。

四、預金者貸付の貸付限度額の政令委任と引上げ

郵便貯金を担保とする貸付金の総額は、審議会に諮問した上、政令で定めること。

五、施行期日

本法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

委員長報告

ただいま議題となりました二法律案につきまして、通信委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

まず、郵便貯金法の一部を改正する法律案は、郵便貯金の預金者の利益の増進を図り、あわせて金融自由化に的確に対応するため、市場金利を勘案して郵政大臣が利率を定める郵便貯金の範囲を拡大する等の改正を行おうとするものであります。

次に、簡易生命保険法の一部を改正する法律案は、簡易生命保険の加入者に対する保障内容の充実を図るため、特約の種類を多様化するとともに、定期保険の保険期間の更新制度を設ける等の改正を行おうとするものであります。

委員会におきましては、二法律案を一括して議題とし、金融自由化に対応する郵便貯金の在り方、新型貯蓄貯金の商品性、定期保険の普及策、簡易保険の加入者福祉施設の拡充等の諸問題につきまして質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、郵便貯金法の一部を

を改正する法律案につきまして、日本共産党を代表して吉岡委員より、反対する旨の意見が述べられました。

討論を終り、順次採決の結果、まず、郵便貯金法の一部を改正する法律案につきましては多数をもって、次いで、簡易生命保険法の一部を改正する法律案につきましては全会一致をもって、それぞれ原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、郵便貯金法の一部を改正する法律案につきまして、附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。

簡易生命保険法の一部を改正する法律案（閣法第五三号）

要旨

本法律案は、近年における保険需要の動向にかんがみ、簡易生命保険の加入者に対する保障内容の充実を図るため、特約の種類を多様化するとともに、定期保険の保険期間の更新制度を設ける等の改正を行おうとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

一、特約の制度の改善

一 加入者の多様な保険需要に応じて、組合せによる加入がで
きるように特約の種類を多様化すること。

二 特約の利用枠は、被保険者一人につき、不慮の事故等による死亡、身体障害についての特約について千万円、疾病又は不慮の事故等による入院等についての特約について千万円とする。

三 被保険者の生存中に特約の保険期間等が満了したことにより保険金を支払うことができるようにすること。

四 特約についても主契約と同様、加入申込み時に被保険者の健康状態について告知を受けるようにすること。

二、定期保険の制度の改善

定期保険の保険契約及びこれに付する特約においては、保険期間を更新することができるようにするとともに、この場合には被保険者に対する面接及び告知は要しないものとする。

三、施行期日

本法律は、特約の制度の改善については公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から、また、定期保険の制度の改善については、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日からそれぞれ施行すること。

委員長報告

前ページ参照

郵便法の一部を改正する法律案（閣法第五六号）

要旨

本法律案は、郵便事業の現状等にかんがみ、社会福祉のための寄附金を内容とする郵便物の料金を免除することができることとするるとともに、第三種郵便物の制度の円滑な運営を図るため、郵政大臣が定期に監査を行うこととし、及び指定調査機関に調査業務を行わせることとする等所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、社会福祉の増進を目的とする事業に対する寄附金を内容とする郵便物の料金免除

郵政大臣は、社会福祉の増進を目的とする事業を行う法人又は団体にあてた当該事業の実施に必要な費用に充てることを目的とする寄附金を内容とする郵便物の料金（特殊取扱の料金を含む。）を免除することができること。

二、第三種郵便物の制度の円滑な運営のための措置

一 第三種郵便物の認可を受けた定期刊行物の発行人は、認可を受けた日以後に発行する定期刊行物を郵政大臣に提出しなければならぬこと。

二 郵政大臣は、定期に、第三種郵便物の認可を受けた定期刊行物が、認可の条件を具備しているかどうかの監査を行うも

のとする事。

三 郵政大臣は、特に必要があると認めるときは、第三種郵便物の認可を受けた定期刊行物が、認可の条件を具備しているかどうかの監査を行うことができること。

四 郵政大臣は、監査に必要な報告又は資料の提出を求めることができること。

五 郵政大臣は、定期刊行物の発行人から、正当な理由がなく、認可を受けた日以後に発行する定期刊行物の提出がなかったとき、又は監査に必要な報告又は資料の提出がなかったときは、その認可を取り消すことができること。

六 郵政大臣は、その指定する者（指定調査機関）に、第三種郵便物の認可の申請又は監査に係る定期刊行物が認可の条件を具備するかどうかの判断に必要な調査を行わせることができること。

三、施行期日

本法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。なお、社会福祉の増進を目的とする事業に対する寄附金を内容とする郵便物の料金免除については、公布の日から施行すること。

委員長報告

ただいま議題となりました三案件につきまして、逡信委員会における審査の経過と結果を御報告致します。

まず、郵便法の一部を改正する法律案は、郵便事業の現状等にかんがみ、社会福祉のための寄付金を内容とする郵便物の料金を免除することができるようにするとともに、第三郵便物の制度の円滑な運営を図るため、郵政大臣が定期に監査を行うほか、指定調査機関に調査業務を委託する等所要の改正を講じようとするものであります。

次に、お年玉付郵便葉書等に関する法律の一部を改正する法律案は、最近における社会情勢の推移にかんがみ、寄付金を受けることができる配分団体に地球環境の保全事業を行う団体を加えようとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、第三種郵便物に対する監査の充実強化、指定調査機関の必要性とその規模、再生紙を利用した寄付金付葉書の発行計画、時代に対応した寄付金配分団体の見直し等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、順次採決の結果、両法律案はいずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定致しました。

次に、放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求める

の件は、日本放送協会の平成四年度収支予算、事業計画及び資金計画について国会の承認を求めようとするものであります。

その概要を申し上げますと、まず、一般勘定事業収支におきましては、事業収入五千四百三億七千万円、事業支出五千百三十一億八千万円となっており、この事業収支差に百三億二千万円を資本支出に充当し、残余の六十八億七千万円を翌年度以降の財政安定のための繰越金とすることとしております。事業計画につきましては、その重点を衛星放送の充実、補完衛星の製作・打上げへの着手、国際放送の番組充実と受信改善、ハイビジョン試験放送への参画、効率的な受信契約・収納活動、業務運営の改革による経費の節減などに置いております。

なお、本件にはおおむね適当である旨の郵政大臣の意見が付されております。

委員会におきましては、多メディア・多チャンネル時代における公共放送の役割、経営委員会の在り方、放送衛星ゆり三号後継機の調達・利用の在り方等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、採決の結果、本件は全会一致をもって承認すべきものと決定致しました。

なお、本件に対し、附帯決議案が提出され、本委員会の決議とすることに決しました。

以上、御報告申し上げます。

お年玉付郵便葉書等に関する法律の一部を改正する法律案

(閣法第五七号)

要旨

本法律案は、最近における社会情勢の推移にかんがみ、寄附金の配分を受けることができる団体に地球環境の保全を図るために行う事業を行う団体を加えようとするものである。

委員長報告

前ページ参照

電波法の一部を改正する法律案(閣法第六四号)

要旨

本法律案は、最近における電波利用の増加等の状況にかんがみ、電波の適正な利用の確保に関し郵政大臣が無線局全体の受益を直接の目的として行う事務の処理に要する費用(電波利用共益費用)の財源に充てるために免許人から電波利用料を徴収することとするとともに、電波有効利用促進センターの業務に電波の有

効かつ適正な利用の促進を図るための情報の収集及び提供の業務を追加する等所要の改正を行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、電波有効利用促進センターの業務の追加電波有効利用促進センターの業務として、無線局の周波数の指定の変更に關する事項、電波の能率的な利用に著しく資する設備に關する事項その他の電波の有効かつ適正な利用に寄与する事項について情報の収集及び提供を行うこと等を追加すること。

二、電波利用料制度の創設

1 免許人は、電波利用共益費用の財源に充てるために免許人が負担すべき金銭(電波利用料)として、この法律の定める金額を国に納めなければならないこととする。

2 地方公共団体が開設する消防事務の用に供する無線局等について、電波利用料を減免すること。

3 政府は、原則として、毎会計年度の電波利用料の収入額の予算額に相当する金額を、予算で定めるところにより、電波利用共益費用の財源に充てるものとする。

4 政府は、必要があると認められるときは、前年度以前の各年度の電波利用料の収入額の決算額に相当する金額を合算した額から前年度以前の各年度の電波利用共益費用の決算額を合算した額を控除した額に相当する金額の全部又は一部を、

予算で定めるところにより、当該年度の電波利用共益費用の財源に充てるものとする。

三、その他、所要の規定の整備をすること。

四、施行期日

この法律は、平成五年四月一日から施行すること。ただし電波有効利用促進センターに関する規定は、公布の日から施行すること。

委員長報告

ただいま議題となりました電波法の一部を改正する法律案につきまして、通信委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、最近における電波利用の増加等の状況にかんがみ、電波の適正な利用の確保に関し、郵政大臣が無線局全体の受益を直接の目的として行う事務の処理に要する費用の財源に充てるため、免許人から電波利用料を徴収しようとするものであります。また、電波有効利用促進センターの業務に、電波の有効かつ適正な利用の促進を図るための情報の収集及び提供の業務を追加する等、所要の改正を行うこととしております。

委員会におきましては、従来無料であった電波利用を新たに有料化する理由、国への適用除外等の在り方、関係者への周知徹底

の方策、不法無線局への対応策等につきまして質疑が行われましたが、その詳細は会議録により御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して吉岡委員より、反対する旨の意見が述べられました。

討論を終了し、採決の結果、本法律案は、多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議を行いました。
以上、御報告申し上げます。

日本電信電話株式会社法等の一部を改正する法律案（閣法第
八二号）

要旨

本法律案は、最近の電気通信事業における国際化の進展にかんがみ、外国人等が日本電信電話株式会社及び国際電信電話株式会社の株式をその議決権の五分の一未満の割合の範囲内において所有できるようにするとともに、これに伴い両会社その他第一種電気通信事業者の株券等の保管振替制度の利用に関し所要の規定を整備するほか、日本電信電話株式会社の資金調達円滑化に資するため、当分の間の措置として政府が保有しなければならぬ当該会社の株式の数の算定方法の特例を定めようとするものであ

り、その主な内容は次のとおりである。

一、外資の規制

1 外国人等による株式所有

ア 日本電信電話株式会社（以下「NTT」という。）及び国際電信電話株式会社（以下「KDD」という。）の株式は日本国民等に限り所有することができるという規定を削除すること。

イ NTT及びKDDについては、日本の国籍を有しない人、外国政府又はその代表者及び外国の法人又は団体（以下「外国人等」という。）により占められる議決権の割合（以下「外国人等議決権割合」という。）を五分の一未満とし、これを超えるときは外国人等を株主名簿及び実質株主名簿に記載してはならないこととする。

ウ NTT及びKDDは、外国人等議決権割合を一定時期に公告しなければならないこととする。

2 取締役及び監査役の欠格事由

日本の国籍を有しない人は、NTT及びKDDの取締役又は監査役になることができないこととする。

3 その他

第一種電気通信事業者について実質株主名簿への記載に関する規定を整備するほか、罰則その他所要の規定の整備をす

ること。

二、発行済株式の総数の算定方法の特例

当分の間、新株の発行等によるNTT株式の各増加数は、政府が常時保有していなければならない発行済株式の総数の三分の一を計算するときの発行済株式の総数に算入しないものとする。

三、施行期日

本法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

委員長報告

ただいま議題となりました日本電信電話株式会社法等の一部を改正する法律案につきまして、通信委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、最近の電気通信事業における国際化の進展にかんがみ、外国人等が日本電信電話株式会社及び国際電信電話株式会社の株式をその議決権の五分の一未満の範囲内において所有できるようにするとともに、これに伴い両会社その他第一種電気通信事業者の株券等の保管振替制度の利用に関し所要の規定を整備するほか、日本電信電話株式会社の資金調達の円滑化に資するため、当分の間、政府が保有しなければならない株式数の算定方法

の特例を定めようとするものであります。

委員会におきましては、電気通信自由化の進展状況と今後の課題、外資規制の在り方、NTTの経営状況と株主対策等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録により御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して吉岡委員より、反対する旨の意見が述べられました。

討論を終了し、採決の結果、本法律案は、多数をもって、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件
(閣承認第一号)

委員長報告

一五五ページ参照

日本放送協会平成元年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

委員長報告

ただいま議題となりました平成元年度及び平成二年度の日本放送協会の財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書につきまして、通信委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

両件は、放送法の定めるところにより、会計検査院の検査を経て、内閣から提出されたものであります。

まず、平成元年度決算の概要を申し上げます。一般勘定につきましては、平成元年度末における財務状況は、資産総額三千七百九十一億円、負債総額二千七十三億円、資本総額千七百十八億円となっております。当年度中の損益の状況は、事業収入三千九百三十億円に対し、事業支出は四千六十七億円で、当期事業収支差金は百三十七億円の欠損となっております。

なお、この欠損金は長期借入金により補てんされております。

次に、平成二年度決算の概要を申し上げます。一般勘定につきましては、平成二年度末における財務状況は、資産総額四千六百十七億円、負債総額二千五百三十三億円、資本総額二千八十四億円となっております。当年度中の損益の状況は、事業収入四千八百三十八億円に対し、事業支出は四千四百七十二億円で、当期事業収支差金は三百六十六億円となっております。

なお、この当期事業収支差金は、百五十一億円を資本支出に充

当し、二百十五億円は平成三年度以降の財政安定のための財源として繰り越しております。

また、両件には、会計検査院の「記述すべき意見はない。」旨の検査結果が付されております。

委員会におきましては、両件を一括して審査し、収支予算が適正かつ効率的に執行されたかを始め、NHKの経営計画、都市受信障害対策、障害者雇用状況、受信料免除措置等について質疑を行いました。その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して、吉岡委員より両件に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終了し、順次採決の結果、いずれも多数をもって是認すべきものと議決いたしました。

以上、御報告申し上げます。

日本放送協会平成二年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

委員長報告

前ページ参照

○労働委員会

・内閣提出法律案（六件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院	衆議院	備考
15※	労働保険の保険料の徴収等に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律案	衆	四、 二、一〇	委員会付託 四、 三、一九 (予)	委員会議決 四、 三、二七 本会議議決 四、 三、二七	委員会付託 四、 三、 五
32※	労働安全衛生法及び労働災害防止団体の一部を改正する法律案	衆	二、一八	二、一八 (予)	五、一四 五、一八	四、一五 四、一六
33※	介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律案	衆	二、一八	二、一八 (予)	五、一九 五、二〇	四、二四 五、一二
58	職業能力開発促進法の一部を改正する法律案	参	三、七	三、七 (予)	四、二三 四、二四	五、二七 五、二八
59	障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案	衆	三、七	三、七 (予)	四、一六 四、一七	五、二三 五、二六
79	労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法案	衆	三、二四	四、一四 (予)	六、一八 六、一九	五、二〇 五、二一

(注) ※は予算関係法律案

本院議員提出法律案（一件）

2	120国会	番号	件名	提出者 (月日)	予備送 付月日	衆議院 提出	参議院 委員会付託 委員会議決 本会議議決	衆議院 委員会付託 委員会議決 本会議議決	衆議院 委員会付託 委員会議決 本会議議決	衆議院 委員会付託 委員会議決 本会議議決	備考
			積雪又は寒冷の度が特に高い地域における指定業種関係労働者の年間を通じた雇用の確保等に関する法律案	対馬孝且君 外七名 (三、四、一七)			三、八、五	未了			

衆議院議員提出法律案（一件）

2		番号	件名	提出者 (月日)	予備送 付月日	本院へ 提出	参議院 委員会付託 委員会議決 本会議議決	衆議院 委員会付託 委員会議決 本会議議決	衆議院 委員会付託 委員会議決 本会議議決	衆議院 委員会付託 委員会議決 本会議議決	備考
			短時間労働者の通常の労働者との均等待遇及び適正な就業条件の確保に関する法律案	永井孝信君 外六名 (四、二、一六)	三、四、五		三、三、三二 (予)			三、四、五 継続審査	

国会の承認を求めるの件（一件）

2		番号	件名	衆議院	提出 月日	参議院 委員会付託 委員会議決 本会議議決	衆議院 委員会付託 委員会議決 本会議議決	衆議院 委員会付託 委員会議決 本会議議決	衆議院 委員会付託 委員会議決 本会議議決	備考	
			地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、公共職業安定所の出張所の設置に関し承認を求めるの件	衆議院	四、三、二四	四、三、二四 (予)	四、六、一八 承認	四、六、一九 承認	四、三、二四	四、五、二二 承認	四、五、二六 承認

労働保険の保険料の徴収等に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律案（閣法第一五号）

要旨

本法律案は、最近における労働保険特別会計雇用勘定の収支の状況等にかんがみ、雇用保険率及び求職者給付に要する費用に係る国庫負担の割合を当分の間引き下げるほか、失業給付について所要の改善を行う等の措置を講ずるものである。

なお、衆議院において、雇用保険事業の在り方の検討について所要の修正がなされている。

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正

平成五年度以後当分の間について、雇用保険率を千分の三引き下げることにすること。

二、雇用保険法の一部改正

1 失業給付の改善

(1) 定年後における継続雇用の促進に資するため、定年時の賃金と比べて継続雇用終了時の賃金が低い場合には、労働大臣が定める方法により定年時の賃金を基に基本手当日額を算定することができるよう賃金日額の計算の特例について規定の整備を行うこと。

2 現在賃金水準が二十パーセントを超えて変動した場合に基本手当日額表を改定することとされているが、最近における賃金水準の変動に十分対応することができるようになるため、賃金水準が十パーセントを超えて変動すれば基本手当日額表を改定すること。

3 以上のほか、基本手当の減額に係る内職収入控除額について、前回の改正後の賃金水準の変動を考慮して引き上げる等の措置を講ずるとともに、高年齢者等所定給付日数の多い受給資格者の再就職の一層の促進を図るため、再就職手当の支給要件の改善を行うこと。

2 国庫負担に関する暫定措置

求職者給付に要する費用に係る国庫の負担額について、平成四年度については、現在国庫が負担することとされている額の十分の九、平成五年度以後当分の間については、現在国庫が負担することとされている額の十分の八に相当する額とすること。

三、施行期日等

1 この法律は、公布の日から施行するものとする。ただし、二の1（2）を除く。）については平成四年十月一日から施行するものとする。一については平成五年四月一日から施行するものとする。

2 政府は、この法律の施行後、今後の雇用動向等を勘案しつつ、雇用保険事業における諸給付の在り方、費用負担の在り方等について総合的に検討を加え、必要があると認めるときはその結果に基づいて所要の措置を講ずること（衆議院修正による追加）。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案の主な内容は、最近における雇用保険の収支状況等にかんがみ、雇用保険率及び失業給付に係る国庫負担率を当分の間引き下げるほか、失業給付について所要の改善等を行うおとするものであります。

委員会におきましては、国庫負担率の引き下げ、育児休業等における所得保証制度の導入、失業給付及び三事業のあり方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して山中理事より本法律案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、採決に結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が全会一致をもって付されております。

以上、御報告申し上げます。

労働安全衛生法及び労働災害防止団体法の一部を改正する法律案（閣法第三二二号）

要旨

本法律案は、最近における経済社会情勢の変化及び労働災害の動向に即応し、労働者の安全と健康の一層の確保を図るため、建設業における労働災害を防止するための措置を充実強化するとともに、作業環境、作業方法等が適切に管理された快適な職場環境の形成の促進を図る等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、中小規模建設現場における安全衛生管理体制の充実を図るため、建設現場における安全衛生管理を指導する店社安全衛生管理者を建設会社の支店、営業所等に設置すること。

二、建設機械等を用いる作業についての安全確保措置を充実するなど、元方事業者等による安全確保対策を強化すること。

三、都道府県労働基準局長は、工事等のうち高度な技術的検討を要するものについて、計画段階で審査を行い、必要に応じて事

業者に対して勧告等を行うことができるようにすること。

四、労働災害の再発防止のため、労働災害防止業務及び就業制限業務に従事する者に対する講習制度を設けること。

五、事業者が快適な職場環境の形成に取り組む際の指針を、労働大臣が公表するとともに、国が、事業者に対し金融上の措置等必要な援助に努めること。

六、中央労働災害防止協会に、快適な職場環境の形成に取り組む事業者等に対する情報提供、助言等の業務を行わせること。

七、民間検査機関において、特定機械等の製造時等の検査を行うことができるようにすること。

八、この法律は、平成四年十月一日から施行すること。ただし、五、六については、平成四年七月一日から施行すること。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案の主な内容は、最近における経済社会情勢の変化及び労働災害の動向に即応し、労働者の安全と健康の一層の確保を図るため、第一に、建設会社の支店、営業所等に店社安全衛生管理者を置き中小規模の建設現場における安全衛生管理体制を充実すること、第二に、建設機械等を用いる作業についての安全確保措

置を充実するなど元方事業者等による安全確保対策を充実すること、また第三に、事業者が快適な職場環境の形成に取り組む際の指針を労働大臣が公表するとともに、国が事業者に対し金融上の措置等必要な援助措置等を講ずること等であります。

委員会におきましては、建設業における元方事業者の安全衛生確保措置の充実強化策、店社安全衛生管理者等の選任基準のあり方、いわゆる過労死問題への対応、快適な職場環境の形成の促進策、健康保持増進対策等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、日本共産党、連合参議院、民社党・スポーツ・国民連合及び参院クラブ各派共同提案に係る附帯決議を全会一致をもって行いました。

以上、御報告申し上げます。

介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律案（閣法第三三三号）

要旨

本法律案は、我が国における急速な高齢化の進展等に伴う介護業務に係る労働力への需要の増大に対処するため、また、介護労働者の雇用管理の改善、能力の開発及び向上等を進めることにより福祉の増進を図るため、労働大臣による介護雇用管理改善等計画の策定、事業主に対する助成及び援助、介護労働安定センターの指定、雇用促進事業団による借入れ資金の債務保証等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、介護雇用管理改善等計画

1 労働大臣は、介護労働者の福祉の増進を図るため、介護労働者の雇用管理の改善、能力の開発及び向上等に関し重要な事項を定めた介護雇用管理改善等計画を策定すること。

2 労働大臣は、計画の円滑な実施に必要なと認めるときは、事業主、職業紹介事業者等の関係者に対し、介護労働者の雇用管理の改善、介護労働者の能力の開発及び向上等の介護労働者の福祉の増進に関する事項について必要な要請ができること。

二、事業主の作成する改善計画

1 政令で定める事業を行う事業主は、その雇用する介護労働者の福祉の増進を図るために実施する労働環境の改善、教育訓練の実施、福利厚生の充実等の雇用管理の改善に関する措置についての改善計画を作成し、都道府県知事に提出して、

その改善計画が適当である旨の認定を受けることができること。

2 政府は、認定計画に係る改善措置の実施を促進するため、当該認定計画に基づきその雇用する介護労働者の福祉の増進を図るために必要な措置を講ずる事業主に対して、雇用保険法の雇用福祉事業として、必要な助成及び援助を行うこと。

三、労働大臣は、介護業務の遂行に必要な労働者の能力の開発及び向上を図るため、必要な職業訓練の効果的な実施について特別の配慮をすること。

四、労働大臣は、介護労働者になろうとする者がその有する能力に適合する職業に就く機会を与えるため、及び介護業務に係る労働力の充足を図るため、雇用情報の提供、職業指導及び職業紹介の充実等必要な措置を講ずるように努めること。

五、労働大臣は、介護労働者の福祉の増進のための総合的支援機関として、以下の業務を行う介護労働安定センターを指定できること。

1 介護労働者の雇用及び福祉に関する情報及び資料の総合的な収集並びに事業主、職業紹介事業者その他の関係者に対する提供

2 職業紹介事業者の行う職業紹介事業に係る介護労働者（介護に従事する家政婦）に対する負傷・疾病等に関する援助、

その他職業生活の安定を図るために必要な援助

3 雇用福祉事業関係業務（給付金の支給、介護に従事する家政婦等に対する研修等）

4 その他介護労働者の福祉の増進を図るために必要な業務

六、雇用促進事業団は、介護労働者の福祉の増進を図るため、以下の業務を行うこと。

1 政令で定める事業を行う事業主がその雇用する介護労働者の福祉の増進を図るための設備の設置等を行う場合及び職業紹介事業者又はその団体が介護労働者又は介護労働者になろうとする求職者の福祉の増進を図るための施設の設置等を行う場合の必要な資金の借入れに係る債務の保証

2 介護労働安定センターに対する、五の2の家政婦に対する援助業務に関する必要な助成

3 その他右に附帯する業務及び介護労働者の福祉を増進するために必要な業務であつて政令で定めるもの

七、この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案の主な内容は、我が国の急速な高齢化に伴う介護労働力への需要の増大に対処するため、また、介護労働者の福祉の増進を図るため、介護雇用管理改善等計画の策定、事業主等に対する助成及び援助、介護労働安定センターの指定等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、我が国における高齢化の見通しと高齢者対策のあり方、介護労働者の雇用管理の改善、家政婦等の就業条件の改善及び社会的地位の向上、介護労働力確保対策における関係行政間の連携等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し各党派共同提案による附帯決議を全会一致をもって行いました。

以上、御報告申し上げます。

職業能力開発促進法の一部を改正する法律案（閣法第五八号）

要旨

本法律案は、最近における経済社会情勢の変化に対応し、労働者の職業能力の開発及び向上を促進するため、公共職業訓練の訓練過程を再編し、多様で高度な職業訓練の実施を図るとともに、事業主等の行う職業訓練及び職業能力検定に関する援助の充実を図る等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、事業主等が行う職業能力開発促進の措置

- 1 事業主が行う職業訓練について、「養成訓練」、「向上訓練」及び「能力再開発訓練」の例示を削除すること。
- 2 事業主がその雇用する労働者に係る職業能力の開発及び向上を促進する場合に講ずる措置として、職業能力検定を受けさせること、又は労働者が自ら職業能力検定を受ける機会を確保するために必要な援助を行うことを追加すること。

二、国及び都道府県による職業能力開発促進の措置

- 1 国及び都道府県は、労働者に対して、情報及び資料の提供その他の援助を行うように努めなければならないことを明確にすること。

三、国及び都道府県等による職業訓練の実施等

- 2 国が事業主等に対して、職業能力検定に関する助成等を行うことができることを明確にすること。
 - 3 国による調査研究、情報の収集整理及びそれらの提供について、職業能力検定をその対象とすることを明確にすること。
 - 4 国は、職業に必要な技能について事業主その他国民一般の理解を高めるために必要な広報その他の啓発活動等を行うこと。
- 一、公共職業訓練の区分を、養成訓練、向上訓練及び能力再開発訓練の三区分から普通職業訓練及び高度職業訓練並びに当該訓練課程の期間の長さの区分に改めること。
- 2 公共職業訓練施設を公共職業能力開発施設に改めるとともに、職業訓練校については職業能力開発校に改める等施設の名称をそれぞれ改めること。
 - 3 職業訓練のうち主として知識の習得のためのもので労働省令で定めるものについては、公共職業能力開発施設以外の施設においても適切と認められる方法により行うことができること。
 - 4 公共職業能力開発施設は、事業主、労働者その他の関係者に対し、情報及び資料の提供その他の必要な援助を行うよう

努めなければならぬこと。

四、職業訓練指導員免許を必要とする職業訓練に係る教科については、同等以上の能力を有する一定の者も担当できること。

五、技能検定を受けることができる者に、一定の実務経験を有する者を追加すること。

六、都道府県職業能力開発協会の業務に、職業能力の開発に関する国際協力でその地区内において行われるものについての相談その他の援助を行うことを追加すること。

七、公共職業能力開発施設等は、その業務の遂行に支障のない範囲内で、外国人研修生等に対しても、職業訓練又は指導員訓練に準ずる訓練を行うことができることを明確にすること。

八、国による公共職業能力開発施設以外の施設における職業訓練の実施は、雇用保険法による能力開発事業として行うこと。

九、この法律は、平成五年四月一日から施行すること。ただし、国による啓発活動並びに外国人研修生等に対する職業訓練等に準ずる訓練の実施については、公布の日から施行すること。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案の主な内容は、労働者の職業能力開発及び向上を促進

するため、公共職業訓練課程を再編し多様で高度な職業訓練を実施するとともに、事業主等の行う職業訓練及び職業能力検定に関する援助の充実等を図ろうとするものであります。

委員会におきましては、職業訓練体系の見直しとその効果、公共職業訓練施設における円滑な実施体制の確保、技能振興施策の促進、高齢者、女性等の多様なニーズへの対応等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し全会一致をもって附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案
(閣法第五九号)

要旨

本法律案は、障害者の雇用の促進及びその職業の安定を図るため、労働大臣が障害者雇用対策基本方針を策定するとともに、重度身体障害者である短時間労働者等に対する雇用義務等及び身体障害者雇用納付金関係業務の適用についての特例を定める等障害

者各人の障害の種類及び程度に応じた対策を推進するための措置の充実強化を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、労働大臣は、今後の障害者雇用対策の総合的かつ計画的・段階的な展開の在り方について定めた障害者雇用対策基本方針を策定すること。

二、身体障害者雇用状況報告義務が生じる数以上の労働者を雇用する事業主に対し、障害者の雇用を推進する責任者（障害者雇用推進者）の選任努力義務を課すこと。

三、重度化に対応した障害者雇用対策の推進

1 事業主が重度身体障害者を短時間雇用している場合に、当該重度障害者の一人をもつて一定数の身体障害者である通常勤務の労働者とみなして雇用率制度等を適用すること。

2 障害者の雇用を継続するための設備の更新等事業主の特別の負担の軽減を図るため、雇用の継続のための助成措置を講ずること。

3 事業主は、障害者である短時間労働者が希望する場合は、その能力に応じ、通常勤務への移行等適切な待遇を行うよう努めなければならないものとする。

四、精神薄弱者、精神障害回復者の雇用対策の推進

1 雇用率制度等の適用に当たり、事業主が重度精神薄弱者一

人を雇用している場合において、重度身体障害者と同様にダブルカウントを適用するとともに、三一の重度身体障害者の短時間雇用の特例を重度精神薄弱者の短時間雇用についても、準用すること。

2 職場適応訓練の対象となる種類の精神障害回復者（精神分裂病、そううつ病又はてんかんを有する者であつて症状が安定している者）の雇用について身体障害者雇用納付金制度に基づき助成金の支給対象とすること。

五、事業主の責務について、障害者の雇用の安定を図る努力義務を明らかにすること。

六、職業リハビリテーションの効率的な推進を図るため、日本障害者雇用促進協会の業務に、障害者の雇用に関する国際協力業務を加えること。

七、この法律は、平成四年七月一日から施行すること。ただし、三一及び四一の重度身体障害者及び重度精神薄弱者に対する雇用率制度等の適用（助成金の支給業務に係る部分を除く。）については平成五年四月一日から施行すること。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案の主な内容は、障害者の雇用に関する状況にかんがみ、障害者の雇用の促進及びその職業の安定を図るため、第一に、労働大臣が障害者雇用対策基本方針を策定すること、第二に、重度身体障害者については、短時間労働者であっても身体障害者雇用率制度等の対象とすること、第三に、重度精神薄弱者の身体障害者雇用率制度等の適用に当たっては重度身体障害者と同様に取り扱うこと等、障害者各人の障害の種類及び程度に応じた対策を推進するための措置の充実強化を行おうとするものであります。

委員会におきましては、ノーマライゼーションの理念の徹底と啓発活動の強化、雇用率制度及び納付金制度の運用状況と今後の課題、重度障害者、精神薄弱者等の雇用対策の推進等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し全会一致をもって附帯決議を行いました。以上、御報告申し上げます。

労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法案（閣法第七九号）

要旨

本法律案は、最近における労働時間の状況及び動向にかんがみ、労働者のゆとりある生活の実現等に資するため、国による労働時間短縮推進計画の策定、企業内の労働時間短縮推進体制の整備、業種ごとの実情に応じた労働時間短縮の推進等の措置を講じようとするものである。

なお、衆議院において、事業主の共同作成に係る労働時間短縮実施計画を労働大臣が承認するに当たっての労働者の意見の聴取について所要の修正がなされている。

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、国による労働時間短縮推進計画の策定

1 労働大臣は、労働時間短縮の目標、事業主等に対する指導及び援助に関する事項等を定めた労働時間短縮推進計画の案を作成して、閣議の決定を求めるとともに、決定があったときは、これを公表しなければならないこと。

2 労働大臣は、必要があると認めるときは、関係団体に対し、労働時間の短縮に関する事項について、必要な要請をすることができること。

二、企業内の労働時間短縮推進体制の整備

1 事業主は、労使を構成員とする労働時間短縮措置等を調査審議する委員会を設置する等労働時間の短縮を効果的に実施するために必要な体制の整備に努めなければならないこと。

2 委員の指名方法等の一定の要件を満たす労働時間短縮推進委員会が設置されている場合には、労使協定に代えて当該委員会の委員全員の合意による決議によりフレックスタイム制等を行うことができることとし、当該決議のうち三箇月単位の変形労働時間制、一週間単位の非定期的変形労働時間制及びみなし労働時間制に係るものについては、労働基準監督署への届出を要しないものとする。

三、業種ごとの実情に応じた労働時間短縮の推進（労働時間短縮実施計画の承認制度）

1 同一の業種に属する二以上の事業主は、営業時間の短縮、休業日数の増加等の労働時間短縮促進措置の実施に関して、共同して、労働時間短縮実施計画（以下「計画」という。）を作成し、労働大臣及び事業所管大臣に提出して、その計画が適当である旨の承認を受けることができること。

2 労働大臣は、計画の承認をしようとするときは、あらかじめ、中央労働基準審議会の意見を聴くものとする。また、労働大臣は、計画の承認をするに当たっては、労働時間

短縮促進措置を実施する事業場の労働者の意見を聴くように努めるものとする。（衆議院修正による追加）。

3 労働大臣及び事業所管大臣は、計画の承認に際して、公正取引委員会と必要な意見調整を行うとともに、計画承認後において公正取引委員会からの独占禁止法に抵触するおそれがある旨の通知に対し必要な意見を述べることができること。

4 労働大臣及び事業所管大臣は、公正取引委員会から計画承認後の3に係る通知を受けた場合において、当該通知に係る承認計画が一定の基準に適合するものでなくなったと認めるときは、当該承認計画の変更を指示し、又はその承認を取り消さなければならないこと。

5 労働大臣及び事業所管大臣は、1の承認事業主に対し、助言者の派遣等の必要な援助を行うよう努めるものとし、特に必要があると認めるときは関係事業主に対し、必要な協力を要請することができること。

四、三に定める労働大臣及び事業所管大臣の権限は、政令に定めるところにより、その一部を都道府県労働基準局長又は地方支分部局の長若しくは都道府県知事に委任できること。

五、この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとし、この法律の施行の日から五年以内に廃止するものとする。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案及び承認案件につきまして、労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法案の主な内容は、労働者のゆとりある生活の実現等に資するため、国が労働時間短縮推進計画を策定するとともに、事業主等による労働時間の短縮に向けた自主的な努力を促進するための特別の措置を講じようとするものであります。なお、この法律案は、施行の日から五年以内に廃止するものとされておりあります。

委員会におきましては、年間総実労働時間一八〇〇時間の早期達成、労働基準法の見直し、労働時間短縮推進計画の内容、労働時間短縮実施計画制度の運用、業種別労働時間短縮対策の強化等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して山中理事より、本法律案に反対する旨の意見が述べられました。討論を終わり、採決の結果、本法律案は、多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、多数をもって附帯決議を行いました。次に、議題となりました承認案件は、労働省の所掌事務の円滑かつ効率的な遂行を図るため、公共職業安定所の出張所五箇所を

設置することについて、地方自治法の規定に基づき国会の承認を求めようとするものであります。

委員会におきましては、レディス・ハローワークの運営状況と職員の労働条件等について質疑が行われましたが、その詳細は、会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、採決の結果、本件は全会一致をもって原案どおり承認すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

地方自治法第五十六条第六項の規定に基づき、公共職業安定所の出張所の設置に関し承認を求めるの件（閣承認第二号）

要旨

本承認案件は、労働省の所掌事務の円滑かつ効率的な遂行を図るため、公共職業安定所の出張所五箇所（横浜公共職業安定所鶴屋町出張所、神戸公共職業安定所三田出張所、灘公共職業安定所三宮出張所、福岡中央公共職業安定所天神出張所、久留米公共職業安定所大川出張所）を設置することについて、地方自治法第五十六条第六項の規定に基づき、国会の承認を求めようとするものである。

なお、横浜、灘、福岡中央公共職業安定所の出張所は、レディ
ス・ハローワーク事業を専門的に推進する出張所である。

委員長報告

前ページ参照

○建設委員会

・内閣提出法律案（五件）

（注）※は予算関係法律案

番号	件名	院議先	提出月日	参議院	衆議院	衆議院	備考				
6 ※	琵琶湖総合開発特別措置法の一部を改正する法律案	衆	四、 二、 七	委員会付託 四、 二、 七 (予)	委員会議決 四、 三、 二七	本院議決 四、 三、 二七	委員会付託 四、 二、 七	委員会議決 四、 三、 二六	本院議決 四、 三、 二六		
1 6 ※	公有地の拡大の推進に関する法律及び都市開発資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律案	衆	二、 一〇	二、 一〇 (予)	四、 一六	四、 一七	二、 一〇	四、 二	四、 二	四、 三	
3 4 ※	地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律案	衆	二、 二一	四、 二七	五、 二六	五、 二九	四、 二	四、 二四	四、 二四	四、 二二	四、 四、 二 衆本会 議趣旨 説明 四、 二七 参本会 議趣旨 説明
3 5	治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案	衆	二、 二一	二、 二一 (予)	四、 一六	四、 一七	二、 二一	四、 三	四、 九		
7 2	都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律案	衆	三、 一六	五、 二五	六、 一八	六、 一九	五、 二二	五、 二二	五、 二二	五、 二二	五、 一 二 衆本会 議趣旨 説明 五、 二五 参本会 議趣旨 説明

本院議員提出法律案（二件）

番号	件名	提出者 (月日)	予備送 付月日	衆議院 提出	参議院 委員会付託	衆議院 委員会議決	衆議院 本会議議決	衆議院 委員会付託	衆議院 委員会議決	衆議院 本会議議決	備考
4	都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律案	青木新次君 外二名 (四、五、二五)	四、 五、二七		四、 五、二五 (予)	未了	未了	四、 五、二七 (予)			
1 120 国会	住宅基本法案	村沢牧君 外七名 (三、三、二八)			三、 四、一二	未了	未了				

衆議院議員提出法律案（二件）

番号	件名	提出者 (月日)	予備送 付月日	衆議院 提出	参議院 委員会付託	衆議院 委員会議決	衆議院 本会議議決	衆議院 委員会付託	衆議院 委員会議決	衆議院 本会議議決	備考
5	特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案	建設委員長 (四、三、二六)	四、 三、二六	四、 三、二六	四、 三、二六 (予)	可決	可決			四、 三、二六	
10	都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律案	木間章君 外三名 (四、二八)	五、 二二		五、 二五 (予)			四、 五、一二		未了	四、 五、一二 衆本会議趣旨説明

琵琶湖総合開発特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第六号）

要旨

本法律案は、琵琶湖の自然環境の保全と汚濁した水質の回復を図りつつ、その水資源の利用と関係住民の福祉とを併せ増進するため、琵琶湖総合開発特別措置法の有効期限を平成九年三月三十一日まで、さらに五箇年間延長しようとするものである。

委員長報告

ただいま議題となりました二法律案につきまして、建設委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、琵琶湖総合開発特別措置法の一部を改正する法律案は、琵琶湖の自然環境の保全と汚濁した水質の回復を図りつつ、その水資源の利用と関係住民の福祉とをあわせ増進するため、同法の有効期限を五カ年間延長しようとするものであります。

委員会における質疑の詳細は会議録によって御承知願います。質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して上田委員より反対する旨の意見が述べられ、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議を付することに決定いたしました。

次に、特殊土じょう、地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案は、同法に基づき対策事業を引き続き実施するため、同法の有効期限を、五カ年間延長しようとするものであります。

委員会におきましては、別に質疑もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

公有地の拡大の推進に関する法律及び都市開発資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律案（閣法第一六号）

要旨

本法律案は、都市の健全な発展と秩序ある整備を促進するために必要な土地の先買いを推進するための措置を講じようとするものであり、その主な内容は、次のとおりである。

一 公有地の拡大の推進に関する法律の改正

土地を譲渡しようとする場合の届出義務を課す土地及び地方公共団体等に対する土地の買取り希望の申出の対象土地に、都

市計画区域外に存する都市計画施設の区域内の土地を加えるものとする。

二 都市開発資金の貸付けに関する法律の改正

国は、土地開発公社に対し、公有地の拡大の推進に関する法律に基づく届出又は申出に係る土地の買取りに必要な資金の貸付けを行うことができるものとする。

委員長報告

ただいま議題となりました二法律案につきまして、建設委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、公有地の拡大の推進に関する法律及び都市開発資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律案は、都市の健全な発展と秩序ある整備を推進するために必要な土地の先買いを推進するため、公有地の拡大の推進に関する法律に基づく届出または申し出の対象土地に都市計画区域外に存する都市計画施設の区域内の土地を加えるとともに、土地開発公社が行う同法に基づく届出または申し出に係る土地の取得に対し都市開発資金を貸し付けることができるものとする等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、先行取得資金融資制度の効果、用地取得促進策、代替地情報バンクの整備等について質疑が行われまし

たが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議を付することに決定いたしました。

次に、治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案は、治山治水事業を緊急かつ計画的に実施して国土の保全と開発を図るため、現行の五カ年計画に引き続き、新たに平成四年度を初年度とする治山事業五カ年計画及び治水事業五カ年計画を策定しようとするものであります。

委員会におきましては、治水事業の長期目標、森林被害対策、都市河川の治水対策等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に
関する法律案（閣法第三四号）

要旨

本法律案は、地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置を促進することにより地方の自立的成長の促進及び国土の均衡ある発展を図るため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は、次のとおりである。

- 一、主務大臣は、関係行政機関の長と協議の上、地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する基本方針を定めることとする。
- 二、都道府県知事は、関係市町村及び主務大臣と協議の上、地方拠点都市地域の指定を行うことができることとする。
- 三、地方拠点都市地域の関係市町村は、共同して、当該地域の整備の促進に関する基本計画を作成して都道府県知事の承認を得るものとし、承認を行った知事は、関係行政機関の長にその旨を通知することとする。
- 四、基本計画においては、地方拠点都市地域の整備の方針、拠点地区の区域及び実施すべき事業、公共施設の整備、居住環境の整備、人材育成等の活動等について定めることとする。
- 五、過度に産業業務施設が集積している地域から産業業務施設を

拠点地区へ移転しようとするものは、移転計画を作成し、主務大臣の認定を受けることができることとする。

六、地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進を図るため、地方行財政上の特例措置、都市計画上の特例の創設、税制上の特例措置、地域振興整備公団及び通信・放送機構の業務の追加等所要の措置を講ずることとする。

委員長報告

ただいま議題となりました、地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律案につきまして、建設委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置を促進することにより地方の自立的成長の促進及び国土の均衡ある発展を図るため、基本方針の策定、地方拠点都市地域の指定、基本計画の承認及び産業業務施設の移転計画の認定について定めるとともに、都市計画上の特例の創設、地方行財政上の特例措置、地域振興整備公団及び通信・放送機構の業務の追加等所要の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、参考人からの意見聴取、関係委員会との連合審査を行うとともに、他の地域振興立法との整合性、オフィス移転の可能性、本法における地方分権の考え方等について質

疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して上田委員より反対する旨の意見が述べられ、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、附帯決議を付することに決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案（閣法第三五号）

要旨

本法律案は、治山治水事業を緊急かつ計画的に実施して国土の保全と開発を図るため、現行の五箇年計画に引き続き、新たに平成四年度を初年度とする治山事業五箇年計画及び治水事業五箇年計画を策定しようとするものである。

委員長報告

一七八ページ参照

都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律案（閣法第七二号）

要旨

本法律案は、適切な住環境の保護等を図るための用途地域制度の整備、公共施設を備えた健全な市街地の整備と併せて土地の有効利用を図るための地区計画制度の拡充、市町村の都市計画に関する基本的な方針の創設、計画的な市街地の整備を図るための開発許可制度の改善、技術開発の進展等を踏まえた防火に関する規制の適正化を図るための木造建築物に係る制限の合理化等を行うこととするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、都市計画法の改正

（一）現行の三種類の住居系の用途地域を七種類に細分化して、既存の商業系、工業系の五種類と併せて十二用途地域とするとともに、特別用途地区に中高層階住居専用地区及び商業専用地区を加える。

（二）公共施設の整備を伴った良好な市街地整備を図りつつ、土地の有効利用を促進するため、地区計画制度を拡充し、容積率の最高限度を当該区域の特性に応じたものと公共施設の整備の状況に応じたものとに定めることができることとするとともに、地区計画の区域内の総容積の範囲内で、当該区域を

区分して容積率の特例を定めることができることとする。また、市街化調整区域内においても地区計画を定めることができることとする等の措置を講ずることとする。

(三) 市町村は、住民の意見を反映させるため必要な措置を講じた上で、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針を定めるものとする。

(四) 開発許可制度について、自己の業務用の開発行為についても道路等に関する基準を適用する等の措置を講ずることとする。

二、建築基準法の改正

(一) 都市計画法の改正と併せて、新たに設けられた用途地域における建築物の敷地、構造、建築設備及び用途に関する制限等について定めることとする。

(二) 都市計画区域外の一定の区域においては、地方公共団体は、条例で、建築物又はその敷地と道路との関係、容積率等に関して必要な制限を定めることができることとする。

(三) 防火、準防火地域以外の区域において、木造三階建共同住宅の建築を可能とする等木造建築物等に係る規制の緩和を行うこととする。

(四) 文化財保護法に基づく条例その他の条例により現状変更の規制及び保存のための措置が講じられている建築物で特定行

政庁が指定したものの等については、建築基準法令を適用しないこととする。

なお、本法律案は、衆議院において、市町村の都市計画に関する基本的な方針の策定の責務の明確化、開発登録簿の記載事項の追加、建築物の定義の明確化、違法な用途転用等の防止に資する措置、用途地域の指定のない区域の制限の合理化について修正が行われている。

委員長報告

ただいま議題となりました都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律案につきまして建設委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、今回の地価高騰に対応した総合的な土地政策の環境として土地利用計画制度の充実を図るとともに、最近の都市化の進展に対応した都市の秩序ある発展を図る必要性が高まっている状況にかんがみ、適切な住環境の保護等を図るため都市計画に定める用途地域の種類を八から十二に多様化する等の建築物の用途及び容積に関する規制の整備、公共施設を備えた健全な市街地の整備を促進するため容積率の最高限度を区域の特性に応じたものと公共施設の整備の状況に応じたものとに区分して定めることができるものとする等の地区計画制度の拡充、市町村の都市計画

に関する基本的な方針の創設、計画的な市街地の整備を図るための開発許可制度の改善、技術開発の進展を踏まえた防火に関する規制の適正化を図るため木造建築物に係る規制の緩和を行うこととする等の建築物の構造及び設備に関する規制の整備等の措置を講じようとするものであります。

なお衆議院におきまして、市町村の都市計画に関する基本的な方針、用途地域の指定のない区域における建築規制等についての修正がなされております。

委員会におきましては、青木薪次君外二名発議の都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律案と一括して審査し、参考人からの意見聴取を行うとともに、地価問題と用途規制との関係、都市計画決定権限及び住民参加の在り方、都市の成長管理のための方策等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本社会党・護憲共同を代表して種田理事より反対、自由民主党、公明党・国民会議、連合参議院及び民社党・スポーツ・国民連合を代表して石井理事より賛成、日本共産党を代表して上田委員より反対の意見がそれぞれ述べられました。次いで、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議を付することに決定いたしました。

た。

以上、御報告申し上げます。

特殊土じょう、地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案（衆第五号）

要旨

本法律案は、特殊土じょう、地帯災害防除及び振興臨時措置法に基づく対策事業を、なお継続して実施するため、同法の有効期限を平成九年三月三十一日まで、五箇年間延長しようとするものである。

委員長報告

一七七ページ参照

○予算委員会
・予算（六件）

番号	件名	提出月日	参議院		衆議院		備考	
			委員会付託	委員会議決 本会議議決	委員会付託	委員会議決 本会議議決		
1	平成四年度一般会計予算	一、二四 四、	四、 一、二四 (予)	否 四、 決 九	否 四、 決 九	四、 一、二四	四、 三、一三 衆へ返付 衆両院協議会請求 四、 九	
2	平成四年度特別会計予算	一、二四	一、 二四 (予)	否 四、 決 九	否 四、 決 九	一、 二四	三、 一三 衆 三、 一三	衆両院協議会成案を得ず 四、 九 憲法第六〇条第二項の 規定により衆の議決が 国会の議決となる
3	平成四年度政府関係機関予算	一、二四	一、 二四 (予)	否 四、 決 九	否 四、 決 九	一、 二四	三、 一三 衆 三、 一三	
4	平成四年度一般会計暫定予算	三、二七	三、 二七 (予)	可 三、 決 三二	可 三、 決 三二	三、 二七	三、 三〇 衆 三、 三〇	
5	平成四年度特別会計暫定予算	三、二七	三、 二七 (予)	可 三、 決 三二	可 三、 決 三二	三、 二七	三、 三〇 衆 三、 三〇	
6	平成四年度政府関係機関暫定予算	三、二七	三、 二七 (予)	可 三、 決 三二	可 三、 決 三二	三、 二七	三、 三〇 衆 三、 三〇	

平成四年度一般会計予算（閣予第一号）

平成四年度特別会計予算（閣予第二号）

平成四年度政府関係機関予算（閣予第三号）

委員長報告

ただいま議題となりました平成四年度予算三案の予算委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

平成四年度予算の内容は、既に羽田大蔵大臣から財政演説において説明されておりますので、これを省略させていただきます。

平成四年度予算三案は、一月二十四日国会に提出され、一月三十日に羽田大蔵大臣から趣旨説明を聴取し、衆議院からの送付を待って、三月十六日から審査に入りました。

自来、本日まで審査を行ってまいりましたが、この間、三月二十六日に公聴会を、また委嘱審査を二日間行うなど、終始慎重かつ濃密な審査を行ってまいりました。

以下、質疑の主なもの若干につきその要旨を御報告申し上げます。

初めに、内政問題から申し上げます。

まず、宮澤内閣の政治改革について「ロッキード、リクルー卜、共和、東京佐川と続く政治腐敗事件は、国内はもとより国際的な政治不信を招いており、議会制民主主義の危機とも言うべき

状況に立ち至っている。もはや、与野党を超えて政治の信頼回復に努めないと、政治が何をやるうとしても効果はあらわれず、国際的な信用も維持できない。政治改革に全力を挙げるといふ宮澤総理はどう取り組むつもりか」との質疑があり、これに対し宮澤総理大臣から「政治改革は最大の急務と考えており、自民党内に政治改革本部を設け、当面緊急の問題について、既に定数は正、政治資金、政治倫理、党及び国会改革に関して答申を得た。与野党の政治改革協議会において早急に議論していただくべくお願いしている。そして、この中で合意できるものから立法化し、今国会で成立を期して、直ちに実施していかないと国民の信頼は回復しないと考えており、政府としても与野党の協議に資するよう最大限のことをしなければならぬと考えている」との答弁がありました。

国連の平和維持活動PKOについて「自衛隊が参加するのは時期尚早で、やめるべきではないか。本院でPKO法案が継続審査中なのに、防衛庁に地雷処理車の予算が計上されているのは、カンボジアPKOに自衛隊を派遣するねらいがあるのではないか」との質疑があり、これに対し渡辺外務大臣並びに宮下防衛庁長官から「国連の平和維持活動への自衛隊の参加については、完全に平和が回復していない地域に組織で出かけて活動するには、訓練を受けた自衛隊が適任である。武力の行使はせず国際的な任務を

果たすことは、憲法にも抵触しないし、国際的な理解も得られ問題ない。海上自衛隊の掃海艇を機雷処理のためペルシャ湾に派遣したときにはいろいろな批判があったが、任務を果たし帰国するときには国内はもとより世界の国々から高い評価を受け、大きな国際貢献を果たし、案ずるより産むがやすしの面があるのではないかと思っている。地雷処理車の調達は、我が国の有事を想定し縦深性のある陸上自衛隊の装備をきちっとしておくことが抑止力になると考えており、一義的にPKOのために地雷処理が必要であるということと要求しているものではない」との答弁がありました。

経済・財政問題につきまして「政府は二月の月例報告で景気が後退局面にあることを明らかにしたが、本委員会初め民間研究機関などでは昨年夏ごろから景気の後退を指摘しており、政府の景気判断は遅きに失したのではないか。また、景気は今後急速に失速することはないと言っているが、その理由を示されたい。景気の現状から、政府の緊急経済対策は不十分で、補正予算を含む第二次経済対策が不可欠な状況ではないか。地価税創設による増収は、所得税減税や土地対策に充てることを国会で約束したのに、一般財源に使うのは認められない。平成五年度には地価税創設時の趣旨に戻すことを確約すべきではないか」との質疑があり、これに対し宮澤総理大臣並びに関係各大臣及び日本銀行総裁より

「景気動向の認識と判断のタイミングに関し、政府としてはできるだけ客観的かつ的確に判断するよう努めており、統計指標の持つ多少のタイムラグは避けられないが、統計指標に加えて時々の産業界等の感覚を大事にしなから、景気の足元と先行きがどうなるかという点に力点を置きつつ総合的に判断するよう努力している。二月に政府が景気後退宣言をしたという報道がなされているが、政府としては、昨年九月以降月例報告の中で調整とか減速という言葉を用い慎重な表現をしてきたが、実際の経営者の生の皮膚感覚と多少のずれがあったということは率直に認めざるを得ない。景気の現状は、高過ぎた成長が適正な成長に移るためのやむを得ない調整過程と認識している。また、バブルの解消と景気循環が重なったのが現在の局面である。しかし、調整が行き過ぎると元も子もないので、三次にわたる公定歩合の引き下げ、三年度補正での財投追加などの対策をとってきたほか、三月三十一日には公共事業費の上期前倒しを含む緊急経済対策に加え、四月一日には第四次の公定歩合の引き下げを行ったことにより、景気が失速するようなことにはならないと考えている。今般の緊急経済対策の効果は本予算が成立して発揮されるもので、目下、予算の早期成立をお願いしている現時点では、補正予算を云々する段階ではない。地価税の収収を土地対策に資する観点から国民生活に還元できていないという指摘は、財政事情が非常に深刻化し、当初

の背景が変わってしまったことを御理解願いたい、遺憾なことである。平成五年度には地価税創設時の趣旨に戻せという御趣旨を大切にしていきたい」との答弁がありました。

生活大国の推進につきまして「宮澤総理が目指す生活大国の理念と具体的な進め方を示されたい。生活大国の柱の一つである労働時間の短縮について、年間総労働時間千八百時間が経済運営五カ年計画の目標となっているのに、計画最終年の四年度末の達成は絶望的ではないか。千八百時間の早期達成に向け、政府の責任を明らかにすべきではないか」との質疑があり、これに対し宮澤総理大臣並びに関係各大臣から「生活大国づくりは何年かにわたって考えてきたことで、単に社会資本を整備すれば足りるというのではなく、生活環境や労働時間、通勤時間などを合理化して個人が十分に余暇を活用できることや、高齢者、障害者などが安心して生活でき、女性が社会参加しやすい環境をつくり、さらにそうした上で、日本人としての創造性を持って国際的に貢献する国民でありたいというのがその理念である。具体的な進め方は、経済審議会に諮問し、新長期経済計画の策定作業をお願いしている。労働時間の短縮は、昭和六十三年に改正労働基準法が施行されて以来着実に減少しているが、四年度末に千八百時間の達成は難しい状況にある。今後、完全週休二日制の普及、年次有給休暇の完全取得、所定外労働時間の削減に一層努めていきたい。特に中小

企業の場合は単独で実行するのは難しいため、元請、下請の関係とか、地域の労使の話し合いで実行できるような条件を社会的につくるために、労働時間短縮促進法案を今国会に提案している。

同時に、時短にはロボット化、合理化投資が必要で、中小企業労働力確保法のもとでの融資制度の積極的活用を促進するなど諸施策を組み合わせ、できるだけ早く千八百時間を実現したいというのが政府の努力目標である」との答弁がありました。

また、「国土の均衡ある発展を掲げながら、人口減少県が増加し、東京への一極集中が加速化しているほか、地方においては県都への一極集中が進んでいる状況にある。東京一極集中を是正し、同時に地方の活性化を図ることは、生活大国づくりに忘れてはならない基本的条件だと考える。この問題にどう取り組むか」との質疑に対し山崎建設大臣並びに塩川自治大臣から、「生活大国づくりのためには、均衡ある国土の発展は不可欠である。今回新たに人口分散の地方の核及び地方定住の核をつくるために地方拠点都市を設けることとし、今国会に法案を提出しているが、これは、従来の政令指定都市や県庁所在地などのように既に地域での集が進んでいるところではなく、別に新たに、人口吸引の魅力や職住遊学等、それぞれの機能を持った都市を各県に二カ所程度重点的に整備しようとするものである。各省庁共同事業の新しい先例ともなる事業でもあり、積極的に推進して、一極集中排除

の下地をつくっていきたい」との答弁がありました。

最後に、対外問題について申し上げます。

まず、日本外交の基本姿勢につきまして、「総理は、平成四年度こそは我が国が新しい世界秩序の構築に積極的に参画し、光栄ある時代の使命を全うしていかなければならない」と述べられているが、これを推進する外交理念を示されたい」との質疑があり、これに対して宮澤総理大臣から「冷戦が終結し、新しい世界秩序を確立することができる時代となり、我々がかねて考えていた世界に自由と平和と繁栄をもたらすために、我が国は、我が国憲法と戦前から敗戦にかけての経験に基づき、我々がなし得る最大限の貢献をするというのが外交の基本理念である」との答弁がありました。

また、日米問題について「日米関係は我が国外交の基軸であるが、今日、日米両国民の間に嫌米感情や反日感情が醸成されつつあり、極めて憂慮にたえない。日米関係修復に取り組むべきではないか」との質疑に対し宮澤総理大臣から「冷戦の終結で従来の方針の目標を失い、たまたま我が国の経済力が強まったときに米国内で失業が高まったために、ソ連にかわって日本が脅威だという異質な感じ方が出たことは事実である。そうした感情が拡大しないよう、先般のブッシュ大統領との東京宣言で、日米両国は二十世紀の基盤となるよう、価値観を同じくし、共通になし遂げる

べき使命を強調し、確認した。お互いに注意すべきところはあるが、本質的には日米関係は健在で、友好が基本になっていると考えている」との答弁がありました。

このほか、質疑は広範多岐にわたりますが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

かくて質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本社会党・護憲共同を代表して梶原委員が反対、自由民主党を代表して吉川委員が賛成、公明党・国民会議を代表して大田委員が反対、日本共産党を代表して諫山委員が反対、連合参議院を代表して乾委員が反対、民社党・スポーツ・国民連合を代表して井上委員が反対の旨、それぞれ意見を述べられました。

討論を終局し、採決の結果、平成四年度予算三案は賛成少数をもっていずれも否決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

平成四年度一般会計暫定予算（閣予第四号）

平成四年度特別会計暫定予算（閣予第五号）

平成四年度政府関係機関暫定予算（閣予第六号）

委員長報告

ただいま議題となりました平成四年度暫定予算三案の予算委員

会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

今回の暫定予算は、平成四年度予算の年度内成立が困難な事情にありますので、国政運営に支障を来さないよう、四月一日から四月十一日までの期間について編成されたものであります。

暫定予算の編成は、本予算成立までの応急的措置であることにかんがみ、暫定予算期間中における人件費、事務費等の経常的経費のほか、既定施策に係る経費については行政運営上必要最小限の計上にとどめ、新規施策の経費は、教育及び社会政策上の配慮から特に措置することが適当と認められるものを除き、原則として計上しないこととしております。

一方、歳入につきましては、暫定予算期間中の税収及びその他収入を見込むほか、前年度剰余金を計上いたしております。

以上の結果、一般会計暫定予算の規模は、歳入総額一千五十八億円、歳出総額五兆五千二百四十四億円となつて、五兆四千百八十六億円の歳出超過となりますが、国庫の資金繰りにつきましては、必要に応じ大蔵省証券を発行することができることとしております。

なお、特別会計及び政府関係機関の暫定予算につきましても、一般会計に準じて編成されております。

これら暫定予算三案は、三月二十七日、国会に提出され、三十日、衆議院からの送付を待つて、本日、大蔵大臣から趣旨説明を

聴取した後、質疑を行いました。

暫定予算に直接かかわるものとして、「平成四年度の暫定予算の税収額は、暫定日数が同じであった八年前の昭和五十九年度の暫定予算の税収額と比べると約三〇％減となっている。近年、暫定予算における税収の割合が小さくなる傾向があるが、なぜか。

また、四年度度暫定予算の歳出総額に占める税収の割合は〇・三％しかなく、歳出超過額を大蔵省証券で賄うため、約四百億円の利払い費が必要となる。年度当初にできるだけ税収が多く入るよう工夫すべきではないか」との質疑があり、これに対し羽田大蔵大臣並びに政府委員より、「平成四年度の暫定予算における税収額は、最近の税収動向を勘案して百八十億円を見込んでいます。八年前の昭和五十九年度の暫定予算の税収は二百六十億円を計上していたが、五十九年度にあった物品税が消費税創設でなくなつたこと、また元年度から関税の延納制度によって税の収納額が減少していることなどが年度当初の税収が少なくなっている理由である。税の収納については昭和五十三年度から発生主義をとつており、翌年五月分税収は前年度に取り込む方式が既に定着している。したがって、年度当初に大蔵省証券に頼ることになり、行革

審でもその改善が取り上げられている。ただ、年度所属区分を改めようとすると五月分税収に見合う相当の財源が必要で、現在の財政事情から動き出せないでいる状況にある。要は足元の財政体

質を確立して、その上でこの課題に取り組みたいと考えている」
との答弁がありました。

質疑はこのほか広範多岐にわたりますが、その詳細は会議録に
よって御承知願いたいと存じます。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党近藤委員
から反対の意見が述べられました。

討論を終局し、採決の結果。平成四年度暫定予算三案は賛成多
数をもっていずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○決算委員会

・予備費等承諾を求めるの件（七件）

件名	院議先	提出月	参議院			衆議院			備考
			委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決	
平成二年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）	衆	四、 一、 二四	四、 一、 二四 （予）			四、 一、 二四	四、 一、 二四	継続審査	
平成二年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書	〃	一、 二四	一、 二四 （予）			一、 二四	一、 二四	継続審査	
平成二年度特別会計予算総則第十二条に基づき経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その2）	〃	一、 二四	一、 二四 （予）			一、 二四	一、 二四	継続審査	
平成三年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）	〃	三、 三一	三、 三一 （予）			三、 三一	三、 三一	継続審査	
平成三年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）	〃	三、 三一	三、 三一 （予）			三、 三一	三、 三一	継続審査	

件名	平成三年度特別会計予算総則第十三条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その1)	院議先	衆	提出日	四、三、三一	参議院	衆議院	衆議院	備考
委員会付託	三、三一(予)	委員会付託	委員会付託	委員会付託	三、三一	委員会付託	委員会付託	委員会付託	
委員会議決		委員会議決	委員会議決	委員会議決		委員会議決	委員会議決	委員会議決	
本会議議決		本会議議決	本会議議決	本会議議決		本会議議決	本会議議決	本会議議決	
衆議院		衆議院	衆議院	衆議院		衆議院	衆議院	衆議院	
衆議院		衆議院	衆議院	衆議院		衆議院	衆議院	衆議院	
備考		備考	備考	備考		備考	備考	備考	

・決算その他(九件)

備考欄記載事項は本院についてのもの

件名	昭和六十三年年度一般会計歳入歳出決算、昭和六十三年年度特別会計歳入歳出決算、昭和六十三年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和六十三年度政府関係機関決算書	提出日	元、一二、二五 (第百十七回国会)	参議院	衆議院	衆議院	備考
委員会付託	二、一一、一一	委員会付託	二、一一、一一	委員会付託	委員会付託	委員会付託	
委員会議決	四、六、一八	委員会議決	四、六、一八	委員会議決	委員会議決	委員会議決	
本会議議決	四、六、一九	本会議議決	四、六、一九	本会議議決	本会議議決	本会議議決	
衆議院		衆議院		衆議院	衆議院	衆議院	
衆議院		衆議院		衆議院	衆議院	衆議院	
備考		備考		備考	備考	備考	

件名	昭和六十三年年度国有財産増減及び現在額総計算書	提出日	二、一、一九 (第百十七回国会)	参議院	衆議院	備考
委員会付託	二、一一、一〇	委員会付託	二、一一、一〇	委員会付託	委員会付託	
委員会議決	六、一八	委員会議決	六、一八	委員会議決	委員会議決	
本会議議決	六、一九	本会議議決	六、一九	本会議議決	本会議議決	
衆議院		衆議院		衆議院	衆議院	
衆議院		衆議院		衆議院	衆議院	
備考		備考		備考	備考	

件名	平成元年度一般会計歳入歳出決算、平成元年度特別会計歳入歳出決算、平成元年度国税収納金整理資金受払計算書、平成元年度政府関係機関決算書	提出日	一一、二二 (第百二十回国会)	参議院	衆議院	備考
委員会付託	三、四、二四	委員会付託	三、四、二四	委員会付託	委員会付託	
委員会議決	六、一八	委員会議決	六、一八	委員会議決	委員会議決	
本会議議決	六、一九	本会議議決	六、一九	本会議議決	本会議議決	
衆議院		衆議院		衆議院	衆議院	
衆議院		衆議院		衆議院	衆議院	
備考		備考		備考	備考	

件名	提出日	参議院			衆議院		備考
		委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決 本会議議決	
平成元年度国有財産増減及び現在額総計算書	三、一、二九 (第百二十回国会)	一、二九	四、六、一八 是認すると 議決	四、六、一九 是認しないと 議決	一、二四	継続審査	第百二十回国会 第百二十回国会 第百二十回国会 継続
平成元年度国有財産無償貸付状況総計算書	一、二九 (第百二十回国会)	一、二九	六、一八 是認すると 議決	六、一九 是認しないと 議決	一、二四	継続審査	
平成二年度一般会計歳入歳出決算、平成二年度特別会計歳入歳出決算、平成二年度国税収納金整理資金受払計算書、平成二年度政府関係機関決算書	四、一、二四	四、六、一七			六、一八	継続審査	
平成二年度国有財産増減及び現在額総計算書	一、二四	一、二四			一、二四	継続審査	
平成二年度国有財産無償貸付状況総計算書	一、二四	一、二四			一、二四	継続審査	

昭和六十三年年度一般会計歳入歳出決算、昭和六十三年年度特別会計歳入歳出決算、昭和六十三年年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和六十三年年度政府関係機関決算書

昭和六十三年年度国有財産増減及び現在額総計算書

昭和六十三年度国有財産無償貸付状況総計算書

委員長報告

ただいま議題となりました昭和六十三年度決算外二件及び平成元年度決算外二件につきまして、決算委員会における審査の経過と結果を、御報告申し上げます。

昭和六十三年度決算は、平成元年十二月二十五日国会に提出され、同二年十二月十一日当委員会に付託となり、昭和六十三年度国有財産関係二件は、平成二年一月十九日国会に提出され、同日当委員会に付託となりました。

また、平成元年度決算は、平成二年十二月二十一日国会に提出され、同三年四月二十四日当委員会に付託となり、平成元年度国有財産関係二件は、平成三年一月二十九日国会に提出され、同日当委員会に付託となりました。

委員会におきましては、異例の措置として昭和六十三年度決算外二件及び平成元年度決算外二件を一括議題とし、国会が議決した予算及び関係法律が適正、かつ、効率的に執行されたかどうか

を審査し、あわせて政府施策の全般について、広く国民的視野から実績批判を行い、その結果を、将来の予算策定及びその執行に反映させるべきであるとの観点に立ち、審査を行って参りました。

全体で十四回に及んだ委員会質疑では、決算否認と内閣の責任、公務員の綱紀粛正、国営木曾岬干拓問題の早期解決、決算調整資金整備の必要性、ODA検査体制の充実強化、第三セクター鉄道に対する安全・経営対策、証券・金融不祥事と損失補填問題、決算の国会提出時期等について論議が交わされましたが、詳細は会議録に譲りたいと存じます。

従来、決算の議決方式は、第一に「決算の是認」、第二に「内閣に対する警告」からなっておりましたが、今回もまた「警告」につきまして各党の意見が一致せず、決算を是認するか否かの議決のみを行うこととなりました。

質疑を終わり討論に入りましたところ、日本社会党・護憲共同を代表して村田理事、公明党・国民会議を代表して猪熊理事、日本共産党を代表して諫山委員、連合参議院を代表して井上委員より、昭和六十三年度決算外二件及び平成元年度決算外二件は、いずれも是認することに反対の旨の意見が述べられ、また、自由民主党を代表して大浜理事より、昭和六十三年度決算外二件及び平成元年度決算外二件は、いずれも是認することに賛成の旨の意見

が述べられました。

討論を終わり、昭和六十三年年度決算、昭和六十三年年度国有財産関係二件、平成元年度決算、平成元年度国有財産関係二件を順次採決に付しましたところ、これら六件は、いずれも多数をもって是認すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

平成元年度一般会計歳入歳出決算、平成元年度特別会計歳入歳出決算、平成元年度国税収納金整理資金受払計算書、平成元年度政府関係機関決算書

平成元年度国有財産増減及び現在額総計算書

平成元年度国有財産無償貸付状況総計算書

委員長報告

前ページ参照

○議院運営委員会

・衆議院議員提出法律案（一件）

番号	6	件名	国会に置かれる機関の休日に関する法律の一部を改正する法律案	提出者 (月日)	議院運営委員 長 (四、三、二六)	予備送付 月日	四、 三、二六	本院へ 提出	四、 三、二六	参議院	委員会付託 四、 三、二六 (予)	委員会議決 四、 三、二七	本会議議決 四、 三、二七	衆議院	委員会付託	委員会議決	本院	委員会付託 四、 三、二六	委員会議決 四、 三、二六	本院議決 四、 三、二六	備考
----	---	----	-------------------------------	-------------	-------------------------	------------	------------	-----------	------------	-----	----------------------------	---------------------	---------------------	-----	-------	-------	----	---------------------	---------------------	--------------------	----

<p>国会に置かれる機関の休日に関する法律の一部を改正する法律案（衆第六号）</p> <p>要旨</p> <p>本法律案の主な内容は、次のとおりである。</p> <p>一、すべての土曜日は、国会に置かれる機関の休日とし、当該機関の職務は、原則として行わないものとする。</p> <p>二、本法は、一般職の職員の給与等に関する法律及び行政機関の休日に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（政令で定める日）から施行する。</p>	<p>委員長報告</p> <p>ただいま議題となりました国会に置かれる機関の休日に関する法律の一部を改正する法律案につきまして御報告いたします。</p> <p>本法律案は、完全週休二日制を実施するために、行政機関等と同様に、すべての土曜日を国会に置かれる機関の休日としようとするものであります。</p> <p>委員会に置きましたは、審査の結果、本法律案は全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。</p> <p>以上、御報告致します。</p>
--	---

○ 科学技術特別委員会
 ・ 内閣提出法律案（一件）

4 3	番 号	件 名	院議先	月 提 日 出	参 議 院	衆 議 院	備 考
		研究交流促進法の一部を改正 する法律案	衆	四、 三、 三	委員会付託 四、 三、 三 (予)	委員会議決 四、 四、 三三	
					本院議決 四、 四、 二四	委員会付託 四、 三、 三	
					委員会議決 四、 四、 二	委員会付託 四、 四、 三	
					本院議決 四、 四、 三		

研究交流促進法の一部を改正する法律案（閣法第四三号）

要旨

本法律案は、国と国以外の者との研究交流を一層促進するために必要な新たな措置について定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、研究公務員の任期を定めた採用

国の研究への外部からの人材登用を促進するため、研究公務員の採用について任期を定めることができる旨規定する。

二、国の委託に係る国際共同研究の成果に係る特許権等の取扱い
国の委託に係る国際共同研究の成果に係る特許権等について、諸外国との制度的調和を図り、国際共同研究への外国研究機関の参加を円滑にするため、その取扱いの特例措置を講ずる。

三、国有施設の使用

国有の試験研究施設を外部の者が廉価で使用できるための要件を緩和し、その利用の促進を図る。

委員長報告

ただいま議題となりました研究交流促進法の一部を改正する法律案につきまして、科学技術特別委員会における審査の経過及び

結果を御報告申し上げます。

本法律案は、科学技術に関する国の試験研究について国と国以外の者との間の交流を一層促進するため、研究公務員の任期を定めた採用、国の委託に係る国際共同研究の成果に係る特許権等の取扱い及び国有施設の使用について所要の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、異分野研究交流の必要性、科学技術分野における国際貢献の必要性、国際共同研究に係る特許権等の在り方及び研究環境改善の必要性等、広範にわたり熱心な質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して吉川委員から、反対する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は賛成多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、研究交流の一層の促進に当たっての八項目にわたる附帯決議案が提出され、賛成多数をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○環境特別委員会

・内閣提出法律案（三件）

（注）※は予算関係法律案

番号	件名	先議院	提出月日	参議院	衆議院	衆議院	衆議院	備考	
19※	公害防止事業団法の一部を改正する法律案	衆	四、 二、一二	四、 二、一二 （予）	四、 四、二三 可決	四、 四、二四 可決	四、 二、二二 可決	四、 三、一〇 可決 四、 三、一二 可決	
65	自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法案	〃	三、 一三	三、 二三 （予）	五、 二〇 可決	五、 二五 可決	三、 一九 環境 可決	四、 七 可決 四、 九 可決	
81	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律案	〃	三、 二七	三、 二七 （予）	五、 二七 可決	五、 二九 可決	三、 二七 環境 可決	四、 二二 可決 四、 二四 可決	

公害防止事業団法の一部を改正する法律案（閣法第一九号）

要旨

本法律案は、最近における環境行政の主要課題の変化に対応するため、公害防止事業団を環境事業団に改組するとともに、その業務の追加等を行い、時代の要請に応じた新たな業務の展開を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、公害防止事業団の目的の改正及び名称の変更

現行法では、公害防止事業団は公害の防止に必要な業務の実施を目的としているが、今回新たに、自然環境の保護及び整備に必要な業務並びに開発途上にある海外の地域における環境の保全に資する情報等を提供する業務を行うこととし、このため、目的について所要の改正を行い、併せてこれらの業務にふさわしい「環境事業団」へと名称を変更すること。

二、公害防止事業団の業務の改正

以下の業務を事業団の新規業務として追加すること。

1 産業廃棄物処理施設・一体緑地整備事業

産業廃棄物の最終処分場等を建設し、又はこれと併せてその周辺又は跡地に都市公園となるべき緑地を整備し、これらを譲渡する業務

2 国立・国定公園集団施設地区整備事業

国立・国定公園の利用の拠点となる集団施設地区において、自然公園の保護と健全な利用に資する公園施設を一体的に整備し、譲渡する業務

3 地下水汚染防止等事業に対する融資事業

地下水の汚染防止等の事業を行う者に対して融資する業務

4 開発途上地域の環境保全に資する情報等提供事業

事業団の業務に関する情報及び技術的知識であって開発途上地域の環境保全に資するものを整理し、提供する業務

三、その他

現行法では、主務大臣は環境庁長官、通商産業大臣及び建設大臣となっているが、新規業務の追加に伴い、その一部の業務について厚生大臣を主務大臣として追加する等の主務大臣の規定の整備その他名称変更に伴う所要の改正等を行うこと。

四、施行期日

この法律は、平成四年十月一日から施行すること。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、環境特別委員会における審査の経過及び結果をご報告申し上げます。

本法律案の主な内容は、最近における環境行政の主要課題の変化に対応するため、公害防止事業団の業務として、新たに

産業廃棄物処理施設・一体緑地整備事業、国立・国定公園集団施設地区整備事業、開発途上地域への環境情報提供事業等を追加することにより、時代の要請に応じた業務の展開を図ろうとするものであり、あわせてこれらの業務にふさわしい環境事業団へと名称を変更するものであります。

委員会におきましては、事業団の基本的性格とその果たすべき役割、産業廃棄物最終処分場等建設に際しての周辺地域への配慮、国立・国定公園集団施設地区内における施設整備と自然環境保全、開発途上地域への環境技術協力のあり方等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細につきましては会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終了し、採決をいたしましたところ、本法律案は全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。
以上御報告申し上げます。

自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法案（閣法第六五号）

要旨

本法案は、大都市地域の窒素酸化物による大気汚染の現状にかんがみ、その汚染の防止に関して、国、地方公共団体を通じた総

合的な対策の枠組を構築するとともに、一定の自動車について、窒素酸化物の排出量に係る規制を行うこと等により、二酸化窒素に係る環境基準の確保を図り、国民の健康を保護することを目的とするもので、その主な内容は次のとおりである。

一、自動車排出窒素酸化物による大気汚染の防止の責務

1 国は、自動車排出窒素酸化物による大気汚染の防止に関する基本的かつ総合的な施策を策定、実施する。地方公共団体は、地域の特性に応じて施策を実施する。

2 事業者は、自動車使用の合理化等による窒素酸化物の排出の抑制に努め、自動車の製造業者等は、その製造する自動車による窒素酸化物による汚染の防止に努める。

3 国民は、自動車等の使用に当たっては、窒素酸化物の排出の抑制に努める。

二、特定地域の指定

自動車の交通が集中している地域で、大気汚染防止法による従来の措置のみによっては二酸化窒素に係る環境基準の確保が困難であると認められる地域を、特定地域として指定する。

三、総量削減基本方針及び総量削減計画

国は、特定地域について自動車排出窒素酸化物の総量の削減に関する基本方針を策定し、特定地域の都道府県知事は、これに基づき、総量削減計画を策定する。

四、一定の自動車に対する特別の措置

- 1 内閣総理大臣は、特定地域内を使用の本拠とする一定の自動車について、特定自動車排出基準を定める。
- 2 使用過程車については、その自動車の車齢に応じて政令で猶予期間を定める。
- 3 運輸大臣は、道路運送車両法に基づく命令で、基準に適合しない自動車に対して自動車検査証を交付しない等の措置を定める。

五、自動車使用の合理化等の指導

- 1 製造業、運輸業等の事業を所管する大臣は、自動車使用の合理化等によって窒素酸化物の排出の抑制を図るための指針を定め、事業者に対して必要な指導助言をすることができ

- 2 環境庁長官は、必要があるときは、指針に関し意見を述べ、指導助言を要請することができる。

六、施行期日

公布後六月以内に施行する。ただし、四の措置は公布後一年六月以内に施行することとし、自動車の使用者等への周知を図った上で実施する。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、環境特別委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、大都市地域を中心とした窒素酸化物による大気汚染の現状にかんがみ、特定の地域について自動車から排出される窒素酸化物の総量の削減等に関する所要の措置を講ずることにより、二酸化窒素に係る環境基準の確保を図ろうとするものであって、その主な内容は次のとおりであります。

第一は、自動車排出窒素酸化物による大気汚染の防止に関する国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにすることであり

第二は、自動車交通の集中している地域で、従来の措置のみによつては環境基準の確保が困難と認められる地域を特定地域として指定することであり

第三は、国は特定地域について自動車排出窒素酸化物の総量の削減に関する基本方針を策定し、これに基づき都道府県知事は総量削減計画を策定することであり

第四は、特定地域内を使用の本拠とする一定の自動車について特定自動車排出基準を定め、窒素酸化物排出量のより少ない車種の使用の義務付けを行うことであり

なお、使用過程車については、適切な猶予期間を設けることと

しております。

第五は、事業所管大臣は、自動車使用の合理化等によって窒素酸化物の排出の抑制を図るための指針を定め、事業者に対し必要な指導、助言をすることができるとあります。

委員会におきましては、参考人からの意見聴取を行うとともに、本法律案による窒素酸化物の削減効果と環境基準の達成見通し、自動車排出ガス規制の目標達成見通し、地方自治体の施策への配慮、自動車用燃料の価格差問題、低公害車の普及方策等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によってご承知願います。

質疑を終了し、日本共産党より修正案が提出されました。採決の結果、修正案は賛成少数をもって否決され、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が全会一致をもって付されました。

以上、御報告申し上げます。

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律案（
閣法第八一号）

要旨

本法律案は、野生動植物が人類の生存基盤である生態系を構成する基本的な要素であるとともに、人間生活に様々な恵みをもたらすものであり、絶滅のおそれのある動植物の種の保存は、緊急の課題であることにかんがみ、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存を図る体系的な制度を整備しようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

一、絶滅のおそれのある野生動植物のうち、本邦に生息するものを国内希少野生動植物種、ワシントン条約等により国際的に保存することとされている種を国際希少野生動植物種としていずれも政令で指定する。国内希少野生動植物種、国際希少野生動植物種等を希少野生動植物種という。

種の保存に関する基本構想、種の選定、個体の取扱い、生息地の保護、保護増殖事業に関する基本事項、及びその他の重要事項を希少野生動植物種保存基本方針として閣議決定する。

二、希少野生動植物種の個体の捕獲、譲渡、輸出入、陳列等は、学術研究などやむを得ない場合等を除き、原則として禁止する。ただし、国内希少野生動植物種のうち商業的に繁殖させることができる種については、特定国内希少野生動植物種に指定して、その個体の譲渡等の事業を届出制とするともに、国際希少野生動植物種については、個体の登録制度を設ける。

三、国内希少野生動植物種の個体の重要な生息地を生息地等保護

区として指定し、工作物の設置、土地の形質変更等の改変行為を許可制または届出制とし、これを保護する。

四、国内希少野生動物植物種については、その個体を増やすための事業として、保護増殖事業計画を定めて、保護増殖事業を推進する。

五、野生動物植物の種の個体の生息状況等の定期的調査、希少野生動物植物種保存取締官、希少野生動物植物種保存推進員、罰則等に関し所要の規定を設ける。

六、この法律は平成五年四月一日から施行する。ただし、基本方針の策定及び種の指定に必要な規定は公布の日から施行する。

なお、この法律の制定に伴い、「絶滅のおそれのある野生動物種の譲渡の規制等に関する法律」及び「特殊鳥類の譲渡等の規制に関する法律」は、廃止する。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、環境特別委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、絶滅のおそれのある野生動物植物の種の保存を図る体系的な制度を整備しようとするものであって、その主な内容は次のとおりであります。

第一は、希少野生動物植物種の個体の捕獲、譲渡、輸出入、陳列

等は、原則として禁止する。

第二は、国内希少野生動物植物種の個体の重要な生息地を生息地等保護区として指定し、工作物の設置、土地の形質変更等の改変行為を許可制または届出制とし、これを保護する。

第三は、国内希少野生動物植物種については、その個体を増やすための事業として、保護増殖事業計画を定めて、保護増殖事業を推進するなどとしております。

なお、この法律の制定に伴い、絶滅のおそれのある野生動物植物の譲渡の規制等に関する法律及び特殊鳥類の譲渡等の規制に関する法律は廃止することといたしております。

委員会におきましては、ワシントン条約の趣旨に沿った国内規制の強化、生態系の保全と本法律のあり方、野生動物植物の現状把握と種の選定、生息地等保護区の選定手続き、本法律の運用に不可欠の国民参加の要請と環境庁の人員、予算措置、絶滅危惧種の存在と開発行為の規制方策などについて質疑が行われましたが、その詳細は会議録により御承知願います。

質疑を終わり、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し全会一致をもって附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。

○災害対策特別委員会

・衆議院議員提出法律案（一件）

3	番号	件名	提出者 (月日)	予備送付 月日	本院へ 提出	参議院	衆議院	備考
		豪雪地帯対策特別措置法の一部 を改正する法律案	災害対策特別 委員長 (四、三、一二)	四、 三、一二	四、 三、一二	委員会付託 四、 三、一二 (予)	委員会議決 四、 三、二五	委員会付託 委員会議決 四、 三、二七
						委員会付託 委員会議決 四、 三、二七	委員会付託 委員会議決 四、 三、二七	
						委員会付託 委員会議決 四、 三、一二	委員会付託 委員会議決 四、 三、一二	

豪雪地帯対策特別措置法の一部を改正する法律案（衆第三号）

要旨

本法律案は、豪雪地帯をめぐる諸情勢にかんがみ、地域の特性に応じた豪雪地帯対策を推進するため、道府県豪雪地帯対策基本計画（以下「道府県計画」という。）の制度を創設し、その実施の促進に關し所要の措置を講ずるとともに、特別豪雪地帯における基幹道路の整備の特例措置等を引き続き十年間講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、豪雪地帯に係る道府県の知事は、地域における創意工夫を生かしつつ、その活性化に資するよう道府県計画を定めることができるものとする。
- 二、国は、豪雪地帯対策基本計画及び道府県計画に基づく事業の実施に關し、必要な資金の確保等に努めるとともに、地方債に關して特別の配慮をするものとする。
- 三、克雪住宅の普及促進、積雪期における住民の健康増進及び交流のためのレクリエーション施設等の整備、農業水利施設の融雪のための利用の促進、豪雪地帯に適した産業の育成、利雪に關する試験研究体制の整備の促進等のため、国及び地方公共団体は適切な配慮をするものとする。

- 四、特別豪雪地帯における基幹道路の改築を道府県が代行することができる期間を平成十四年三月三十一日まで延長する。
- 五、特別豪雪地帯における公立の小学校及び中学校の施設等に對する国の負担割合を三分の二とする特例措置の適用期限を平成十三年度まで延長する。

委員長報告

ただいま議題となりました豪雪地帯対策特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、災害対策特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、豪雪地帯をめぐる諸情勢にかんがみ、地域における創意工夫を生かしつつ、豪雪地帯対策を推進することにより、その活性化に資するための道府県豪雪地帯対策基本計画の制度を創設し、その実施の促進に關し所要の措置を講ずるとともに、特別豪雪地帯における基幹道路の整備の特例並びに公立の小学校及び中学校の施設等に對する国の負担割合の特例の措置の適用期限を十年間延長しようとするものであります。

委員会における質疑の詳細は会議録によって御承知願います。質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○選挙制度に関する特別委員会

・内閣提出法律案（一件）

（注）※は予算関係法律案

17※	番号	件名		院議先	提出日	参議院			衆議院			備考
		国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案		衆	四、 二、一〇	委員会付託 四、 二、一〇 (予)	委員会議決 四、 三、一一	本会議議決 四、 三、二五	委員会付託 四、 二、一〇	委員会議決 四、 三、六	本会議議決 四、 三、一〇	

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第一七号）

要旨

本法律案は、国会議員の選挙等の執行について、国が負担する経費で地方公共団体に交付するものの現行基準を実情に即するよう改めようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一、最近における公務員給与の改定等に伴い、投票所経費、開票所経費等の積算単価である超過勤務手当及び投票管理者、開票管理者、立会人等の費用弁償その他の額を引き上げ、これらの経費に係る基準額を改定する。

二、最近における物価の変動等に伴い、選挙公報発行費、ポスタ―掲示場費等の積算単価である印刷費その他の額を引き上げ、これらの経費に係る基準額を改定する。

三、参議院比例代表選出議員選挙における候補者氏名等掲示の経費の額について、候補者数が三百五十人以上の場合において、所要の額の加算を行う。

四、この法律は、公布の日から施行する。

委員長報告

ただいま議題となりました国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、国会議員の選挙等の執行について、国が負担する経費で地方公共団体に交付するものの現行基準額を、最近における公務員給与の改定、賃金及び物価の変動等の事情を考慮し、実情に即するよう改めることを主な内容とするものであります。

委員会におきましては、政府より趣旨説明を聴取した後、選挙の執行経費基準の市と町村間の格差是正、積算単価についての実態を考慮した引き上げ、テレビ等を利用した選挙公営の推進等の問題について質疑を行いました。

質疑を終局し、採決を行いましたところ、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○沖縄及び北方問題に関する特別委員会
 ・内閣提出法律案（一件）

22※	番号	件名		衆議院	提出日	参議院			衆議院			備考	
		沖縄振興開発特別措置法及び沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部を改正する法律案			四、二、一四	四、二、一四 (予)	四、三、二六	四、三、二七	四、三、三	四、三、二二	四、三、二二	四、三、三	衆本会議題旨説明
		衆	議院			委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決		
							可決	可決		可決	可決		

(注) ※は予算関係法律案

沖縄振興開発特別措置法及び沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第二二二号）

要旨

本案は、最近の沖縄の社会経済情勢にかんがみ、引き続き沖縄の振興開発を図るため、沖縄振興開発特別措置法の有効期限を十年延長するとともに、現行の施策の充実を図り、新たに沖縄振興開発計画を策定し、これに基づく事業を推進することとするほか、沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特例措置のうち内国消費税及び関税に関する特例措置をそれぞれ五年延長する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は、以下のとおりである。

一、沖縄振興開発特別措置法の一部改正

- (一) 沖縄振興開発特別措置法の有効期限を平成十四年三月三十一日までとし、沖縄振興開発計画の期間を平成四年度を初年度として十箇年とする。
- (二) 現行の規定による国の負担又は補助の割合の特例の対象となる事業に公立養護学校の高等部の建物の整備を加えるほか、国営土地改良事業の直轄災害復旧事業に係る沖縄県の負担金の額の特例を設ける。
- (三) 工業開発地区及び自由貿易地域について、次の施策を講ず

る。

- 1 沖縄開発庁長官は、工業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業及び卸売業の開発を図るため必要とされる政令で定める要件を備えている地区を工業等開発地区として指定することができるものとする。
 - 2 工業等開発地区及び自由貿易地域における国税及び地方税に係る特別措置の対象事業に道路貨物運送業、倉庫業、こん包業及び卸売業を加える。
 - 3 国及び地方公共団体が工業等開発地区において整備の促進に努める施設に共同流通業務施設を加える。
 - 4 税関長は、一定の要件に該当する場合には、自由貿易地域における施設の設置又は運営の事業に係る沖縄開発庁長官の認定を受けた者に対し、当該認定に係る施設等のうち必要と認められる部分につき、総合保税地域の許可を行うものとする。
- (四) 沖縄の離島の地域について、次の施策を講ずるものとする。
- 1 国は、地方公共団体その他の者が離島の地域における高齢者の福祉の増進を図るための施設の整備をしようとするときは、適切な配慮をするものとする。
 - 2 地方公共団体が、離島の地域内において旅館業の用に供

する設備を新增設した者について、その事業に係る事業税、不動産取得税、固定資産税の課税免除又は不均一課税を行った場合においては、それらの措置による減収額について地方交付税により補てんするものとする。

(五) 国の負担又は補助の割合の特例に係る暫定措置を平成五年度までの措置とする。

二、沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部改正

(一) 内国消費税の特例

県産酒類に係る酒税の軽減、揮発油税及び地方道路税の軽減、指定施設において消費する輸入ウィスキー類に係る酒税の軽減に関する特別措置の適用期限を五年延長する。

(二) 関税等の特例

特定の製造用原料品に係る関税の軽減、発電用の特定の石油に係る関税の免除、特定の消費生活物資に係る関税の軽減、旅客携帯品に係る関税及び内国消費税の払戻しに関する特別措置の適用期限を五年延長する。

三、その他

本案の施行期日を定めるとともに、所要の経過措置等の規定を設ける。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

今年、沖繩が本土に復帰して二十周年に当たりますが、本法律案は、沖繩県の経済社会が依然として厳しい状況にあることにかんがみ、沖繩振興開発特別措置法の有効期限を十年延長するとともに、工業等開発地区及び総合保税地域の活用等により現行の施策の充実を図り、新たに平成四年度から十箇年にわたる沖繩振興開発計画を策定し、これに基づく事業を推進するほか、沖繩の復帰に伴う特別措置のうち、内国消費税及び関税に関する特別措置をそれぞれ五年延長しようとするものであります。

委員会におきましては、沖繩振興開発の現状と今後の方針、沖繩の厚生年金の格差、八重山のマラリア問題など戦後処理・復帰処理の問題、高率補助の継続の問題、米軍基地をめぐる問題、総理の沖繩訪問等について宮沢内閣総理大臣、伊江沖繩開発庁長官及び関係当局に対し、質疑が行われましたが、詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終え、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し各派共同提案による附帯決議案が提出され、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

した。
以上、御報告申し上げます。

○ 国際平和協力等に関する特別委員会

・ 内閣提出法律案（二件）

（衆）は提出時の先議院

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院			備考
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決	
121国会 5	国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律案	衆	三、九、一九	四、一、二四	四、六、五	四、六、九	四、六、九	四、六、一一	四、六、一五	第百二十一回国会衆本会議應旨説明 衆本会議應旨説明 第百二十一回国会衆本会議應旨説明 衆本会議應旨説明
121国会 6	国際緊急援助隊の派遣に関する法律の一部を改正する法律案	衆	九、一九	一、二四	六、五	六、九	六、九	六、一一	六、一五	第百二十一回国会衆本会議應旨説明 衆本会議應旨説明 第百二十一回国会衆本会議應旨説明 衆本会議應旨説明

・ 本院議員提出法律案（二件）

番号	件名	提出者 (月日)	予備送付月日	衆へ提出	参議院			衆議院			備考
					委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決	
3	国際平和協力業務及び国際緊急援助業務の実施等に関する法律案	野田 哲君 外三名 (四、四、二三)	四、二七		四、四、二七	未了					四、四、二七 衆本会議應旨説明

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律案（第百二十一回国会閣法第五号）

要旨

本法律案は、国際連合平和維持活動及び人道的な国際救援活動に対し適切かつ迅速な協力を行うため、国際平和協力業務の実施体制を整備するとともに、物資協力のための措置等を講じようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

一、国際連合平和維持活動とは、国連総会又は安全保障理事会の決議に基づき、国際の平和及び安全を維持するために国連の統括の下に行われる活動であつて、紛争当事者間の紛争停止についての合意、並びに、当該活動実施地域の属する国及び紛争当事者の当該活動実施についての同意の下、国連等によりいずれの紛争当事者にも偏ることなく実施されるものをいう。

二、人道的な国際救援活動とは、国連決議又は人道的活動に従事する国際機関の要請に基づき、紛争による被災民の救援、被害復旧のための人道的精神に基づく活動であつて、当該活動実施地域の属する国の当該活動実施についての同意、並びに、紛争地域の場合、紛争当事者の紛争停止についての合意の下、国連等の国際機関、国連加盟国等により実施されるものをいう。

三、国際平和協力業務とは、イ 紛争停止の監視、軍隊の再配

置・撤退・武装解除の監視、ロ 緩衝地帯等での駐留・巡回、ハ 武器の搬入・搬出の検査・確認、ニ 放棄された武器の収集・保管・処分、ホ 停戦線等の設定援助、ヘ 捕虜交換の援助、ト 選挙監視、チ 警察行政事務の助言・指導・監視、リ 一般行政事務の助言・指導、ヌ 医療・防疫、ル 被災民の捜索・救出、帰還の援助、ロ 被災民に対する食糧等生活関連物資の配布、ワ 被災民の収容施設等の設置、カ 紛争による施設被害等の復旧・整備、コ 紛争による自然環境の汚染等の復旧、ク 輸送、保管、通信、建設、機械器具の据付け・検査・修理、レ 以上の業務に類するものとして政令で定めるもので、海外で行われるものをいう。そのうち、国連平和維持活動のための業務はイからレまで、人道的な国際救援活動のための業務はヌからレまでとされる。

四、物資協力とは、国連平和維持活動及び人道的な国際救援活動を行つている国連等に対し、その活動に必要な物品を無償又は時価より廉価で譲渡することをいう。

五、政府は、国際平和協力業務の実施、物資協力、これらについての国以外の者の協力等を適切に組み合わせ、国連平和維持活動及び人道的な国際救援活動に効果的に協力する。国際平和協力業務の実施等は、武力による威嚇又は武力の行使に当たらないものであってはならない。内閣総理大臣は、国際平和協力業務の

実施等に当たり、内閣を代表して行政各部を指揮監督する。

六、総理府に内閣総理大臣を本部長とする国際平和協力本部を設置し、同本部は、国際平和協力業務実施計画案の作成、同実施要領の作成・変更等の事務をつかさどる。同本部に、実施計画ごとに期間を定め国際平和協力隊を設置するとともに、本部の事務を処理する事務局を置く。

七、内閣総理大臣は、国際平和協力業務の実施を適当と認める場合、国連平和維持活動については、紛争当事者及び当該活動実施地域の属する国の同意が、また、人道的な国際救援活動については、当該活動実施地域の属する国の同意があるときは、国際平和協力業務の実施、並びに、同業務の実施に関する基本方針、種類及び内容、派遣先国及び実施期間、国際平和協力隊の規模及び装備等を定める実施計画の案につき閣議の決定を求めなければならぬ。なお、実施計画の変更についても同様に閣議の決定を要する。国連平和維持活動のために実施する国際平和協力業務に係る装備は、国連事務総長が必要と認める限度で定めるものとする。

八、内閣総理大臣は、実施計画の決定又は変更があったとき、国際平和協力業務が終了したとき、同業務の実施期間に係る変更があったとき、遅滞なく、国会に報告しなければならない。

九、国際平和協力本部長は、実施計画に従い、当該国際平和協力

業務の実施方法等についての具体的内容等を定める実施要領を作成し、必要に応じ変更する。実施要領の作成及び変更は、国連平和維持活動として実施される国際平和協力業務に関して、業務の中断に関する事項に関し同本部長が必要と認める場合を除き、国連事務総長等の指図に適合するように行う。

十、国際平和協力隊は、実施計画及び実施要領に従い、国際平和協力業務を行う。

十一、海上保安庁長官は、国際平和協力本部長から要請があった場合、海上保安庁の船舶又は航空機を用いて、医療・防疫、被災民の捜索・救出、帰還の援助等、三のトからタまでの及びこれらに類するものとしてレの政令で定める国際平和協力業務を行わせることができる。

十二、防衛庁長官は、国際平和協力本部長から要請があった場合、自衛隊の部隊等に、紛争停止の監視、緩衝地帯等での駐留・巡回等、三のイからへまで及びヌからタまでの並びにこれらに類するものとしてレの政令で定める国際平和協力業務を行わせることができる。

十三、国際平和協力本部長は、国際平和協力隊員の任免を行い、選挙監視、行政事務の助言・指導等、三のトからタまでの及びこれらに類するものとしてレの政令で定める国際平和協力業務に従事させるため、志望者のうちから、選考により任期を定

め隊員を採用することができる。

十四、国際平和協力本部長は、関係行政機関の長に対し、必要な技術、能力等を有する一定の職員を国際平和協力隊に派遣するよう要請することができる。ただし、紛争停止の監視、緩衝地帯等での駐留・巡回等、三のイからへまでの及びこれらに類するものとしてレの政令で定める国際平和協力業務については、自衛隊員以外の者の派遣を要請することはできない。

十五、国際平和協力隊に派遣された自衛隊員以外の職員は、従前の官職を保有したまま国際平和協力隊員に任用され、派遣された自衛隊員は、協力隊員及び自衛隊員の身分を併せ有する。

十六、国際平和協力隊員は、国際平和協力業務の適切かつ効果的な実施のための研修を受けなければならない。国際平和協力業務に従事する者には、当該業務が行われる派遣先国の勤務環境及び当該業務の特質にかんがみ、国際平和協力手当を支給することができる。

十七、国際平和協力業務に従事する者の総数は、二千人を超えないものとし、国際平和協力隊の隊員の定員は、国際平和協力業務の実施に必要な定員で個々の協力隊ごとに政令で定める。

十八、海上保安庁長官又は防衛庁長官は、国際平和協力本部長から委託があった場合、実施計画に基づき、船舶又は航空機による被災民又は物品の輸送を実施することができる。

十九、国際平和協力本部は、国際平和協力隊員の安全保持のために必要な政令で定める種類の小型武器を保有することができる。国際平和協力本部長は、現地の治安状況等を勘案して特に必要と認める場合、派遣先国に滞在する間、当該協力隊員に小型武器を貸与することができる。

二十、小型武器を貸与された国際平和協力隊員、国際平和協力業務に従事する海上保安庁の船舶又は航空機の乗組員たる海上保安官等は、自己又は自己と共に現場に所在する他の協力隊員等の生命又は身体を防衛するためやむを得ない必要があると認められる相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で小型武器を使用することができる。また、国際平和協力業務に従事する自衛隊の部隊等に所属する自衛官は、同様に、実施計画に定める装備である武器を使用することができる。小型武器又は武器の使用に際しては、正当防衛又は緊急避難に該当する場合を除いて、人に危害を与えてはならない。

二十一、政府は、国連平和維持活動又は人道的な国際救援活動に協力するため適当と認めるときは、物資協力を行うことができる。

二十二、国際平和協力本部長は、国際平和協力業務の十分な実施又は物資協力に関し必要があると認めるとき、物品の譲渡等又

は役務の提供につき国以外の者に協力を求めることができる。

なお、本法律案については、衆議院において、紛争停止の監視等、三のイからへまでの及びこれらに類するものとしてレの政令で定める国際平和協力業務に自衛隊の部隊等が従事する場合、実施計画の決定の日から二年を超えて引き続きこれを行おうとするときは、内閣総理大臣は、国会の承認を求めなければならぬこと、政府は、国会が不承認の議決を行ったときは、遅滞なく当該業務を終了させなければならないこと、国会の承認を得て当該業務を継続した後、更に二年を超えて引き続き行おうとする場合も同様とすること等の修正が行われている。

修正要旨

一、自衛隊の部隊等が行う紛争停止の監視、緩衝地帯等での駐留・巡回等、一定の国際平和協力業務については、内閣総理大臣は、自衛隊の部隊等の海外への派遣の開始前に、我が国として国連平和維持隊に参加するに際しての基本的な五つの原則及び本法律の目的に照らし、当該国際平和協力業務を実施することにつき国会の承認を得なければならないこと。

二、国会が承認を求められた場合には、先議の議院にあっては内閣総理大臣が国会の承認を求めた後国会休会中の期間を除いて七日以内に、後議の議院にあっては先議の議院から議案の送付

があった後国会休会中の期間を除いて七日以内に、それぞれ議決するよう努めなければならないこと。

三、国会閉会中又は衆議院解散の場合には、当該国際平和協力業務に従事する自衛隊の部隊等の海外への派遣の開始後最初に召集される国会において、遅滞なく、その承認を求めなければならないこと。この場合、不承認の議決があったときは、政府は、遅滞なく、当該国際平和協力業務を終了させなければならないこと。

四、自衛隊の部隊等が行う紛争停止の監視、緩衝地帯等での駐留・巡回等、一定の国際平和協力業務については、別に法律で定める日までの間は、これを実施しないこと。

五、政府は、本法律の施行後三年を経過した場合において、本法律の実施状況に照らして、本法律の実施の在り方について見直しを行うものとする。

委員長報告

ただいま議題となりました両法律案につきまして、国際平和協力等に関する特別委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律案は、国際連合平和維持活動及び人道的な国際救援活動に対し適切かつ

迅速な協力をを行うため、国際平和協力業務の実施体制を整備するとともに、物資協力の措置等を講じようとするものであります。

その主な内容は、国際平和協力業務の実施は、紛争当事者の停戦の合意、実施についての当事国等の同意、いずれの紛争当事者にも偏らないことを前提とすること、これらの前提が満たされなくなつた場合には、我が国は、業務を中断しまたは派遣を終了すること、国際平和協力業務の実施等は武力による威嚇または武力の行使に当たるものであつてはならないこと、総理府に内閣総理大臣を本部長とする国際平和協力本部を設置し、同本部に国際平和協力隊を置くことができること、国際平和協力業務の実施計画及び実施要領の策定手続等について定めるとともに、実施計画の決定、変更等があつたときは遅滞なく国会に報告すべきこと、国際平和協力業務は、国際平和協力隊により行われるとともに、海上保安庁の船舶または航空機を用いて、または自衛隊の部隊等により実施され得ること、国際平和協力業務に従事する者の総数は二千人を超えないものとする事、協力隊員に貸与される小型武器等の使用は、隊員の生命または身体を防衛するため必要最小限のものに限られること等であります。

なお、衆議院におきまして、自衛隊の部隊等が行う一定の国際平和協力業務については、実施計画の決定の日から二年を超えて引き続き行おうとする場合、国会の承認を求めなければならぬ

こと等の修正が行われております。

次に国際緊急援助隊の派遣に関する法律の一部を改正する法律案は、国際緊急援助体制の一層の充実を図るため、自衛隊の部隊等に国際緊急援助活動を行わせることができるようにするものであります。

委員会におきましては、両法律案を野田哲君外三名發議に係る国際平和協力業務及び国際緊急援助業務の実施等に関する法律案と一括して審査し、宮澤内閣総理大臣ほか関係大臣、發議者等に対し質疑を行うとともに、国連カンボジア暫定機構事務総長特別代表白石参考人からの意見聴取、カンボジア問題に関する集中審議公聴会及び委員派遣による地方公聴会の開催、岡野理事外二名提出に係る自由民主党、公明党・国民会議及び民社党・スポーツ・国民連合の共同修正案並びに磯村委員提出に係る連合参議院の修正案に対する質疑を行うなど、熱心な審査が百五時間を超えて行われました。

質疑は、我が国の国際貢献のあり方、自衛隊の海外派遣と憲法及び本院決議との整合性、武器の使用と武力の行使の相違、派遣部隊に対する国連のコマンドと指揮権との関係、自衛隊派遣についての国会承認の必要性、アジア諸国民の懸念、国連カンボジア暫定機構に対する協力のあり方、人道的な国際救援活動の態様、国際緊急援助隊への自衛隊参加の可否等の諸問題について広範多

岐にわたり行われましたがその詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

なお、磯村委員提出に係る国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律案に対する修正案は予算を伴うものでありますので内閣の意見を聴取いたしましたところ、反対である旨の意見が述べられました。

質疑終局の動議の可決により、質疑を終了し、採決に入り、まず、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律案について諮りましたところ、磯村委員提出の修正案は賛成少数をもって否決され、岡野理事外二名提出の修正案並びに修正部分を除く原案はいずれも多数をもって可決され、本法律案は、修正議決すべきものと決定いたしました。

委員会修正の要旨は、自衛隊の部隊等が行う一定の国際平和協力業務については国会の承認を得なければならないこと、これらの業務については別に法律で定める日まで実施しないこと、政府は本法施行後三年を経過した場合、その実施の在り方を見直すこと等であります。

次に国際緊急援助隊の派遣に関する法律の一部を改正する法律案について諮りましたところ、磯村委員提出の修正案は賛成少数をもって否決され、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。

国際緊急援助隊の派遣に関する法律の一部を改正する法律案
(第二百一十一回国会閣法第六号)

要旨

本法律案は、自衛隊の部隊等に国際緊急援助活動を行わせることができるようにすることなどにより、国際緊急援助体制の一層の充実を図ろうとするものである。その主な内容は次のとおりである。

一、外務大臣は、国際緊急援助隊の派遣について別表に掲げる関係行政機関（現行警察庁等十六省庁）の長及び国家公安委員会と協議を行うこととされているが、自衛隊員の国際緊急援助隊への参加ができるようになるため、関係行政機関に防衛庁を加える。

二、外務大臣は、国際緊急援助隊の派遣につき関係行政機関等の長と協議を行った場合において、特に必要があると認めるときは、自衛隊の部隊等による①国際緊急援助活動又は②国際緊急援助活動を行う人員若しくは機材等の海外の地域への輸送（輸送活動）につき協力を求めるために防衛庁長官と協議する。

三、海上保安庁の船舶又は航空機を用いる輸送活動についても、

海上保安庁長官との間で二と同様の協議を行う。
四、防衛庁長官は、外務大臣よりの協議に基づき、自衛隊の部隊等に①国際緊急援助活動又は②輸送活動を行わせることができる。

委員長報告

二一七ページ参照

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院			備考
8 3	特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律案	衆	四、 六、一六	委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決	
8 4	廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案	々	六、一六							(厚生) 継続審査 (商工) 継続審査

本院議員提出法律案(一件)

番号	件名	提出者(月日)	予備送付月日	衆議院	参議院	衆議院	参議院	備考
5	各種給付に係る児童の年齢要件に関する法律案	竹村泰子君 外三名 (四、六、一)	四、 六、一五	衆へ 提出	委員会付託 委員会議決 本会議議決	委員会付託 委員会議決 本会議議決	委員会付託 委員会議決 本会議議決	
				未了				

衆議院議員提出法律案（二件）

番号	件名	提出者 (月日)	予備送 付月日	本院へ 提出	参議院			衆議院			備考
					委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決	
4	外国人登録法の一部を改正する法律案	永井孝信君 外 六名 西、二、六	四、 三、二七					四、 三、二七			四、四、一七 撤回 (委員会許可)
7	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案	竹村幸雄君 外 十名 (三、二六)	五、二八					五、二八	商工	継続審査	

4 本会議決議

7	6	5	4	3	2	1	号 番
自治大臣塩川正十郎君問責決議案	運輸大臣奥田敬和君問責決議案	防衛庁長官宮下創平君問責決議案	内閣官房長官加藤紘一君問責決議案	外務大臣渡辺美智雄君問責決議案	内閣総理大臣宮澤喜一君問責決議案	議院運営委員長井上孝君解任決議案	件 名
外 上野雄文君 一 名	外 櫻井規順君 一 名	外 谷畑孝君 一 名	外 青木新次君 一 名	外 村沢牧君 一 名	外 浜本万三君 一 名	外 梶原敬義君 一 名	提 出 者
六、 五	六、 五	六、 五	六、 五	六、 五	六、 五	四、 六、 五	提 出 月 日
未	未	未		未			委 員 会 付 託
							委 員 会 議 決
了	了	了		了		四、 六、 六 否 決	本 会 議 決 議 決
議運委で委員会審査省略 要求否決 六、七			撤 六、 回 七	議運委で委員会審査省略 求否決 六、 七	四、 六、 回 五		備 考

14	13	12	11	10	9	8	号 番
内閣官房長官加藤紘一君問責決議案	防衛庁長官宮下創平君問責決議案	外務大臣渡辺美智雄君問責決議案	内閣総理大臣宮澤喜一君問責決議案	国際平和協力等に関する特別委員長下条進一郎君問責決議案	議院運営委員長井上孝君解任決議案	国際平和協力等に関する特別委員長下条進一郎君問責決議案	件 名
外 近藤忠孝君 一 名	外 吉岡吉典君 一 名	外 山中郁子君 一 名	外 上田耕一郎君 一 名	外 吉川春子君 一 名	外 諫山博君 一 名	外 佐藤三吾君 一 名	提 出 者
六、 五	六、 五	六、 五	六、 五	六、 五	六、 五	四、 六、 五	提 出 月 日
未	未	未	未	未	未		委 員 会 付 託
							委 員 会 議 決
							本 会 議 決
<p style="text-align: center;">購運委で委員会審査省略 要求否決</p> <p style="text-align: right;">六、七</p>						四、 六、 七 撤 回	備 考

20	19	18	17	16	15	号 番
議長不信任決議案	内閣官房長官加藤紘一君問責決議案	国際平和協力等に関する特別委員長下条進一郎君問責決議案	内閣総理大臣宮澤喜一君問責決議案	運輸大臣奥田敬和君問責決議案	自治大臣・国家公安委員長塩川正十郎君問責決議案	件 名
外 橋本敦君 一 名	外 青木薪次君 一 名	外 佐藤三吾君 一 名	外 久保亘君 一 名	外 小笠原貞子君 一 名	外 神谷信之助君 一 名	提 出 者
六、 七	六、 七	六、 七	六、 五	六、 五	四、 六、 五	提 出 月 日
	未			未	未	委員会付託
						委員会議決
否 六、 七 決	了	否 六、 八 決	否 四、 六、 七 決	了	了	本会議議決
	議運委で委員会審査省略 要求否決 六、 七			議運委で委員会審査省略 要求否決 四、 六、 七		備 考

2 本会議において採択された請願件名一覧

○内閣委員会

六六件

元日赤及び元陸海軍従軍看護婦慰労給付金未受給者に対する処遇に関する請願（第四六七号外二一件）

旧満洲航空株式会社職員を恩給法令に外国特殊機関職員として追加規定することに関する請願（第七六八号外五件）

シベリア抑留者の恩給加算改定に関する請願（第一六九一号外二二件）

傷病恩給等の改善に関する請願（第一七二九号外四件）

○地方行政委員会

一件

地方財政の充実強化に関する請願（第一〇四五号）
（意見書付）

○法務委員会

六九件

法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員に

関する請願（第一三九六号外六八件）

○文教委員会

八件

義務教育費国庫負担堅持に関する請願（第一九号）
義務教育教科書の無償措置の継続に関する請願（第二七号）

青少年健全育成のためのコミック雑誌等有害図書に対する法規制化に関する請願（第三七号）

青少年向けポルノコミック排除の法制化に関する請願（第五三号）

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する請願（第七〇号）

有害図書等の規制強化に関する請願（第三五九九号）
有害図書の法的規制に関する請願（第三七三五号）

青少年の健全な育成を阻害するおそれのある有害図書の追放に関する請願（第三八二六号）

○厚生委員会

三三六件

保育所制度の充実に関する請願（第二三三号外七件）
輸入食品に対する検査・監視体制の充実強化に関する請願（第二五号）

重度心身障害者とその両親又はその介護者及び寝たきり老人とその介護者の家族が同居可能な社会福祉施設の設置に関する請願（第六一号外九四件）

保育の充実に関する請願（第四五二号外二四件）
カイロプラクティックなど医療類似行為の取扱いに関する請願（第六五七号外一九件）

国立腎（じん）センター設立に関する請願（第七二八号外八件）

腎（じん）疾患総合対策の早期確立に関する請願
（第八四四号外六三件）

国民健康カードシステムの開発・普及事業に関する請願（第一四〇五号）

重度心身障害者・寝たきり老人とその介護者が同居可能な社会福祉施設の設置に関する請願（第二〇六一号外二件）

身体障害者への携帯電話等の貸与に関する請願（第

二二二八号外三二件）

在宅障害者の介護体制確立に関する請願（第二二三四号外三二件）

小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願（第三〇二四号外四二件）

無年金障害者の救済措置の早期実現に関する請願
（第三一四二号）

○農林水産委員会

一一件

米の市場開放阻止に関する請願（第三九号）

米市場開放阻止に関する請願（第四八号外一件）

米市場開放阻止等に関する請願（第一四三号）

米の市場開放反対に関する請願（第一〇四四号）

林業労働力確保対策の推進に関する請願（第二〇六二号外二件）

米の市場開放絶対阻止に関する請願（第二〇六三号外二件）

米の市場開放絶対阻止に関する請願（第二〇六三号外二件）

○商工委員会

一件

中小企業の人材・後継者確保策の抜本強化に関する

請願（第一四〇七号）

○労働委員会

三四件

障害者の雇用率引上げ、雇用完全実施、職域拡大及び指導の強化に関する請願（第二二三二号外三一件）
パートタイム労働者の労働条件の改善に関する請願（第三〇三一号）

介護休業制度の導入促進に関する請願（第三〇三二号）

○建設委員会

四四件

有料道路通行料金身体障害者割引制度の内部障害者等への適用拡大に関する請願（第八四八号外二一件）
建設省職員の増員に関する請願（第二九七八号外三件）

建設省の定員の大幅増員に関する請願（第三三三三〇号外一七件）

○環境特別委員会

三件

地球環境の保全に関する請願（第二〇六五号外二件）

○沖縄及び北方問題に関する特別委員会

二件

北方領土問題の解決促進に関する請願（第一七九号）
北方領土返還促進に関する請願（第一四〇四号）

五、委員会別国政調査概要

○内閣委員会

平成四年

二月二十七日 木曜日

今期国会における本委員会関係の内閣提出予定法律案に関する件、総理府関係の施策に関する件及び平成四年度内閣、総理府関係予算に関する件について加藤内閣官房長官から、総務庁の基本方針に関する件及び平成四年度総務庁関係予算に関する件について岩崎総務庁長官から、防衛庁の基本方針に関する件について宮下防衛庁長官から、平成四年度防衛庁関係予算に関する件及び平成四年度皇室費に関する件について政府委員からそれぞれ説明を聞いた。

防衛本庁の移転問題に関する件、自衛隊と国連平和維持活動問題に関する件、官庁出版物等の納本促進に関する件、東西冷戦後の我が国防衛政策に関する件、公益法人設立の在り方に関する件等について宮下防衛庁長官、岩崎総務庁長官、加藤内閣官房長官、政府委員、外務省、国立公文書館、国立国会図書館及び文部省当局に対し質疑を行った。

五月 十四日 木曜日

○地方行政委員会

平成四年

二月二十七日 木曜日

地方行財政、消防行政、警察行政等の基本施策に関する件について塩川国務大臣から所信を聴いた。

平成四年度自治省関係予算及び警察庁関係予算に関する件について政府委員から説明を聴いた。

た。

四月 十七日 金曜日
地方行財政、消防行政、警察行政等の基本施策に関する件について塩川国務大臣、政府委員、厚生省、運輸省、防衛庁、海上保安庁、労働省及び人事院当局に対し質疑を行った。

五月 十九日 火曜日
平成四年度の地方財政計画に関する件について塩川自治大臣から概要説明を聴いた後、政府委員から補足説明を聴いた。

五月二十八日 木曜日
地方行財政の拡充強化に関する決議を行った。

○法務委員会

平成四年

二月二十七日 木曜日

法務行政の基本方針について田原法務大臣から所信を聴いた。
平成四年度法務省及び裁判所関係予算について政府委員及び最高裁判所当局から説明を聴いた。

三月 十二日 木曜日

法務行政の基本方針について田原法務大臣、政府委員、最高裁判所、大蔵省、運輸省、農林水産省及び警察庁当局に対し質疑を行った。

○外務委員会

平成四年

二月二十七日 木曜日

日中関係に関する件、北方領土問題に関する件、カンボジア和平問題に関する件、ドミニカ移住問題に関する件、地球環境問題に関する件、国連平和維持活動（PKO）問題に関する件、朝鮮併合問題に関する件、旧ソ連の兵器管理問題に関する件等について渡辺外務大臣、政府委員、環境庁及び大蔵省当局に対し質疑を行った。

五月 十二日 火曜日

ドミニカ移住問題に関する件、国連通常兵器移転登録制度に関する件、北方領土問題に関する件、国連平和維持活動（PKO）問題に関する件、在比米軍撤退と日米安保体制に関する件、アフガニスタン及びユーゴスラビア情勢に関する件、国連環境開発会議に関する件等について渡辺外務大臣、政府委員及び防衛施設庁当局に対し質疑を行った。

○大蔵委員会

平成四年

二月 十三日 木曜日

財政及び金融等の基本施策に関する件について羽田大蔵大臣から所信を聴いた。

二月二十五日 火曜日

財政及び金融等の基本施策に関する件について羽田大蔵大臣、政府委員、経済企画庁及び郵政省当局に対し質疑を行った。

○文教委員会

平成四年

二月二十五日 火曜日

文教行政の基本施策に関する件について鳩山文部大臣から所信を聴いた。
平成四年度文部省関係予算に関する件について政府委員から説明を聴いた。

三月 十日 火曜日

文教行政の基本施策に関する件について鳩山文部大臣、政府委員、外務省及び厚生省当局に対し質疑を行った。

六月 四日 木曜日

学校週五日制に関する件について参考人共立女子大学長幸田三郎君及びお茶の水女子大学教授森隆夫君から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

六月 十八日 木曜日

学校週五日制に関する件、平成五年度文教予算編成に関する件、教職員定数の改善に関する件、学校における災害共済給付に関する件、児童の権利条約の名称に関する件、教育の理念に関する件、大学における東洋医学教育に関する件、映画の著作権に関する件、大学におけるガラス技術者の役割と養成に関する件、大学入試の在り方に関する件等について鳩山文部大臣、政府委員、厚生省及び外務省当局に対し質疑を行った。

○厚生委員会

平成四年

二月二十七日 木曜日

派遣委員から報告を聴いた。

○農林水産委員会

三月二十六日 木曜日

厚生行政の基本施策に関する件について山下厚生大臣から所信を聴いた。
平成四年度厚生省関係予算に関する件について政府委員から説明を聴いた。
厚生行政の基本施策に関する件について山下厚生大臣、政府委員、文部省、郵政省、運輸省、建設省、法務省及び労働省当局に対し質疑を行った。

平成四年

二月二十八日 金曜日

平成四年度の農林水産行政の基本施策に関する件について田名部農林水産大臣から所信を聴いた後、同大臣及び政府委員に対し質疑を行った。

三月十二日 木曜日

平成四年度の農林水産行政の基本施策に関する件について田名部農林水産大臣、政府委員、警察庁、法務省、国税庁、環境庁当局及び参考人日本中央競馬会理事長渡邊五郎君に対し質疑を行った。

三月二十六日 木曜日

畜産物等の価格安定等に関する件について政府委員、農林水産省及び厚生省当局に対し質疑を行った。

畜産物価格及び繭糸価格に関する決議を行った。

六月十八日 木曜日

平成四年産米の生産者米価に関する件について政府委員から説明を聴いた後、田名部農林水産

大臣、政府委員及び農林水産省当局に対し質疑を行った。

○商工委員会

平成四年

二月二十七日 木曜日

通商産業行政の基本施策に関する件について渡部通商産業大臣から所信を聴いた。
経済計画等の基本施策に関する件について野田経済企画厅长官から所信を聴いた。
平成三年における公正取引委員会の業務の概略に関する件について梅澤公正取引委員会委員長から説明を聴いた。

三月十二日 木曜日

通商産業行政の基本施策に関する件及び経済計画等の基本施策に関する件等について渡部通商産業大臣、梅澤公正取引委員会委員長、政府委員及び労働省当局に対し質疑を行った。

○運輸委員会

平成四年

二月二十七日 木曜日

三月二十七日 金曜日

運輸行政の基本施策に関する件について奥田運輸大臣から所信を聴いた。
平成四年度運輸省関係予算に関する件について政府委員から説明を聴いた。

運輸行政の基本施策に関する件について奥田運輸大臣、政府委員及び警察庁当局に対し質疑を行った。

四月 十六日 木曜日

局地的集中豪雨の観測予報体制に関する件、運輸省の許認可のあり方に関する件、通学定期乗車券の購入手続きの簡素化に関する件、第三セクター―鉄道の経営改善策に関する件、JR北海道の安全対策に関する件、JRのエスカレーター・エレベーター整備に関する件、プルトニウム輸送の護衛問題に関する件等について奥田運輸大臣、政府委員、建設省、消防庁及び自治省当局に対し質疑を行った。

○通信委員会

平成四年

二月 二十七日 木曜日

三月 十日 火曜日

郵政行政の基本施策に関する件について渡辺郵政大臣から所信を聴いた。

郵政行政の基本施策に関する件について渡辺郵政大臣、政府委員、郵政省当局、参考人日本放送協会理事中村和夫君、同協会理事堀井良殷君、日本電信電話株式会社取締役移動体通信事業本部副本部長佐田啓助君、同社取締役電話サービス推進本部公衆電話営業部長廣瀬恵君、同社電話サービス推進本部情報案内営業部長福元俊久君及び同社取締役電話サービス推進本部電話サービス部長井関雅夫君に対し質疑を行った。

○労働委員会

平成四年

二月二十七日 木曜日

労働行政の基本施策に関する件について近藤労働大臣から所信を聴いた。

平成四年度労働省関係予算に関する件について政府委員から説明を聴いた。
派遣委員から派遣報告を聴いた。

三月 五日 木曜日

労働行政の基本施策に関する件について近藤労働大臣、政府委員及び大蔵省当局に対し質疑を行った。

○建設委員会

平成四年

二月二十七日 木曜日

建設行政、国土行政及び北海道総合開発の基本施策に関する件について山崎建設大臣、東家国土庁長官及び伊江北海道開発庁長官から所信を聴いた。

三月二十七日 金曜日

平成四年地価公示に関する件、緊急経済対策に関する件、土地・住宅対策に関する件、高速道路料金に関する件、下水道整備に関する件、北方領土に関する件、日米建設協議に関する件、建設業の労働力対策に関する件、建設事業の事故防止対策に関する件、河川管理に関する件等について山崎建設大臣、東家国土庁長官、伊江北海道開発庁長官、政府委員、経済企画庁、大蔵省、外務省、資源エネルギー庁当局及び参考人日本下水道事業団理事長台健君に対し質疑を行った。

○科学技術特別委員会

平成四年

二月二十六日 水曜日

科学技術振興のための基本施策に関する件について谷川科学技術庁長官から所信を聴いた。

平成四年度科学技術庁関係予算に関する件について政府委員から説明を聴いた。

三月 六日 金曜日

派遣委員から報告を聴いた。

科学技術振興のための基本施策に関する件について谷川科学技術庁長官、政府委員、環境庁、通商産業省、防衛庁、外務省及び労働省当局に対し質疑を行った。

○環境特別委員会

平成四年

三月 四日 水曜日

公害対策及び環境保全の基本施策について中村環境庁長官から所信を聴いた。

平成四年度環境庁関係予算について政府委員から説明を聴いた。

平成四年度各省庁の環境保全関係予算について政府委員から説明を聴いた。

四月 十五日 水曜日

公害等調整委員会の事務概要等について政府委員から説明を聴いた。

公害対策及び環境保全の基本施策に関する件について中村環境庁長官、政府委員、建設省、環境庁、大蔵省、通商産業省及び外務省当局に対し質疑を行った。

六月 十八日 木曜日

環境と開発に関する国連会議に関する件について中村環境庁長官から報告を聴いた。

○災害対策特別委員会

平成四年

二月二十五日 火曜日

災害対策の基本施策に関する件について東家国土庁長官から所信を聴いた。
平成四年度防災関係予算に関する件について政府委員から説明を聴いた。

三月 六日 金曜日

国土庁長官の災害対策についての基本姿勢に関する件、気象観測体制に関する件、雲仙・普賢岳の噴火災害対策に関する件、南関東地域の震災対策に関する件、洋上救助活動に関する件、国際防災の十年に関する件等について東家国土庁長官、政府委員、防衛庁、気象庁、建設省、厚生省、労働省、文部省、消防庁、海上保安庁、運輸省、郵政省及び林野庁当局に対し質疑を行った。

六月 十七日 水曜日

(雲仙・普賢岳火山災害対策小委員会)

雲仙・普賢岳火山災害対策に関する件について政府委員及び気象庁当局から説明を聴いた後、質疑を行った。

○沖縄及び北方問題に関する特別委員会

平成四年

三月 四日 水曜日

平成四年度沖縄及び北方問題に関しての施策について渡辺外務大臣、岩崎総務庁長官及び伊江沖繩開発庁長官から所信を聴いた。

○土地問題等に関する特別委員会

平成四年

二月二十六日 水曜日

土地対策の基本方針及び当面の諸施策に関する件について東家国務大臣から所信を聴いた。

○国会等の移転に関する特別委員会

平成四年

三月 四日 水曜日

首都機能移転問題に関する懇談会中間とりまとめに関する件について参考人帝京技術科学大学学長八十島義之助君から意見を聴いた後、同参考人に対し質疑を行った。

○外交・総合安全保障に関する調査会

平成四年

二月 四日 火曜日

「九〇年代の日本の役割―環境と安全保障のあり方―」について参考人国際日本文化研究センター所長梅原猛君、東京大学名誉教授近藤次郎君及び明治学院大学教授武者小路公秀君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

二月二十七日 木曜日

派遣委員から報告を聴いた。

「一九〇年代の日本の役割―環境と安全保障のあり方―」のうち安全保障のあり方について政府委員から説明を聴いた後、政府委員、防衛庁及び外務省当局に対し質疑を行った。

四月二十七日 月曜日

「一九〇年代の日本の役割―環境と安全保障のあり方―」について意見の交換を行った。

五月十八日 月曜日

外交・総合安全保障に関する調査報告書を提出することを決定した。
外交・総合安全保障に関する調査の報告を申し出ることを決定した。

○国民生活に関する調査会

平成四年

二月 十四日 金曜日

内外価格差問題に関する件について政府委員、国土庁及び建設省当局から説明を聴いた後、政府委員、農林水産省、公正取引委員会、運輸省、国土庁、建設省、厚生省、内閣官房及び大蔵省当局に対し質疑を行った。

四月 十五日 水曜日

派遣委員から報告を聴いた。
内外価格差問題に関する件について意見交換を行った。

六月 十八日 木曜日

国民生活に関する調査報告書を提出することを決定した。
国民生活に関する調査の報告を申し出ることを決定した。

○産業・資源エネルギーに関する調査会

平成四年

二月 十二日 水曜日

六月 十八日 木曜日

「我が国の流通の将来展望」、 「我が国のエネルギー需要の将来展望」及び「我が国の新エネルギーの将来展望」の三点について意見の交換を行った。

産業・資源エネルギーに関する調査報告書を提出することを決定した。

産業・資源エネルギーに関する調査の報告を申し出ることを決定した。

(付) I 参議院役員一覧

役 員		召 集 日	会 期 中 選 任
議 長		長 田 裕 二君	
副 議 長		小 山 一 平君	
常 任 委 員 長 特 別 委 員 長 調 査 会 長	内 閣	梶 原 清君	
	地 方 行 政	山 口 哲 夫君	
	法 務	鶴 岡 洋君	
	外 務	大 鷹 淑 子君	
	大 蔵	竹 山 裕君	
	文 教	大 木 浩君	
	厚 生	田 淵 勲 二君	
	農 林 水 産	永 田 良 雄君	
	商 工	岩 本 政 光君	
	運 輸	峯 山 昭 範君	
	通 信	柏 谷 照 美君	
	労 働	向 山 一 人君	
	建 設	山 本 正 和君	
	予 算	中 村 太 郎君	
	決 算	久 保 田 真 苗君	
	議 院 運 営	井 上 孝君	
	懲 罰	対 馬 孝 且君	
	科 学 技 術	及 川 順 郎君	
	環 境	安 恒 良 一君	淵 上 貞 雄君 (4. 3. 18)
災 害 対 策	鈴 木 和 美君		
選 挙 制 度	石 原 健 太 郎君		
冲 縄 ・ 北 方	福 田 宏 一君		
土 地 問 題	野 田 哲君		
国 会 移 転	井 上 孝君		
国 際 平 和	下 条 進 一 郎君		
調 査 会 長	外 交 ・ 安 保	中 西 一 郎君	
	国 民 生 活	遠 藤 要君	
	産 業 ・ 資 源	田 英 夫君	
事 務 総 長		戸 張 正 雄君	

(付) II 参議院会派別所属議員数表

(会期終了日 平4・6・21現在)

会 派	議員数	①平4・7・7任期満了			②平7・7・22任期満了		
		比例	選挙	計	比例	選挙	計
自由民主党	113 (7)	23 (2)	51 (2)	74 (4)	16 (2)	23 (1)	39 (3)
日本社会党・護憲共同	71(16)	9 (1)	12 (2)	21 (3)	19 (6)	31 (7)	50(13)
公明党・国民会議	20 (3)	7 (1)	3	10 (1)	6 (2)	4	10 (2)
日本共産党	14 (6)	5 (1)	4 (2)	9 (3)	4 (2)	1 (1)	5 (3)
連合参議院	13 (2)	0	1	1	0	12 (2)	12 (2)
民社党・スポーツ・国民連合	10	3	2	5	3	2	5
参院クラブ	4	1	1	2	1	1	2
各派に属しない議員	5 (1)	2	1	3	1	1 (1)	2 (1)
欠 員	2	0	1	1	0	1	1
合 計	252(35)	50 (5)	76 (6)	126(11)	50 (12)	76(12)	126(24)

※ () 内は女性議員数